

福祉建設経済委員会記録

福祉建設経済委員会

委員長 田 邊 学

- 1 日 時 令和7年10月3日(金) 開会： 10時00分 閉会： 15時27分
福祉保健部
令和7年10月6日(月) 開会： 10時00分 閉会： 17時00分
経済部、建設部
令和7年10月7日(火) 開会： 10時00分 閉会： 12時02分
建設部、都市政策部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 井垣 伸子、大田 敏司、小林 隆司、清水 祐希、田中 陽三、田邊
学、新見 浩明、西村 慎太郎、萬谷 竹彦
- 4 事務局職員 前田 紀子、起本 一生
- 5 説 明 員
吉本副市長
【福祉保健部】 升福祉保健部長、岡村福祉総務課長、藤岡高齢者支援課長、小熊高
齢者支援課地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所
長、松尾こども政策課長、山野井こども政策課保育指導担当課長兼学
校教育課幼児教育指導担当課長兼浅江東保育園長、森永こども家庭
課長兼こども家庭センター長、清水健康増進課長
【経済部】 西村経済部長、佐々木経済部次長兼商工振興課長、影土井農林水産
課長、弘中有害鳥獣対策課長兼有害鳥獣対策センター長、岩崎農林
水産課技術担当課長、温品観光・シティプロモーション推進課長、太田
農業委員会事務局長
【建設部】 酒向建設部長、沖本建築担当次長兼建築住宅課長、秋友監理課長、
山本道路河川課長、小林建築住宅課建築担当課長
【都市政策部】 松並都市政策部長、北川都市政策課長、山本都市政策課公園緑地担
当課長、秋山公共交通政策課長、中本下水道課長、弥益下水道課下
水道技術担当課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 報道1社、市議会モニター

1 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 令和6年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○新見委員

それでは、主要施策の成果について質問をさせていただきます。ページ数は66ページ、(3)地域生活支援事業、ア、日常生活用具給付についての質問ですけれども、オストメイトについて、まず、こちらの人数が何人いるのかというところでお示ししていただきたいと思います。

○岡村福祉総務課長

オストメイトの人数という形では把握してはいないのですが、膀胱・直腸機能障害を理由とした身体障害者の手帳所持者については、3月末の時点ですが、124人と把握しております。

以上です。

○新見委員

承知しました。

引き続いての質問なんですが、ストーマの装具等の交換・洗浄をすることができる施設については、市内公共施設ということに限って何施設あるかについてお答えいただきたいと思います。

○岡村福祉総務課長

市内の公共施設でオストメイト対応のトイレを設置しているのは19施設というふうに確認をしております。

以上です。

○新見委員

この公共施設の案内については、ストーマの装具について補助等を出しておりますので、実際にどういった方が利用されているかというのは分かると思うんですが、この方への施設の案内等については、どのような形で周知されていらっしゃるのでしょうか。

○岡村福祉総務課長

オストメイト対応トイレに特化した周知はしておりませんが、市が現在公開しておりますGIS、ひかりぴかぴかマップにおいて、バリアフリートイレの場所が確認できるよう周知を行っているところでございます。

以上です。

○新見委員

ぜひ、窓口に来られることもあると思いますので、そういった際には、こういった施設で洗浄施設が整っているということで丁寧な御案内等をしていただければと思います。

引き続いての質問なんですが、ページ数、同じ成果について94ページ、95ページをお願いいたします。こちらで、1、生活保護総務費、(1)生活保護総務事務費のア、被保護者就労支援事業についてなんですけれども、支援による自立者数について、就労・増収達成者について、人数が2つあるのですが、含まれているのかどうか、お願いいたします。

○岡村福祉総務課長

この表の就労・者増収達成者数、令和6年度でいえば6人いますが、この中に自立者数3名は含まれております。

以上です。

○新見委員

この支援対象者に対しての就労、それから増収達成者数というのは、非常にアプローチをかけている人数に対しての成果というのが非常に高いものだというふうに受け止められますので、先ほど説明の中でも、扶助費について過去3年間減額してきているということもありますので、引き続き丁寧に対応していただいて、扶助費の減額というものを進めていただければと思います。

質問については以上です。

○清水委員

それでは、主要施策の成果の61ページ、決算書105ページのところで、先ほどちょっと説明があったところなんですが、自立支援給付費事業のところで、約1億2,000万円増額になっておるといふところもありました。これで、自立支援の障害のところの、どういった障害が増えているのかというところを、まず教えていただければと思います。

○岡村福祉総務課長

障害者の数についてですが、主要施策の61ページを御覧いただけたらと思いますが、障害手帳所持者の状況というところを御覧いただきますと、身体障害者につきましては減少傾向、知的障害者につきましてはやや増加の傾向にあります。

ただ、自立支援給付費事業につきましては、障害者手帳を所持していることが条件ではございませんで、精神障害者につきましては、精神科の病名、発達障害とか、そういうものがついている方が、診断がついた時点でサービスの利用が可能となっておりますので、そういった方々の利用が近年増えているように感じているところでございます。

以上です。

○清水委員

分かりました。

続いて、主要施策の65ページ、66ページのところなのですが、まず、放課後等デイサービスの給付費のところ、そして計画相談支援、障害児のところの人数が、令和4年、5年、6年と微増しているというところなのですが、これは市としては障害児が増えているという認識なのか、利用者の人数が増えているというよりも、そういった相談の頻度とか、利用される人が増えているのかというのは、まずどういった認識なのかというのを教えてください。

○岡村福祉総務課長

障害児の部分についてでございますが、障害児自体が増えているというよりも、発達障害について、近年、急速に社会的な認知度が上がってきていたり、医療の技術の進歩と相まって、これまで見過ごされていた特性を持っている方々が、精神障害、発達障害というふうに診断されることが影響しているのではないかとというふうに考えております。以上です。

○清水委員

私も同じ認識で、障害児が増えているというよりは、そういった発達障害、特に先ほど説明であったような発達障害の子が非常に増えておって、近隣の支援学校も、私立・公立の小学校・中学校は子供の数は減っているのですけれども、支援学校の生徒の数は増えているという状況もあります。その要因というのは、発達障害の方が非常に増えているというところがあります。

それがそういうことなんだろうと思うんですが、そこに関連して、決算書の121ページになります。ここの障害児保育費補助金のところ、約1,800万円のところなのですが、まず、この内容を教えてください。

ごめんなさい。後で言います。すみません。分かりました。まず、ここで障害児のところは分かったので、保育園のことは後で言います。障害のところは以上になります。

○大田委員

決算書の105ページに自立支援給付事業で、その中に施設入所とか、いろいろあるんですが、ここに当てはまる事業所というのは、どのくらい、何事業所くらいあるんでしょうか。

○岡村福祉総務課長

今、お尋ねのあった施設入所支援事業所につきましては、市内には1か所でございます。ただ、市内以外、市外、県外の施設の御利用もありますので、複数。県内でいえば50施設程度あると思いますが、正確な数は、今、持ち合わせておりませんので。

以上です。

○大田委員

一応、それに施設入所支援給付費とか、いろいろ払われているんですが、多分、それに払われているんですよね。

○岡村福祉総務課長

給付費については、障害のある方がサービスを利用されたことに対して、その対価として給付費をお支払いしているという形になります。

○大田委員

だから、その施設に払われているんでしょう。

○岡村福祉総務課長

給付費の仕組みについて、ちょっと複雑なのであれなんですけど、基本的に給付費の支払いは、本人に対しての給付費の支払いをするという決定を市のほうがします。その給付費の支払いの決定をした障害者が、施設と契約をして、代理受領の契約をしていただくようになります。それを受けて、その障害者が施設を利用して、利用の実績に基づいて施設から市のほうに請求が上がって、その請求に基づいて支払いを施設のほうにするという流れになっております。

以上です。

○大田委員

例えば、施設入所支援給付金で1億9,729万9,000円も払われているんです。決算として上がっているんですが、それは、今のように、その人に対しての給付が、その人が働いている場所に施設から請求が来て、市のほうからその施設に払いを出しているのが1億九千七百万何がしかになっているという解釈になるんですが、それでよろしいですか。

○岡村福祉総務課長

もっと細かく申し上げますと、施設の利用料については、施設から国保連に請求が上がります。国保連で、その利用の実態とか、その辺の一旦審査をして、その審査結果を受けて、市のほうに請求が上がってきます。そして、その請求が上がったものについて、市から今度は国保連に支払いをして、国保連から施設のほうに支払いがされるという流れになります。

○大田委員

そうすると、それは、就労A型給付金、B型給付金、放課後デイサービス給付金、やむを得ない事由による措置費とか、それらも全部それになるわけですか。

○岡村福祉総務課長

やむを得ない事由による措置費については、これは措置費になりますので、直接、施設から市のほうに請求が上がって、市から直接、施設のほうに支払うようになりますが、それ以外の事業については、基本的に国保連を通しての支払いとなります。

○大田委員

そういうふうに、就労者から施設に、施設から国保連に行って、国保連から市に来て、今度は逆のほうに回るような答弁だったと思うんですが、その審査とかいうのは、どういうふうな審査をされているのですか。

○岡村福祉総務課長

国保連においても、市においてもなんですけれども、国保連においては、市で支給決定した日数とか、サービスの種類とかいうものを国保連のほうに情報を提供しております。そこで、一旦、国保連のほうでそういった審査がされます。市のほうに請求が上がってきた時点においては、国保連から利用実績等も併せて送付されますので、ほかの、例えば就労継続支援の利用をされている時間帯にヘルパーの利用が重なっていないかとか、そういったことについて審査をした上で支払いを行っているという状況でございます。

○大田委員

それは市がやるんですか、国保連がやるんですか。

○岡村福祉総務課長

国保連においても一旦しますが、それに漏れがあることもありますので、市においても、再度、その辺りの確認をしているという状況でございます。

○大田委員

今、聞くと、国保連と市の二重の審査を行って支払いをしているという解釈をしたんですが、それでよろしいですか。

○岡村福祉総務課長

国保連においても、市においても、両方で確認をしているという状況でございます。

○大田委員

今、一番下のやむを得ない事由による措置費というのは、事業所から、直接、市に請求が来て、市から直接払うような答弁だったと思うんですが、その内容というのはどういうふうな審査をされているんですか。

○岡村福祉総務課長

やむを得ない事由による措置費につきましても、市の支給決定と請求の内容に乖離が

ないとか、支給対象者に間違いがないとか、国保連でされる審査と同様の審査をして支払いをしている状況です。

○大田委員

それは現地に行って調査をするのか、その書類上で調査をするのか。

○岡村福祉総務課長

原則として書類での審査となります。

○大田委員

それで書類上で間違いはないかというのは、出勤表とかいうのも全部出されるのか。事業内容の出勤表とかいうのも、全部事業所が出されているということですか。

○岡村福祉総務課長

事業所のほうから利用状況表の提供を受けて、それを審査しているという状況です。

○大田委員

それだったら、事業所から来たのを、その請求を見てから、間違いはない、それなら払いますという……。間違いはないと思うんですが、事業所からの書類をそのまま、極端に言ったらパスということになるんですが、それは審査とは言わないんじゃないかと思うんです。

○岡村福祉総務課長

今、国の制度上、そういった形での審査をすることが求められておりますので、その対応で対応させていただいております。

○大田委員

極端な言い方ですよ。極端な言い方をすると、事業所がそういうふうに登録されている方が働かないでも働いたような内容を届ければ、それで通るということになりますよね。

○岡村福祉総務課長

そこを疑い始めると何とも言えないんですけども、基本的には事業者のほうからそういった申告がないものと信じておりますが、利用者のほうにも支給明細書が届きますので、市から支払った給付費について、こういう支払いを受けましたということの報告を利用者のほうにも事業者のほうからするようになっていきますので、そこを再度、利用者の方が確認されて、自分の利用実績と事業所がした請求に差異があるようなことがあれば、市のほうなりに連絡があると思われれます。その際には、事業者に出向いて、実態を確認することも場合によってはあるということになります。

○大田委員

事業者の方が信用されて、そういうふうにして、それが1年に1遍か、2年に1遍なのか、そういうふうな審査をされてもいいんじゃないかと思います。よろしくお願いいたします。

それと、参考資料の不用額についてお聞きしたいのですが、7ページ、8ページ、9ページにおいて、一例は負担金補助及び交付金、8ページの非課税世帯給付事業において、繰越明許をやられておられるのにもかかわらず、高い金額の不用額が出ているのですが、そのこのところの御説明をお願いしたいと思います。

○岡村福祉総務課長

お尋ねは8ページの非課税世帯給付金の繰越明許の部分だと思います。こちらは、令和6年の3月に補正をして、全額繰越しとさせていただいた事業でございます。令和3年に補正をして、申請の期限を令和6年の8月31日とさせていただいております。補正予算の決定を受けてから、システム改修等を実施して、対象世帯の算出等をしております。予算額の積算に当たっては、国が提供する見込み対象者を算出するツールにより積算をしておりましたが、システム改修によって精査をした結果、そのこの差異が生じて、不用額が生じたということでございます。

参考までに、均等割非課税世帯の見込数が2,000世帯であったところが、実績として1,275世帯、それから、子供については1,000人を見込んでいたところ563人が実績であったということでございます。

以上です。

○大田委員

そういうふうにして2,000世帯が1,267世帯で、1,000人が563人、そういうふうにして随分見込みと実数が違うんですが、その見込み、1,000人、2,000世帯というのはどういう計算の仕方をされたんですか。2,000世帯じゃなくて1,500世帯ぐらいでもいいんじゃないかと思うんですが。

○岡村福祉総務課長

予算額の積算に当たっては、国が提供しております見込み対象者算出ツールによって算出をさせていただいております。この細かい積算の計算式がどうなっているかというところまで、申し訳ないですが分析をしておりますが、国が提供した見込み対象者数算出ツールに従いまして、均等割のみ世帯については2,000世帯、子供については1,000人というふうに見込んだところでございます。

○大田委員

だから、計算式が2,000世帯になるような計算の仕方もわかりませんが、あまりにも繰越明許されて、不用額が7,200万円、また2,100万円と、あまりにも大きな不用額に

なっている。そういうのは初めからの見込みがあまりにも膨大で、聞いただけでも大きいですね。あまりにも差があり過ぎるというふうにどうしても感じるんです。だから、その計算式で、国の方向性をもってやったからこれになったというふうに言われるかもわかりませんが、その見込みというのは、どうしてもそこまで多く見なくてもいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○岡村福祉総務課長

支給できない世帯が生じてしまうと困りますので、ある程度、余裕を持った予算の確保は必要だと考えております。予算要求をするに当たっての根拠としては、今回につきましては、国が提供する見込み対象者算出ツールによるものが適当と考えましたので、そのように対応をさせていただいたところでございます。

以上です。

○大田委員

それはあまりにも低い見積りをして、それより多く出たらいけないという、多少多めになるのは分かります。これはあまりにも多過ぎると。見込数があまりにも多過ぎる。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○岡村福祉総務課長

繰り返しの答えにはなりますが、この制度は国の制度でございます。国のほうが示した算出ツールによって積算することが適当と考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○大田委員

国のツールと言われるが、そこで分母と分子をもう少しよく考えてからやられたほうがいいんじゃないかと思えます。頼みますよ。

それから、次ページ、9ページ、扶助費に対して、扶助費が生活保護費で余っているので不用額が出たのですが、これは国が生活保護費の支払いを下げた、それで出たのですか。それとも、市が生活保護者に対して少なかったから、これだけ100人にしておったのが70人ぐらいたったから、これだけ不用額が出たのですか。

○岡村福祉総務課長

今年度、この不用額が生じたのは、先ほども説明を若干いたしておりますが、保護世帯、保護者数が減少したことが影響しているものでございます。

以上です。

○大田委員

国が生活保護費を下げたのは関係ないわけですか。

○岡村福祉総務課長

委員がおっしゃっておられます生活保護基準の引下げにつきましては、平成25年に引き下げられたものであって、平成30年、令和5年度と保護基準の改正がされておりますので、委員がおっしゃっているところの影響はないというふうに考えております。

○大田委員

生活保護世帯が少なくなったというのは確かによいことです。そのためにいろいろな努力はされていると思うんですが、そののところも、もう少し生活保護者が少なくなるように、もっと努力してもらいたいと思っております。また後します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：藤岡高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：松尾こども政策課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

決算者の121ページをお願いします。右側備考欄の障害児保育費補助金、約1,800万円のところなんですけど、これの詳しい内容をまず教えてください。

○松尾こども政策課長

障害児保育費の補助金1,818万円の内容ということでございますけれども、これは主要施策の成果の88ページのほうに、障害児等の保育の1月当たりの平均人数を記載しておりますが、これが46人。保育をさせていただいている私立園に対して1,818万円の支出をしているということでございます。実績としましては、私立保育所においては、特別児童扶養手当の受給者が実人数で4人。実際は手帳等を持っていらっしゃらないですが、園判断で加配が必要と判断された園児さんが27名おられます。認定こども園については、支援が必要と判断された方がお1人おられますので、それぞれの加配部分に対する支出ということになっております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。今、内訳を聞きましたが、例えば、先ほど障害のところでも聞いた、発達障害の子が増えているという状況の中で、手帳はないが発達障害だよという、そう

いった障害を持った児童が私立の保育園に入園する際、どのような手続があるのかというのを教えてください。

○松尾こども政策課長

児童の保育園への入所については、特に障害があるから、ないからということでの違いは実際はないのですが、例えば、来年度の入所の4月以降の希望に対しては、近々、手続が始まりますけれども、通常、園のほうに直接行っていただきまして、実際に面接をしていただいた上で申請書を出していただくというような形になります。その上で、園のほうで面接の上で了解をされれば申請が出せるのですが、実際に園のほうで障害等を理由に、自分の園では保育ができないということで対応される場合もあるとは聞いております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。こういったケースは、先ほども申し上げたのですが、子供の数は減っていく、しかし障害児の数は増えていると。単純に障害児の人数というよりも、率が増えている、これからも増えていく状況だろうなというのは見込まれるのですが、そうなったときに、保育士さんの研修だったり、精神疾患の子たちへのケアだったりとか保育だったりとかというのは、専門には学ばれていないのではないかと思います、その辺りの保育士さんの教育とか研修とかは、今現在どのような形なんでしょうか。

○山野井こども政策課保育指導担当課長

保育士の研修等につきましては、県内や全国において、障害児保育に係る数多くの研修が開催されていることから、公立・私立園ともに、毎年、保育士がそれらの研修に参加し、知識やスキルを向上させることにより対応に努めているところです。

以上です。

○清水委員

分かりました。研修に頻繁に行っているということですが、先ほど申し上げたとおり、子供の数は減っていくけれど、障害児の数は増えていっているという状況で、これから私立のところも、面接で、うちの園は厳しいなというところはお断りするケースもあるということで、私の知っている方もお断りされて、なかなか私立の園に入れなかったと。だから市外の特別な施設に預けるしかない。でも、それまでは働くことができないんだというので、非常に困っているケースがありました。

こういったケースは今後も増えていくことも考えられるなと思っていまして、だから、ここで先ほど言った、障害児保育費補助金のところで、今、人数が46名のところですがけれども、これって、例えば、言い方がどうなのか分からないのですが、そういった障害がある子、保育が困難な状況の子でも、それを受け入れることで、こういった市独自の加算もあって、もっと積極的に受け入れたら、経営のところもプラスになっていくな

と。保育士を少し多く雇用するところにもつながったりとか、給料のところでは加算したりとか、そういった処遇改善のところもできるなと思っていて、だからそういったところを手厚くすることが非常に重要なんじゃないかなと思っています。

今後、受入体制をどうしていくかというのが非常に重要だと思うので、これは目の前に来ていると思いますので、市としての方向性を市民と運営事業者側にしっかりと示していかないといけないと思いますので、ぜひ後手後手にならないようによろしく願います。

以上です。

○田中委員

主要施策の79ページ、保育士の独自加配事業についてお聞きしたいと思うんですけど、この中では補助施設数が5園になっておりますが、この利用状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○松尾こども政策課長

この事業は、保育士が子供主体の保育業務に注力をして、保育の質の向上を図るために補助金を交付するもので、特に国の配置基準を満たす職員を配置した上で、かつ保育リスクの高い3歳児未満クラスへの加配をしている保育所ということが補助金として対象となっておりますけれども、令和6年度については5園が本事業を活用して手厚い保育を行われたということになっております。

実際には、この補助金については、園の定員によって補助上限等が違っておりますので、その上限の範囲内で令和6年度は5園ということでございますけれども、実際は手出しをされているところもかなりありますが、補助をしながら、1名ということではなく、複数名を非常勤または常勤で雇用しながら保育を行われているという感じでございます。

以上でございます。

○田中委員

この制度自体、いい制度だなと思っているのですが、傾向としてどういう傾向があるのかという部分と、今から誰でも通園が始まるという中で、利用者側の評価というか、活動されているところが5園あるということなんですが、どういった声があるのか、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○松尾こども政策課長

この制度については、保育の現場においては、実際にやっていただく内容は、園によって業務は異なりますけれども、異なるといっても、単純な保育から様々な高度なものまで雇われる方によって違ったりするかとは思いますが、大変助かっているということで、本年度以降については、現在、6年度は5園ですけれども、活用したいという園のお声を聞いております。

以上です。

○田中委員

分かりました。評価をいただきながら広がっているのかなということで理解をしました。ありがとうございます。

以上です。

○大田委員

決算書の最後のところ、20ページ、保育事業給付費一部負担金49万3,000円と金額が書いてあるのですが、未熟児療養医療給付費というのは医療費だろうと思うのですが、ここの内訳を説明してください。

○松尾こども政策課長

確かに未熟児療養医療給付費一部負担金については医療費でございますが、当初は、未熟児医療費のほうから支出を最初はしております。その分を乳幼児医療費からこちらのほうに振り替える作業をしておりますので、ここで歳入として上がってくるということになっております。

以上でございます。

○大田委員

これは一部負担金というふうに書いてあるということは、父兄というか、親というか、これが負担をして納付したという金額というふうに解釈できるんですが、それは違うんですか。

○松尾こども政策課長

本来は、そういったお金、委員のおっしゃる額になるんですが、医療費は光市としても全て無償にしておりますので、実際は乳幼児医療のほうから支出をさせていただいておりますので、その部分について、未熟児医療費のほうに振り替えをさせていただいている。その金額がこの額になっております。

○大田委員

光市は子供の医療費は無料というふうにお聞きして、これは負担金と書いてあるから、児童の父兄から入れたんじゃないなくて、市の内部の書換えで、そういうふうな負担金というふうな名目で書いたと。

○松尾こども政策課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○大田委員

了解しました。

それと、主要施策の成果の77ページ、きゅっとのPR事業で、おっぱい都市宣言のまちイメージキャラクターきゅっとのPR活動を2回行いましたと。行ったのは分かるんですが、それでどういう目的でもってやったのか、どういう成果が出たのかを教えてください。

○松尾こども政策課長

きゅっとPR事業につきましては、実際は、きゅっとのぬいぐるみを貸し出すという業務になっております。貸出しの業務でございます。お祭りやイベント等、もしくは学校等の場合もありますけれども、そういったところで貸してほしいという依頼がありましたら、それに基づきまして貸出しを行いまして、おっぱい育児について普及をしてもらう、一助にってもらうということでございます。

以上でございます。

○大田委員

イメージキャラクターのきゅっとの貸出しをしたという解釈になるんですが。

○松尾こども政策課長

委員仰せのとおりでございます。

○大田委員

どういう成果を求めて出されたのか、ちょっと分かりにくかったんですが、次に、78ページの未来のパパママ応援事業で、市内の全市立中学5校の中学3年生対象として授業を実施し、生徒360人が、いのちや乳幼児の成長に関する学習を深めましたというように示してあるんですが、これの目的と、その成果というのはどういうふうに出たのかを教えてください。

○松尾こども政策課長

未来のパパママ応援事業につきましては、平成23年度だったと思いますが、それからずっと開催をしている事業で、参加をされた中学生はもとより、実施に御協力をいただいた学校等につきましても、かなり高い評価をいただいている本市の事業でございます。

実際は、パパママ応援事業といっても5部構成になっておりまして、最初はいのちの授業という授業で、現在は、梅田病院の先生がお話をされている講義を聞いていただくというものになります。これは赤ちゃんのいのちの大切さ、親になることについてどのように考えるかというような内容で、少し深い内容になっておりますけれども、これを中学3年生に見ていただくということになっております。

第2部につきましては、赤ちゃんのお人形を使ったり、妊婦体験をしたりというようなことで、実際の中学生が妊婦や赤ちゃんにどう触れ合うかということについて学んでいただくというものです。

第3部につきましては、実際に赤ちゃんとお母さんが来ていただいて、触れ合いをしていただくと。その中でいのちの大切さというようなものを感じていただくと。自分が親になることへの肯定感というのも養っていただいたらというふうなものが第3部でございます。

第4部につきましては、中学校によって異なりますけれども、各保育園や幼稚園等と連携をして、そういったところの園児と触れ合っていただくというのが第4部。

第5部につきましては、その振り返りをしていただいて、子供たちが様々な感想を書いたり、親からのメッセージをいただいたりというようなことで振り返りをしていただくというのが第5部。この5つの部門で構成された事業でございます。

先ほども申しましたけれども、各学校の先生からはかなり支持をいただいている事業でございますし、子供たちもそれぞれ振り返りの時間に感想を書いてくれる中で、こちらの意図をきちんと分かったというか、命の大切さとか、自分が大人になったときにどういった親になりたいとか、そういった感想をしっかりと書いてくれると、そういった事業になっております。

以上でございます。

○大田委員

立派なことであろうと思いますが、中学3年生、5校で367人というのは、えらい少ないような気がするんですが、これだけしかいないですか。全校で367人しか。

○松尾こども政策課長

そうでございます。中学3年生については、5つの学校でこの人数でございます。

○大田委員

分かりました。今後も中学生なんかに命の大切さとか子育てというのは大事だろうと思いますから、よろしくお願ひしたいと思います。

また、その下の、おっばい応援団事業で特典シールを配付しましたと、こういうふうに書いてあるんですが、その特典シールを使用されている状況というのは、どのような状況になっているのでしょうか。

○松尾こども政策課長

この応援団特典シートにつきましては、毎年18の事業所に御協力をいただいている状況が続いております。昨年度、令和6年度につきましては、290枚程度使用されているということでございますけれども、例年、調査をしましたら、300枚から400枚程度の使用枚数で、ちょっと令和6年度は少なかったかもしれないですが、そういったことで利用はされていると。実際の配付は、令和6年度については765名の方に配付されたというふうになっております。

○大田委員

765枚配付して290枚の使用ということなのですが、配付されても、あまり声が行き届いていないように思うんですが、そののところはどういうふう感じておられるんですか。

○松尾こども政策課長

声が行き届いていないというのは、少し理解ができないんですけども、実際にこれを配付をしているのが、誕生された方と1歳の誕生日を迎えられた方、また2歳の誕生日を迎えられた方ということで、その保護者の方にお渡しをしているということですけども、協力をしていただいている事業者さんについては、実際、約8割の方が継続をして協力をしていただいていますけれども、地域や子育ての貢献を感じていただいたり、事業所を知ってもらえる機会だということで継続をいただいている事業者さんが多いということでございます。

○大田委員

18事業所の方が御協力いただいて、そのシートをお渡ししたと。せっかくそれだけの事業を応援していただいたのに、765人で290枚というのは、応援してくださる事業所さんに対しても宣伝になると思うので、もっと広範囲な宣伝の仕方もあるんじゃないかと思うんです。そのところはよろしく願いしたいと思います。

また、その上の子育て支援の場の事業において育児相談を実施しましたと。その下に公立園と私立園の利用者人数が書いてあるんですが、その人たちは、解放された公立・私立保育園・幼稚園なんかに入るために参加してもらったんですか。それとも、ただの交流の場だけのために利用されたんですか。

○松尾こども政策課長

これは委員さんの言われる、どちらの目的でも御利用が可能でございますので、その園に入りたいと思って、その園の園庭解放等に参加される方もおられますし、単に地域で近いからということで、交流のために来ていただくこともございます。園解放、園庭解放については、そういった地域の利用と地域貢献というものもございますので、そこに縛りは設けておりません。

○大田委員

公立園で令和6年度が263人、私立園が146回の1,586人と結構な人数なのですが、これらの利用者というのは入れなかった人たちの利用者になるんですか。

○松尾こども政策課長

入れなかったということではなくて、現状、入っていらっしゃらないという方がほとんどだと思いますが、入れなかったという意味ではなくて、入所させていないということです。

○大田委員

何とも、私、よく理解しないのですが、やっぱりこれだけの人数がおって、待機児童ゼロというふうに言われておられるのですが、そういうのは、今、保育園とか私立なんかに対して、ゼロ歳から一応入れるようになってはいるはずなんです、これだけの人間がいるということは、入っていないというような……。もう少し入ってもらいたいと思うんですが。

○松尾こども政策課長

人数や回数というのは延べになりますので、実際の方がどれくらいおられるかというのは、実人数というのは把握はしていないのですが、例えば、生まれたばかり、ゼロ歳児でももちろん参加はできます。ただ、将来の入所に向けてということで参加をされる方もおられますし、ただただ近所で、実際に保育士の先生とお話をしたりとか、遊具で遊んだりということも屋内でも屋外でもできますので、そういった目的で来られる方もおられます。必ず保育所に入所させることが目的ということではないということでございます。

○大田委員

こういうふうな父兄なんかの集まる場で、子供も一緒に集まってから、そういう育児相談なんかをされるというのは確かにいいことと思いますが、待機児童ゼロというように言っておられるんだったら、もう少しどうかなという感じはあるんですが、確かにいい事業であろうと思いますから、進めていってください。

○西村委員

すみません、簡単に2点ほど。

まず、決算審査参考資料の8ページ、不用額のところで、児童福祉総務費の扶助費のところ。これは子供医療費のところ三角が立って、不足が発生しているような状態になっているのかなと思うんですが、一応、その理由の確認と、何かイレギュラーがあったのかという確認をお願いします。

○松尾こども政策課長

これにつきましては、単純に見込みよりも医療費の利用が多かったということで御理解いただけたらと思います。

○西村委員

単純に見込みより多かったということで理解をいたしました。

それから、主要施策の成果の同じく78ページです。決算書117ページ。78ページ、下段のほうのコ、保育士等就労促進給付金事業ということで、一部説明もあったところですが、令和4年度、5年度と比べて、利用件数、受給の件数が減っているということに対して、これの評価と受け止めをまずお伺いできればと思います。

○松尾こども政策課長

この事業、令和6年度までの事業ということでございますけれども、最終年度となります6年度につきましては、確かに前年度と比べると、ちょっと人数が少なくなっております。

ただ、実際、この人数につきましては、保育園の採用計画等にも関係しますので、実際、どの程度、私立の保育所が採用したかったかというのは、そこまで把握はしておりませんが、実際には若者の保育士の希望者が減少していることというのも一つの要因かなというふうには考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ちなみに、もう2点ほど。令和6年度で終了したという事業ですけれども、これは一般財源からの支出、独自事業だったのかという点と、近隣の、この辺の他市町で、こういったことに取り組んでいる、取り組んでいたようなことが把握しているところがあれば、併せて教えていただければと思います。

○松尾こども政策課長

この事業は、委員さんに言われるとおり、全て一般財源からの支出ということで実施をした事業でございます。近隣の市町で同様な事業がないかということでございますが、実際、調査をいたしましたところ、令和6年度中に同様な事業をやっているところは、周南エリアにおいてははないということでございます。

○西村委員

分かりました。予算、財政の状況等も勘案して、実際の利用状況とか、そういったことも踏まえた上での、6年度までという判断だと思っておりますけれども、一般財源からやっている独自事業で、かつ、この辺でやっていなかった事業が1つ終了したということで、保育士の確保というものは、これから先も、同僚議員も言いましたように、大変重要な課題になるというふうに認識をしておりますので、この事業を単純に令和6年度で終了させるということではなくて、今後、終了するに当たって、恐らくいろんな聞き取り、現場の声というのも収集したかと思っておりますので、ぜひとも今後の展開に生かしていただければというふうに、これは評価からの次の取組に期待をしていきたいと思っております。

以上です。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

説 明：森永こども家庭課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

主要施策の成果の109ページをお願いします。ここの母子保健事業のところになります。アの母子保健相談支援対応状況のところ、妊娠前のところが大幅に減っておりますので、この要因をまずは教えてください。

○森永こども家庭課長

妊娠前の数が大幅に減っている要因ということでございますが、例年、妊娠前の相談の主なものとしたしましては、不妊・不育症治療に係る補助についてや、葉酸サプリを希望された方の相談、風疹予防接種の女性に関する御相談がございます。

御質問の5年度の実績や妊娠届の数値と比べても下がり幅が大きくなっている要因ですが、これら事業に対する御相談のお問合せが減少したことは認識しておりますけれども、例年と比べても周知方法や内容の変更等は行っておらず、大きく減少した要因の特定までは至っておりません。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。妊娠前ですから、おっしゃるとおり、子供の妊娠してからのことは産婦人科での相談だと思うので、今、おっしゃられた不妊・不育症などの補助金のこととか葉酸サプリのことなど、そういった相談がというところを理解しましたが、主要施策の115ページのところで、今、ちょっと不妊治療のことなどがありましたので、このこともちょっと、このアの一般不妊治療費助成事業、これも令和5年と比べて減っております。そして人工受精費助成事業のところも減っております。というところで、この要因、また課題というのはどういうふうに考えられているか教えてください。

○森永こども家庭課長

不妊治療費助成事業等の申請者が大幅に下がっている要因と課題でございますが、まず、出生数が減少傾向であることから見ましても、自然減も含まれるものと考えており、令和6年度から、山口県が生殖補助医療と先進医療を対象とした、山口県しあわせ運ぶ妊活応援事業という事業を開始したことも、影響があったのではないかと考えております。

具体的には、胎外受精や顕微受精などの生殖補助医療について、令和5年度は市の助成のみだったものが、令和6年度に創設された県の事業においても申請が可能となったものでございます。

今後も必要な方に必要な情報が行き届くように、市のホームページや各医療機関等で事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○清水委員

分かりました。今おっしゃられた自然減というところと、あと県の事業が始まったの

でそちらのほうを利用される方もあって市へのこの相談と利用、申請者が若干減っておるといふところを聞きました。

ただ私、思うのが、この一般不妊治療で人工授精のところが減っておるところもそうなんですけど、この相談数がかなり減っているといふところが、すごくちょっと危機感といふか、ここが非常に課題だなと思っております、もちろん自然減といふのもあると思うんですけど、この助成制度自体の魅力が弱いということも一つの要因じゃないかなと思っております。もっともっと、今はもう本当にもう皆さん御承知のとおり、こういう不妊治療とかを考えられる方とかも高齢化で増えてきていますので、晩婚化で、だから、こういったところを非常にこの数字を見て減少しているなといふところで、相談数も減っているなといふところが1つもう数字として出ているので、これをもっとまずはこの相談件数を増やせるようにちょっとその辺りをしっかり考えていただけたらなと思っております。

以上です。

ごめんなさい、もう一つありました。113ページ、ごめんなさい。主要施策の113ページの産後ケア事業のこともちょっとお伺いさせていただきます。これ、令和6年度から自己負担額を無料にしたとあるんですが、無料にしたことよっての成果等をまず教えてください。森永課長。産後ケア事業の実行負担額を無料にしたことよっての成果をまず教えてください。

○森永こども家庭課長

産後ケア事業の自己負担額を無料にしたことよっての成果という御質問でございます。

自己負担額を無料にしたことよりまして、令和6年度の延べ利用者数は前年度比で1.39倍となっております。経済的負担を理由に利用をためらわれていた方も、負担なくこの事業を利用することができるようになりましたので、休息や授乳、育児サポートを受けることで、母親の産後鬱予防につながっているのではないかと考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。これは非常によい事業ですので、これを利用料を、自己負担額を無料としたといふのは、私としては非常にいいことだと思っております。

その上で、心身のケアをしていく中で、無料にして1.39倍の前年比として利用がなっているんですけど、今、自己負担額を無料にしてから、今後の課題といふのはどういふふうにかえられているか教えてください。

○森永こども家庭課長

課題といたしましては、利用希望者が増えたことよって受皿が不足するということでございます。ショートステイとデイサービスは、産科医療機関の空き病床を利用して実施をしておりますが、他市町も利用料を無料化しておりますので、利用希望者の数が

増加しており、希望するタイミングで利用できない状況が発生しております。できるだけ必要な人が必要なときに利用できる制度に近づけることが課題と考えております。

以上でございます。

○清水委員

承知しました。受皿のところ、不足が課題というところを理解できました。本当に今おっしゃられたとおりですけど、利用されたい方が利用できるように、このあたりしっかりフォローいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○小林委員

何点か質問させていただきます。まず1つ目が、主要施策の82ページ、家庭児童相談事業についてお聞きをします。

この令和6年度の子育ての新規相談件数と対応件数というところが令和5年度と比べて大幅に増加をしていて、先ほどの説明の中で少し触れていただきましたが、もう少し詳しく増加の要因について教えてください。

○森永こども家庭課長

対応件数の増加要因について、もう少し詳しくという御質問でございますが、御承知のとおり、本市では令和6年4月より、母子保健と児童福祉の相談部門を一元化した、こども家庭センターきゅっとを開設しております。令和5年度までは、母子保健分野と児童福祉分野がおのおので相談情報を管理してございまして、相談件数の計上もそれぞれでしてございました。同センターの開設に伴いまして、同一システムでの相談情報の一元管理を開始いたしましたので、母子保健での相談区分に当たる子育て相談、育児相談、保育相談等がこれに当たるのですが、この件数が大幅に増加している状況になっております。

以上になります。

○小林委員

状況について理解ができました。その上で、実際に今回の相談に対しても、先ほどの御説明の中にもありましたが対応に少し苦慮する部分もあるというところを踏まえると、やっぱり教育機関や関連部門との連携という部分でそこを強化されたという文言もありますが、その上で現時点での連携の体制の部分についてお示しをください。

○森永こども家庭課長

委員仰せのとおり、相談に対する円滑な支援には関係機関との連携が重要になってまいります。現在、こども家庭センターきゅっとでは、幼稚園や保育園、学校への定期的な訪問や教育機関が開催する会議等を利用して情報共有を図っております。

また、児童相談所や警察、それから医療機関なども含めて構成する要保護児童対策地

域協議会において支援が必要な子供やその御家庭についての情報交換や、支援内容に関する協議も行っているところがございます。

子供や家庭をめぐる問題は複雑・多様化しておりますので、子供や家庭に対するきめ細やかな支援が重要となってまいります。

今後も関係機関とは、緊密な連携・協力を継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

やはり、こういう相談というところに行きますといろいろな機関が関係してきますので、そういうところとしっかりと連携をしていただいた上で、やっぱりこの課題の早期発見につなげていただきたいと思います。

それと、もう一つ、この事業において市民から実際に相談を受けて、相談をクローズするまで、この流れという部分について少しお示してください。

○森永こども家庭課長

相談の終結、クローズまでのパターンは様々であるため、一例として御紹介をさせていただきます。

まず、相談者の困りごと、主訴に当たるものやどう変わっていきたいのかという御意向を丁寧に聞き取らせていただいております。その上で、相談者とともに相談の解決に向けた目標を設定し、それに向けて必要な支援内容を考えます。

その際、支援に当たる人だけではなくて、相談者やその家族についてもできることを整理しまして、それぞれが役割を持って目標に向かって努力をするという、そういう調整をさせていただきます。

支援内容を相談者とともに考えることというのは、支援者と相談者の間で支援の方向性のずれが生じにくくなるので、ここは大切にしているところがございます。

その後、支援を開始させていただきます。支援中は、細かく連絡を取り合うなど、そういった対応に努めていますし、支援を継続していく中で状況の変化等があれば、適宜、支援内容の見直し、場合によっては目標設定の変更等も行っております。

終結の部分ですが、主訴の解消が確認できたら、相談者の御意向も踏まえて対応を終結するようにしております。終結時には、何かあればいつでも相談に乗ることができるよというようなことをお伝えして、関係性は引き続き取りやすい状況で終えるように努めております。

以上でございます。

○小林委員

よく理解ができました。非常にいいなというところが、やっぱり目標とか支援の内容をしっかりと相談者の方と共有して、その上で支援を行って、状況が変わればそれを踏まえた形で変更していく、こういうところが非常にいいなと思いました。

この事業というところは、いろいろな市民からの相談を受けていることを考えますと、

やはりいろいろな相談に乗っていくと、職員さんの精神的負担というところもあると思いますので、この部分については今のメンタルヘルスも含めてすごく大事だと思いますけど、日頃の声かけ、こういうところもぜひよろしく願いをしております。

それと、すみません、もう何点かあるんですけど、主要施策の110ページになるんですけど、エジンバラの産後鬱の質問票について少しお聞きをさせていただきます。

この調査は、いわゆる調査の方法とかタイミングとか結果のフィードバック、こういう部分をどのように行っているのかをお示してください。

○森永こども家庭課長

エジンバラ産後鬱の質問票に関しての御質問ですが、本市では、出産後、安心して育児ができるように、出産後、おおむね4か月までに保健師が赤ちゃん訪問を行っておりまして、赤ちゃんの体重測定と併せて、産後のお母さんに健康状態を見ながら母子の健康や育児に関する相談、子育て情報の提供などをさせていただいております。

この中で、お母さんには育児支援のチェックリスト、それからエジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票という3つの質問票を御記入いただいております。それぞれの質問項目に基準の得点があり、この得点の高い項目へのチェックなど、心配な回答があった場合は詳しいお話を聞いた上で、総合的な評価を行うようになります。

なお、母親本人には、判断基準の目安になる点数等をお伝えするなど、調査結果のフィードバックは行っておりません。

以上でございます。

○小林委員

よく分かりました。調査方法とかタイミングとか、この部分については分かったんですけど、結果のフィードバックはしていないということなんですね、分かりました。

では、もう少しこの質問をさせていただくと、この6年度の調査においては、11人がうつ傾向がありというふうに記載されていますが、この方たちのその後のフォローの状況、この部分についてお示しをください。

○森永こども家庭課長

その後のフォローの状況でございますが、電話や個別訪問による定期的なフォローや産後ケア事業による支援など、継続して支援をさせていただいております。

以上でございます。

○小林委員

よく分かりました。やはり、この問題が起こったときにしっかりとした支援体制というものが、切れ目がない、そういうのがあると非常にいいと思いますので、この取組について引き続きお願いをしておきます。

すみません、もう一点だけ、主要施策の成果を114ページで、母子手帳アプリ事業についてお聞きをします。

6年度末時点で累計ユーザー数というのは597名になったということでございますが、6年度にフォーカスを当てると新規登録者数についてお示しをください。

○森永こども家庭課長

母子手帳アプリ事業の6年度の新規登録者は135人となっております。
以上でございます。

○小林委員

分かりました、135人ですね。

このアプリの機能の中には、保健師等とのオンライン相談という部分がございますが、これ具体的な実績の部分についてお示しをください。

○森永こども家庭課長

具体的な実績でございますが、保健師等とのオンライン相談につきましては、6年度は1件の御利用がございました。

御相談内容といたしましては、産前産後サポーター派遣事業、産後ケア事業、それから、この方、県外へ里帰り出産をされる方でありましたので、県外での妊婦健診や乳幼児健診の費用の助成に関する御質問が主な内容でございました。

以上でございます。

○小林委員

一般的に制度に関する相談だったというふうに認識をしました。

本当にこのオンライン相談というところは、例えば対面での相談に比べて、いいところも悪いところも一端あると思いますが、自宅とか好きな場所から自分の都合のいい時間で相談できるということを考えると、先ほどの里帰り出産等も踏まえていきますと非常に有効な手段というふうに私は思っています。こういう状況を踏まえて、オンライン相談、今回は1件だったということもございますが、より有効に活用していただくということをお願いしておきます。

以上です。

説 明：清水健康増進課長 ～別紙

質 疑

○井垣委員

決算書の31ページの真ん中へん、備考欄の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金1万6,353円のところですが、歳出の133ページ下から2行目のところの同じ項目の額とちょっとずれがありますけれども、これはどうしてずれているのでしょうか。

○清水健康増進課長

給付金の歳入歳出のずれということでの御質問でございます。

当初、医療費、あと障害年金等、概算金で請求をしております、その概算金での歳入がございました。その後、内容について精査をした関係で、歳出額の1,257万1,055円となっております。その関係で、この差額につきましては精算返納金で返納するという予定にしております。

以上でございます。

○井垣委員

了解しました。ありがとうございます。

○新見委員

それでは、主要施策の成果について、104ページ、3、保健指導費の（2）健康増進事業、ア、健康づくり推進計画に基づく事業、（ア）守る、Aのセルフチェック応援事業についてですけれども、こちらの本市オリジナルの健康記録帳の部数が減っている要因、それからあと記録帳がどこで配布されていて、何部印刷されているのかお示してください。

○清水健康増進課長

光市オリジナル健康記録帳は、毎日の歩数や体重等を記録できるものでございます。配布場所は健康増進課のほか、市内12の各地区コミュニティセンター、地域づくり支援センターとなっております。

なお、現在、光市オリジナル記録帳は、市のホームページのほうにも掲載しており、ダウンロードが可能となっております。また、同等の項目が記録できるものとして、県が運用している、やまぐち健幸アプリのダウンロードも並行してお勧めしております。

これらの媒体について、どのくらいダウンロードされているかは把握できておりませんが、紙媒体である記録帳の配布数が減った理由として、ウェブを介した記録をされる方が増えていることも理由だと考えております。

なお、部数については申し訳ございません、ちょっと手持ちに資料がございません、失礼いたします。

以上です。

○新見委員

了解いたしました。

引き続き、もう一点、106ページ、（エ）のなごむ、心の健康C、心の健康づくり推進啓発、リーフレットの配布と配布箇所が減っている理由についてお聞かせください。

○清水健康増進課長

リーフレットの配布箇所の減ということでの御質問でございます。令和5年度は医療

機関やウォークイベントの参加企業に対して啓発リーフレットを配布しておりましたので箇所数が増えている状況でございます。

令和6年度は、基本的にリーフレットを配置していただいているところへの配置となったため、39か所にとどまっております。なお、令和3年度で37か所、令和4年度で37か所、令和5年度はイベント等で配布した関係もありまして、少し配置箇所数が増えています。

今後もより効果的に目に入る箇所に内容を精査しながら配置していく予定でございます。

以上でございます。

○新見委員

令和5年度からの減少している原因については分かりました。

以上です。

○清水委員

主要施策の107ページをお願いします。

1番目の健康相談のところ、令和5年、4、5、6と開催回数、延べ人数が右肩上がりに上昇しております。そういったところで、これいいことだと思うんですけど、なぜこれだけ上がっているのかということと、その成果も教えてください。

○清水健康増進課長

まず最初に、健康相談の開催回数と記載しておりますが、これは定例日として毎月2日、年間計24日に加えて、窓口、電話、また出前講座やイベント等を開催した場合に個別に相談を受けたものもカウントしており、相談を受けた回数といったほうが適切かと思っておりますので、次年度以降、記載の表記については検討したいと考えております。

健康に関する相談は多岐にわたりますが、件数が多いものは各種検診等の受診券の発行や申込みの際に合わせた自身の健康相談、イベントの開催時にテーマに即した生活習慣病や骨密度に関する相談が比較的多く寄せられます。

これまでは精神的なもの、悩み事相談といった分野がこちらのホッと相談の実施に係るもののみカウントしておりましたが、令和6年度からは広く精神的なもの、悩み事相談もカウントしたことから件数が増えている状況でございます。

また、増えたこと等による成果ということで御質問がございました。数値とかというものはございませんが、市民の皆様から健康に関する気になることなど、お気軽に御相談を受け、一定の評価をいただいているものと認識はしております。

また、精神的なもの、悩み事相談に関しては、なかなか1回の相談で解決するものではないことが多く、繰り返しの御利用もございます。経済的な内容や身体的に関するものなど、内容によっては関係所管課や県、また医療機関等へつなげるなど、いずれにしても一件一件、御相談者の思いに寄り添った対応を行うことで、個々の健康につながっていただけるように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。開催回数と書いてあるけど、窓口とか電話相談とか、そういったところでそれが増えている。あとはこころの相談窓口のところでそういった精神的なものなどの相談も増えたということでありました。

これ、結果として、鬱病だったり精神疾患かなというところというのは医療機関につなげるということになるかと思うんですが、そういったところもされているということだったんですが、この相談に乗る職員の方、これだけ人数が増えているので、例えば増員したとか、対応の、そういったところとかはあるんでしょうか。

○清水健康増進課長

職員数はというところでの御質問ですが、特にこれに関しての人数増というのはございません。職員が全体で受け止めて御相談に応じているというところでございます。

○清水委員

分かりました。こういった相談に乗ったりとか、特に先ほど課長もおっしゃられた精神的なそういったものの相談は一度で終わらなくて繰り返し来ることがあると、なかなかお伝えしても伝わりにくかったりすることもありたりとかして、これ対応する職員のメンタルケアというのは非常に重要になってくると思うんですが、そういった対応する職員のメンタルケアとかは何か取り組まれていることは別途あるんでしょうか。

○清水健康増進課長

基本的に課としてそういった職員対応というのはございませんが、市職員としてのメンタルヘルスに関する相談事業等もございまして、役職の者が話を聞いたりする機会も設けておるところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。こういったところはなかなか本人からアクションがないケースとかもあるので、特にこういった相談窓口の職員には特にちょっと気をかけていただいて、メンタルケアのところを注視していただけたらなと思っております。

続いて、決算書で言うと137ページ、主要施策117ページになります。歯と口腔粘膜の検診についてなんですけど、令和5年6年と比べて対象者数が大幅に上がっております。まず、上がった要因というのを一つ教えてください。

○清水健康増進課長

令和5年度までは節目歯周病検診として40歳から70歳までの10歳刻みの方を対象として健診を行ってまいりました。生涯切れ目のない歯科健診を実施することで、歯と口腔の

健康保持増進を図り、市民の健康寿命の延伸を図るため、令和6年度からは歯と口腔粘膜の健診として拡充し、20歳から70歳までの5歳刻みの方を対象としたことにより対象者数が増加しております。

ただ、対象者数は増加しましたが、それに比較し受診者数が増加していないなどの課題もございますが、よりその周知を図り、受診者数の増加に努めていきたいと考えております。

○清水委員

分かりました。今、課題のところも課長がおっしゃっていただいたとおり、対象者数が増えたんだけれども、受診者、やっぱり伸びが悪くて受診率が非常に低いといったところが課題だと思います。ただ非常にいい取組なので、これをぜひぜひ受診者の方も伸ばそうと思って対象を広げていると思うので、ここの成果というところをもっともっと求めていただきたいのですが、これ対象者が倍以上になっていることで、案内を出す、例えば郵送費とか、そういったところのコストというのは、ちょっと決算書のところではそんなに変わっていないなと思ったんですが、そういったコストが上がったとかというのはあるのでしょうか。

○清水健康増進課長

御案内の方法といたしましては、広報に折り込む既存の健診ガイドへの掲載、また、ほかのがん検診と同時に対象者へ個別受診券を送付するなど、多少は増えておるのは事実ですが、大きな追加的な負担、費用はかかっておりません。

以上でございます。

○清水委員

承知しました。コストはそんなに変わっていないというところで、7年、8年に向けて、せつかく対象者を増やしたので、受診者数をちょっと増やせるようにしっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○小林委員

主要施策の成果の107ページのところで、がん検診等事業についてお聞きをします。

がん検診の受診率向上に向けて早期受診率の割引という部分や、検診初年度の対象者の自己負担額の免除、あるいはかかりつけ医のセット検診、こういうふうにごく取り組んでいるということは私は十分理解しているんですが、令和6年度の受診率を見ますと、依然として低い状況が続いていますけど、その要因という部分についてお示しをください。

○清水健康増進課長

がん検診の受診率が低い要因ということでの御質問でございます。

光市において個別に調査等を実施しておりませんので、国や県の調査を参考にお答えをさせていただけたらと思います。

令和5年に内閣府により行われたがん対策に関する世論調査によれば、がん検診を受診していない理由は、「心配なときはいつでも医療機関を受診できるから」を挙げた方の割合が23.9%、「費用がかかり経済的にも負担になるから」を挙げた方の割合が23.2%、「受ける時間がないから」を挙げた方の割合が21.2%などの順になっております。

年齢別に見ると、「心配なときはいつでも医療機関を受診できるから」を挙げた方の割合が70歳以上で、「費用がかかり経済的にも負担になるから」を挙げた方の割合は30歳代、50歳代で、また、「受ける時間がないから」を挙げた方の割合は40歳代、50歳代でそれぞれ高くなっております。

また、令和4年度山口県により行われた事業所におけるがん検診等実態調査報告書によれば、いずれの健診でもがん検診を受けなかった理由として、「健康診断や人間ドックの項目、内容に含まれていなかったから」が35.1%で最も高くなっております。

厚生労働省が定めているがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針では、特にがん検診を推奨する世代として40歳から69歳を挙げております。

本市のがん検診を20から39歳、40歳から69歳、70歳以上という世代別に受診率を見ると、20歳から39歳は子宮がん検診のみとなりますが23.8%、40歳から69歳代は子宮・乳がんを除いて平均5.4%、70歳以上も同じく平均11.1%となっており、40歳から69歳代の受診率は低くなっております。

本市もがん予防の周知啓発、また委員御紹介いただきました早期受診割引、初めての検診応援事業等様々な対策を行っていますが、受ける時間がないという課題に対して、がん検診の個別検診受診を積極的に進めています。

個別検診は仕事や育児等をしていても、自分の都合のつく時間に医療機関を受診できるというメリットがあります。また、働く世代である40歳から69歳の未受診の理由として、「健康診断や人間ドックの項目、内容に含まれていなかったから」という答えが3割を超えており、職域と連携した取組が必要であると感じています。ただし、職域のがん検診については現在のところ、市が把握できるシステムがなく、がん検診の真の受診者を把握することはできておりませんが、国ががん検診の情報の一体的な把握について議論をしている最中であり、情報把握に努めながら、今後どのような取組が効果的であるか研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

実際の年代別の状況という部分とか、あるいは今後の方向性を含めて少しの回答を得られました。私もこの質問をするに当たって、がん検診の受診率向上に向けて、各市の先進事例をいろいろ見させてもらったんですけども、やっぱり光市と同様なラインナップでいろいろな取組を得られているんですけども、なかなかそれでも受診率が上がらないという状況があります。

先ほどの最後のところの御回答の中にもございますが、国がいわゆるシステム共有化というところで検討を進めているというところもありますので、そういうところが分かれば、実際の今の受診率の精緻なデータが出てくると思いますので、それを見た上でも、やはり効果的な政策は何なのかというのをしっかりと調査・研究していただきますよう、よろしく願いをしておきます。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

141ページ、大和保健センター管理運営事業で、今現在どのような活用方法をされておられますか。

○清水健康増進課長

大和保健センターの活用というところで、大和保健センターに関しましては、基本的には健康増進課のほうで管理をしております。その中のうち、一部を大和総合病院の院内保育施設としてお貸ししております。そのほかは医薬材料等の保管等に使っているスペース、あと書庫として使っているスペースがございます。

以上でございます。

○大田委員

大和病院の院内保育所と、あとは倉庫代わり使っているというふうにお聞きしたんですが、その倉庫代わりはそこじゃなけんにやいけませんか。

○清水健康増進課長

あそこじゃなければということはございませんけれども、備蓄品のマスクとか消毒薬とかも保管しておりますので、私どもの管理している場所で管理をさせていただいている状況でございます。

○大田委員

これは大和保健センターは大和病院の施設の建物の中の一部だと考えられますが、これを大和総合病院のほうに全部渡すという考えはありませんか。

○清水健康増進課長

これまでも公共施設の管理計画等の中でも、この辺りは大和総合病院のほうへ管理していただけるのが一番いいかと思っております、その辺の協議等は事あるごとにはしておる状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

しておる状況にありますという答弁なのですが、取れないからそれまでやってくださいという大和病院のほうからしたらそうでしょうけど、この57万3,000円、これは光市のほうが、市長部局のほうが見ておられるみたいなのですが、これは、この倍ほどかかるわけですか、運営事業費が。

○清水健康増進課長

運営事業の内容というところで御質問いただきました。57万3,000円というのは、基本的にあのスペースを1年間管理している経費、市の支出している経費でございまして、この辺りにつきましては光熱水費や保守に係る経費、これについては大和総合病院からの負担分ということでいただいております。

具体的に申し上げますと、電気料金、あとは害虫駆除とか消防施設の点検、電気保安料、それらも案分していただいております。令和6年度につきましては、57万3,000円のうちの41万1,000円を大和総合病院からの負担金としていただいております。

以上でございます。

○大田委員

それは歳入のどこに載っていますか。

○清水健康増進課長

申し訳ございません、55ページ中ほど、真ん中のあたりに電気使用料等というのがあります。この41万1,000円、これが電気使用料も含む大和保健センターの管理費の大和総合病院の負担となっております。

以上でございます。

○大田委員

41万1,868円が大和病院からの使用料負担金ということでございますが、こういうふうに出るだけじゃなくて、歳入のほうも一応説明してほしいと思います。今後はそういうふうにしてください。よろしく申し上げます。

それと、133ページの新型コロナウイルス予防接種健康被害補償金1,257万1,000円、あれ、医療費と補償費とかというふうに言われたんですが、もう一遍詳しく説明してください。

○清水健康増進課長

今、補償金のこと御質問いただきました。内容につきましては、実際にかかった医療費、それと医療手当、それと障害年金、あと介護加算という区分になっております。

以上でございます。

○大田委員

その医療手当と障害保障の2項目。

○清水健康増進課長

項目といたしましては、医療費、医療手当、障害年金、それと介護加算という負担区分になっております。

以上でございます。

○大田委員

障害年金となると、これはずっと続くわけですね。

○清水健康増進課長

この予防接種に係る傷病が続けば、それが維持されれば、その間、年金の支給がされます。

以上でございます。

○大田委員

ちょっと私もよく分からないんですが、予防接種によって被害が起きたと。例えばどういふ病名があるんですか。

○清水健康増進課長

個別な件となると、個々の個人さんのことになりますので、一般的なもので軽いものからいけばアナフィラキシーとか吐き気、また関節等に炎症が起こるようなものと、重症等になれば、もっと重いものもございます。

以上です。

○大田委員

1,257万1,000円も被害補償が出ているんです。重症とか軽症とか言われたんですが、その認定っちゅうのもドクターがするんじゃないと思うんですが、健康被害、たくさんあると思うんですが、どういう観点で新型コロナウイルス予防によって病気になられたと、その損害は補償を払わないといけないという根拠というのは何かあるんですか。

○清水健康増進課長

予防接種接種後に体調に不良が出た場合等、医療機関等にも受診されているかと思えますけれども、その状況をもって市の調査委員会を開催します。

その中で専門家、医師等の意見書をもって国のほうへ申請を上げるようになります。国においてもその申請内容を確認した上で、その傷病等が予防接種に由来するものかというところでの認定が下りて、そこで初めて補償につながります。

以上でございます。

○大田委員

何人くらいおられるんですか、今、光市で認定された方が。

○清水健康増進課長

予防接種の健康被害救済制度につきましては、主要施策の103ページに6年度の状況を掲載しております。6年度では、4年度、5年度、それぞれの申請の方の認定通知がありましたので、その方に対応する補償金がこの1,200万円というところになっております。

○大田委員

103ページによると、令和5年度で1件、令和4年度で1件、また、全部で3件みたくに見えるんですが、3件ですか。

○清水健康増進課長

認定された件数といたしましては、全部で7件になっております。
以上でございます。

○大田委員

この7件というのは、令和6年度で全部払われたと、1,200万円。

○清水健康増進課長

新型コロナウイルスの予防接種が始まってからでございます。一番最初は、令和3年からこういった申請を受け付けております。比較的症状が軽い方につきましては、早期の認定というか判断がされておりますので、その単年、単年で補償をさせていただいております。

以上でございます。

○大田委員

それで、4、5で7件あったと。支払いが1,257万円、国からは1,635万円入ってきて、残りは返金すると言われていたのですが、もう7件ぐらいで1,600万円の申請をされたということになると思うんですが、そこに返金のよく私も分からないんですが。

○清水健康増進課長

このたび、令和6年度決算で歳入歳出があったものにつきましては、この主要施策の103ページに載っております。

令和4年度の申請の1件、5年度の1件、これに対する医療費、医療手当、それと4年度に申請のありました障害年金申請、この分が1,200万円ということになっております。

以上でございます。

○大田委員

今の言われたのは3件で1,200万円というふうにお聞きしたんですが、この1,600万円という数字はどこから出たんですか。

○清水健康増進課長

当初、申請しておりました概算金での請求でございました。ですから、医療費等につきましても、市が計算したものと国が認めたものとの差異が出たもの、また、障害年金等につきましても支給の開始日の差異があったもの、その辺りで差が出たものになります。

以上でございます。

○田中委員

主要施策の90ページ、児童福祉施設ということで、チャイベビの利用状況が出ているんですけど、この利用状況と相談件数等について、どのような状況か分析をお聞かせいただけたらと思います。

○松尾こども政策課長

チャイベビの利用件数等についての御質問いただきました。

数値につきましては、90ページの表に示させていただいたとおりでございますが、利用者については、令和5年度につきましては、コロナ明けということのその反動もありまして一時的には増えたんですが、その後は8,000人程度ということで、例年どおりの数値に落ち着いているというところでございます。

相談件数につきましては、逆にコロナ禍の令和4年度のほうが多い状況ではございますけれども、5年度以降、コロナ明けには例年どおりの数字に、こっちのほうは5年度以降に落ち着いているような状況になっております。

毎年相談については、育児全般に関する御相談になっております。

以上でございます。

○田中委員

それで、件数が移動している部分は、施設的に受入体制的にまだ余裕がある状態なのか、もういっぱいいっぱいな状態なのか、その辺のところと、相談件数ということで上がっているというか、件数はあるんですけど、これはきゅつともあるんですけど、そういったところの連携というのはどのようにやられているのか、教えていただけたらと思います。

○松尾こども政策課長

チャイベビ自体の受入れの全体の中での余裕があるかというところにつきましては、日によっては利用者が多く偏っている場合というのはありますけれども、通常はそれほ

ど受入れがしづらいというほど、利用があるという状況ではないというふうにこちらでは考えております。

あと、相談の内容によっては、これはその場で相談を対応するのが保育士でございますので、保育士資格を持ったものでございますので、その場ですぐ解決するというようなものもございますけれども、やはりちょっとこれはつなげたほうが良いというようなものについては、きゅっと等と連携をした上で相談に乗らせていただいたというケースも何件もございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。受入れのほうは少しまだ余裕があるかなというところと、相談はやはり、あいぱ一く内に一緒にあるということできゅっとにもつなげて、そういった部分が優位性があるんだなということを確認をさせていただきました。

続いて、主要施策の93ページの児童館運営費についてお聞きできたらと思うんですが、たまにお聞かせてはいただいているんですけども、今回利用者数ということで下がっておりますので、この状況についても分析をお聞かせいただけたらと思います。

○松尾こども政策課長

数字についてはこちらもお示ししましたとおりですが、年々登録者数、利用者数というのは減っております。さらに言えば、小学生の登録者については一定の地域の児童に偏っているというのが現状であるかなというふうには思います。

児童館では、ものづくり体験講座であるとかわんぱくDayとかいったイベントも行ってございますけれども、その参加者も年々減ってきているというのが現状であります。数値というか参加者の減少につきましては、内容にもよるかもしれませんが、出生数の減少に伴って児童数そのものが減少しているというようなこと、また場所等を鑑みた利便性の問題であるとか、あと施設の老朽化というようなことも影響を与えている可能性があるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○田中委員

今おっしゃられたとおり、現状と課題というものがあるかと思えます。今までというか、夏の期間は小学生の利用が増えたりとかいう特徴もありながら、今までの答弁でも乳幼児よりちょっと上の子たちが利用しているんだよというような声もあったんですけど、施設の老朽化も含めてこの使用人数の状況で、先ほど言いましたチャイベビとかきゅっとが相互相談であいぱ一くで受け入れるという体制整備を光市がずっとしてきた中で、この児童館施設自体の老朽化も含めて、今後どうしていくのかというのを考えるときが来ているというのは今までも言わせていただいているので、今そのあたりで何かお考えがあればお聞かせいただけたらと思います。

○松尾こども政策課長

先ほど説明を申しました、委員のほうからも言っていましたように、この施設かなり老朽化をしておりますし、利用者も減少しております。ただ、こちらにつきましては、児童館の役割としては子供たちに遊びの場を提供するというような施設でございますので、これは子供の居場所の一つにもなっております。そうした中で、今の在り方でいいのか、今後のことについては検討してまいりたいというふうに考えております。

○田中委員

承知しました。居場所の一つではありますけど、機能とか老朽化した部分も含めて複合化とか機能も含めて、周辺も含めて、いろいろ考えるときに来ていると思いますので、その辺は公共施設の管理計画のほうもありますので、しっかり考えて方向性を示していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○大田委員

主要施策の成果についての82ページで、光市こども家庭センターきゅっとについてちよっとお聞きしたいんですが、6年度で延べ1万2,024件、随分多いなと思うんですが、これは発生時から延べというふうに解釈できるんですが、これに対して何らかの形で解決とまではいかないけど、解決じみたような件数は何件くらいあるんでしょうか。

○森永こども家庭課長

このうちの解決した件数ということでございますが、主要施策の84ページの(5)のケース状況の6年度の終結、一番右の欄、67という数字が入ってございます。こちらが6年度の終結したケースの数になります。

先ほどの1万2,024件は延べという数字ですので一致はしませんが、終結は67件ということでございます。

以上でございます。

○大田委員

要するに1万2,000件のうちの67件から77件ぐらい解決というふうになったんですが、この要するにここの相談件数も5項目、6項目ぐらいあるんですが、これは継続してどうしても相談される方が多いと思うんです。ただ、市の職員としては何年かおきに異動されると思うんです。そのときの引継ぎというのはすごい大事と思うんですが、その引継ぎによっていざこざが起きる場合もなきにしもあらずと思うんですが、そのような件数は1つもなかったんですか。

○森永こども家庭課長

職員の異動に伴うトラブルという御質問かと思えます。

委員仰せの通り、個別の職員を頼って来られる相談者というのも正直ございます。ただ、引継ぎという部分につきましては、特にそういうものが必要な場合は、当然、前任

者から相談者に対する異動になったからというお話もさせていただく場合もあると思いますが、基本的には対応を複数人で対応するように職員のほうがしておりますので、複数人の職員全員が一度に異動になるということは考えにくいところもあります。

情報の共有は、システムでその都度相談内容を、皆が共有する仕組みをとっておりますので、その辺は相談者のほうに御迷惑がかからないように一応体制は整えております。以上になります。

○大田委員

相談者の方は、その人がたまたま担当になったのか選ばれて担当になったのか分かりませんが、担当になった人を信頼していろいろなことを御相談されると思うんです。それが担当者が変わったことによって信頼を失せたということもなきにしもあらずと思うんです。そういうような例も今のところ極端な言い方をするとゼロという解釈でよろしいですか。

○森永こども家庭課長

ゼロという回答はちょっといたしかねますけれども、大きなトラブルはなかったというふうに認識しております。以上です。

○大田委員

引継ぎがうまいことしているというふうに解釈いたします。どうしても相談者の方は、どうしても相談しておられる方に信頼しきって相談されるから、そここのところは今後とも気をつけてやってもらいたいと思っております。

続いて、主要施策の成果の116ページのおっぱい育児推進において、こういうふうに書いてある、おっぱい体操の紹介のチラシを配布しましたとか、いろいろリーフレットを配布しましたというふうに書いてあるんですが、それに対する成果とかいうのは何か感じておられるのがありますか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森永こども家庭課長

成果という御質問をいただきました。成果といたしましては、数字として持ち合わせたものはないんですけれども、まず、小5と中2の保護者に対して、こういった活動による認識というか、どの程度浸透しているかというようなアンケート調査を実施しております。とおおむね認識されているという回答を得ております。ですので、こういったおっぱい育児推進に係る取組というのは、ある程度の効果があるというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

それによって当然、御相談がいろいろあると思うんです。こういうふうなものが来て、体操でもこういうふうにするとか、育児啓発のリーフレットをもらったからということで認識度ということでは言われたんですが、そういうふうなリーフレットなんかをもらったら、妊婦さんないし子育て世帯における人たちがどういう御相談を聞きに来られたか、ちょっと例があったら教えてほしいんですが。

○森永こども家庭課長

特別、このリーフレットを配布したから御相談を受けたというような報告は受けておりません。日頃の相談、総合相談の中に混じっている可能性というのはありますけれども、具体的にこれを配布したから相談が増えたとか、具体的な相談があったというふうなことには、つながっていないというか、認識をしていないというところでございます。以上でございます。

○大田委員

せっかくこういうふうに小学校5年生や保護者の方やら妊産婦さん何かにもリーフレットやおっぱい体操やら何か配られた、せっかくだから、それに対する認識度を把握しているというのではなくて、実際、今後もその人たちがどういうふうなことをされているかという追跡調査なんかも一緒にされたらと思うんですが、よろしく願いいたします。

○西村委員

すみません、1点だけ。決算参考資料の32ページのところで、下段のほうにオンラインやアプリを活用した各種相談窓口の実施ということで、その右側に子育て応援アプリひかり導入によるAIコンシェルジュを活用した子育て相談及びオンライン相談の実施というふうな項目があるんですけれども、一応これの実績とか効果とか、あと主要施策とかにそのあたりの件数が丸まっているところがあれば、併せてお示しいただければと思います。

○森永こども家庭課長

まず、子育て応援アプリひかりについての御質問でございますけれども、まずこの子育て応援アプリひかりというのは、令和4年度から導入した母子手帳アプリ、通称「母子モ」のことではございまして、やまぐち子育てAIコンシェルジュというアプリとアプリの中で連携しております。

県内の子育てに関する様々な情報等の提供であったり、子育ての質問や悩みにAIが24時間365日回答する機能が設けてあります。

やまぐち子育てAIコンシェルジュにつきましては、県が管理するアプリでございますので、実績の詳細というのは市のほうでは把握できておりません。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。確認でした。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②追加認定第6号 令和6年度光市介護保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：藤岡高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

決算書251ページの介護予防福祉用具購入費負担金についてお聞きしたいんですが、予算から増えているという部分と、前年度から比較しても増えていっているという状況があると思うのですが、その原因というか理由について教えていただけたらと思います。

○藤岡高齢者支援課長

介護予防福祉用具購入費負担金の支出額の増加の要因でございますが、主な要因といたしましては申請件数の増加によるところでございます。入浴補助用具ですとか腰かけ便座、御自宅で使われるそういったものが主な購入品目となっておりますけれども、そういったものを購入した際の補助でございます。

令和6年度からの法改正により、その対象品目、範囲が拡大されまして、これ以外にも歩行器や歩行補助杖、固定用スロープなども補助対象となったことや、御承知のように物価高騰等の影響によって福祉用具そのものの価格の上昇も見られたことも一因かなというふうに分析をしておるところでございます。

また、申請件数増加の背景といたしましては、対象となります要支援認定者数、これも増加をしているというところが要因として考えております。

また、加えさせていただきますと、そういった認定申請の際には、窓口に来られた市民の方に在宅で必要なというところでこういった介護予防福祉用具の制度の説明等も投げかけをさせていただいておりますので、そういったところの周知も進んだことも一つの要因かなというふうには考えております。数字としては追跡をしたわけではございません、持ち合わせておりませんが、そういったところの効果が現れてきたものかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

○田中委員

歩行器とか固定スロープも対象となったという部分の周知がよくできていて、利用さ

れている方が増えたということで理解をさせていただきます。

同じ251ページの同じようなものにはなるんですけど、介護予防住宅改修費の負担金も同じように予算より少しだけですが増えていて、これも前年度から増加傾向という部分があると思います。これも理由について教えていただけたらと思います。

○藤岡高齢者支援課長

こちらの介護予防の住宅改修費の負担金についてですが、先ほどの福祉用具と同様でございます。

要因としては、申請件数の増加が見て取れます。

この背景は、これも繰り返しになりますが、対象となる要支援認定者数の増加というところが考えられます。

繰り返しとなりますが、こちらについてもやはり同時に認定申請等窓口に来られたときに在宅生活に必要であるというようなところで、制度の説明等もこちらもさせていただいておりますので、同様の効果が生まれたものかなというふうには認識をしております。

以上でございます。

○田中委員

こちらについては特に何か要件が拡充されたとか、便利なものが出てきたとか、そういうのはないのですか。

○藤岡高齢者支援課長

今、重ねて御質問いただきましたけれども、福祉用具のほうは、さっき言った対処範囲拡大がございましたが、住宅改修については特段そういったものはございません。

また、これも補足させていただきますが、物価高騰の影響を先ほど福祉用具のところでは申し上げましたが、住宅改修のほうは、そこははっきりと見て取れるような分析のところでは出てきていないというところがございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。最後にちょっとお聞きしたい、主要施策のほうの286ページのほうに、4番で要介護認定等の状況ということでまとめが載っております。その中で、先ほどから言われているとおり、令和6年度は3,196件で認定数が増えているという状況があるんですけど、上の訪問調査と介護認定審査会というのは、私が前年度と比較したんですけど、訪問調査については、令和5年度は2,667人が、令和6年度はここにあると2,359人、介護認定審査会については前年度が116回やっているんですけど、今回83回ということであります。認定数が増えている中で、どちらも回数が減っているんですけど、その辺りの状況について説明をいただけたらと思います。

○藤岡高齢者支援課長

今、委員のほうから、御質問の中にも含めて審査会の開催件数の減少あるいは訪問調査の対象人数の実施人数の減少のところは触れていただきましたが、全体的にそういったところが減っているという一番主な要因として考えておりますのは、この間の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る臨時的な対応として、令和2年度から令和5年度にかけて行われましたが、更新申請の際に直近の介護度を、コロナ特例といいますか、自動的に12か月引き継ぐという取扱いを行っておりました。これが令和5年度に終了したことで、したがって開催ですとか、実施件数が減ってきたというよりは、実態を表すとすれば、コロナ禍前の水準といいますか、その状況に近づいた、戻ったという表現になろうかなと御理解いただけたらと思います。

また、そういった要因も含めて、さらに重ねて申し上げますと、審査事務の効率化ですとか、委員の負担軽減の観点から審査会業務につきましても、1回当たりの審査件数を昨年度に比較して、委員の御協力、御理解をいただきながら増やさせていただいているという現状もございますので、そうしたことも一因として挙げられるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

状況について分かりました。その中で効率化という言葉もあって、確かに決算書247ページの介護認定審査会の委員報酬の部分とかを見ると、予算では908万1,000円あったものが660万円で削減にはなっているんですけど、介護認定が利用される方からは、いち早く認定してほしいという部分で、私も今まで声を聞いたことがあるんですけど、この回数だけ見ると単純にもう機会のほうが減って認定が遅れるんじゃないかというような心配も出てくるんですけど、その辺については、現場として状況があるのかどうかも含めて、どのように考えられているかお聞かせください。

○藤岡高齢者支援課長

まず、審査会の開催件数の減少に伴って、申請から介護認定までの期間に大きく影響を及ぼしたという認識はしておりません。介護認定に至るまでには、こちらの主要施策の成果のほうにも簡単に流れを載せさせていただいておりますが、申請から審査会に至るまでには、実際に、先ほどもちょっと出ましたけども、御本人さんの御自宅等に訪問して状態を調査いたしましたりですとか、本人の状態を確認するために主治医の意見を求める必要があることから、そういった場面、場面で時間をそれぞれ要する状況ではございます。

繰り返しになりますが、審査会待ちの件数がダブっているというか、そういう状況にはございませんが、ただ一方で、時間を要する場面というのがそれぞれ流れの中でございますので、やはりそういったところも全体的なところは注意が要るのかなと。

委員がおっしゃられたように、早く認定をというお声は我々のほうにも直接お聞きすることはございます。できる限り迅速に適正に対応したいというふうには考えておりま

すのでそういったところ、審査会のほうは先ほど申し上げたとおりですが、今度は調査の体制ですとか、そういったところがどんどん今増えている状態ではありますので、体制整備というところも考えてはいかなきゃいけないかな、注視をしなければいけないかなというふうには認識をしております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。件数も増える中で大変な対応をされていると思いますので、引き続き、申請される方たちが不便ないように対応いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○大田委員

決算書の259ページの中ほどの緊急通報装置設置業務委託1,270万3,000円で615台で3台増えたというふうに言われたんですが、全部で何台ぐらい今設置されているんでしょうか。

○藤岡高齢者支援課長

主要施策の297ページに緊急通報装置の設置台数の状況を載せさせていただいておりますので、そちらも御参照いただけたらと思いますが、設置台数につきましては、場所は表の、ページの中ほどにございますが、設置台数の横に見ていただきますと各地区ごとの合計が出ておりますが615台、年度末現在で設置をしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今年度に615台でなくて全部で615台っちゃうこと。

○藤岡高齢者支援課長

累計といいますか、徐々に、新規で設置するものもございますし、例えば、施設入所等で御自宅にもう戻られないという場合には撤去されたりとかそういったこと、入れ替わりはございますが、現在累計で、トータルが年度末現在でこの台数ということでございます。

以上でございます。

○大田委員

これで前年度より3台増えたというふうに答弁されたんですが、去年は612台だったと、それで今年3台増えて615台になったという解釈になるわけですね。

○藤岡高齢者支援課長

今おっしゃったとおりでございます。

○大田委員

これは大変便利な通報システムなんだけど、何件ぐらいまで今まで使用されたじゃろうか。

○藤岡高齢者支援課長

使用といいますか、これも今の表の設置台数の下に緊急通報の件数ですとか、救急車要請件数、それから相談通報件数というのも掲載をさせていただいておりますが、同じ方が何回かということもございますので人数にはなりません、延べ数という、延べ人数というか、あくまで件数ということで御理解いただけたらと思いますが、このお示しをしている数字が利用件数という言い方でいいかどうか分かりませんが、そういうような実績になっております。

以上でございます。

○大田委員

これは1,134件の合計じゃろうと思うんですが、そういうふうに緊急通報されるとすごい便利な装置なんですが、これは今、独り暮らしの高齢者しかつけられないんですか。それとも老人が二人で夫婦生活しているとかいうのは、そねえなんは駄目なんですか。

○藤岡高齢者支援課長

今、まさに委員のほうがおっしゃられたように75歳以上の高齢者のみの世帯等も対象とさせていただいております。

ちょっと補足、付け加えさせていただくなら、この設置に係る申請時には必ず各地区の御自宅がある地区の民生委員さんに協力をいただきまして、申請時に状況を確認をさせていただいております。ですから、そういった独り暮らし、高齢者のみの世帯、高齢者お独り暮らし、それに累推する、民生委員さんが日頃見守り活動の中で状態像から設置が有用である、あるいは設置すべきだという御判断いただいたものも対象とさせていただき、稀ではありますがそういったケースも対象とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

これは非常に便利なので利用者数も随分、利用回数もありますから、設置は進めていってほしいと思います。

また、今度は変わりますが、286ページ、成果について、要介護・要支援うたっているんですが、特別養護老人ホームに入ろうと思うたら、どういう基準をもって入所できるわけですか。また、現在何人ぐらいお待ちになっちゃうるか教えてほしいんですが。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○藤岡高齢者支援課長

特別養護老人ホームについて、今御説明をいただきました。対象となるのは原則、要介護が3から5の方ということが想定されていますが、すみません、先ほどの待機者数については、今、数字を持ち合わせておりません。大変申し訳ございません。

○大田委員

待機者は後から確実に教えてくださいね。

以前は、初めの頃は、要支援1・2でも特別療養老人ホームに入れよったんです。いつ頃から要介護3からでなければ入れなくなったのか。

○藤岡高齢者支援課長

すみません、ちょっと以前はそうだったというところも、すみません、大変申し訳ございません、私、認識をしておりませんでした。いつからというのも、すみません、ちょっと持ち合わせておりません。

○大田委員

そういうふうに、出来始めは要支援頃から入れよったんです。人数が増えたんだらうと思うんです。それから、要介護3じゃなきゃ入れないというふうに変更になったとお聞きしているんです。じゃけ、そここのところをちょっと調べちゃってください。待機者のほうもしっかりとよろしく願います。なるべく待機者がないようにしてもらいたいと思っていますから、すみません。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

2 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 令和6年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：佐々木経済部次長 ～別紙

質 疑

○清水委員

おはようございます。それでは、決算書の165ページ、主要施策は155ページをお願いします。先ほど説明もありましたDXファーストステップ支援事業委託料599万円のところです。こちらなんですけど、主要施策の成果のほうでは、市内の中小企業161社に対して訪問してヒアリングされたとあるのですが、まず、これは誰がヒアリングしに行ったのかというのを教えてください。

○佐々木経済部次長

DXファーストステップ支援事業の訪問ヒアリングについて御質問をいただきました。本事業は、限られた期間の中で効果的に、かつ戦略的に市内の事業者を支援するため、公募型プロポーザルを実施いたしまして、DX支援に関する専門的な知見を有する事業者を選定し、委託した事業でございます。

実態調査として行われました訪問ヒアリングにつきましては、その委託事業者によって行われましたが、先ほど申し上げました専門的な知見を有する事業者といたしまして、DXに関する専門的な資格でありますDXアドバイザー検定のスペシャリストや、デジタル庁のデジタル推進委員の任命などを受けて、専門知識を有しているメンバー6人が市内の161社を訪問いたしまして、聞き取りをしたところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。そういった専門的な人が6人、2か月の間に161社訪問したというのは、かなり回ったんだなと思うんですけど、これ、聞き取りした、そのヒアリングした内容というのはどういった内容があったか教えてください。

○佐々木経済部次長

聞き取った内容でございますが、連絡先や担当者などの基本的な情報をはじめといたしまして、DXに関する関心度や理解度、それから取組を実際に行っているか、取組の有無であったり、実際にデジタルを活用している内容やその課題、それからDX人材の育成やDX推進体制の整備などについてお伺いしておりますが、経営に関する課題も含めて、そういった聞き取りをしております。

なお、この聞き取りでは、事業目的に市内事業者のDXの知識の習得といった視点もございまして、DXへの興味が薄い事業者に対しましても、デジタル技術を活用して

経営に変革をもたらした身近な事例を紹介いたしますとともに、合計5回ほど実施いたしましたDXセミナーの開催についても御案内をしたところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。非常にいい取組だと思います。今、聞き取り内容も、理解力とか取組の有無とか、あといいなと思ったのが本当に、課長おっしゃったように、DX、うちの会社で取り入れて何が変わるのと、そもそもそこが分かっていないというか、分かっていないといったらあれですけど、そこを考えていない事業者の方は、僕が見聞きする中で非常に多いと思うので、身近なところの成功事例など説明してというところはすごくいいなと思ったんですが、今回この161社をヒアリングして、大事なのはその次だと思うんですけど、それを今後どのように活用していくのかというのを教えてください。

○佐々木経済部次長

聞き取った内容につきましては、委託事業者が運営するシステムでございます。中小企業経営分析プラットフォームというのを活用いたしまして、DXスタート診断という推進度合いや、同じ業種との比較を示した診断書を作成いたしまして、調査をした全ての事業者に提供をしたほか、9月20日に第1回目のDXセミナーと兼ねて実施いたしました本事業の説明会に参加された事業者にもアンケートの回答に基づいた診断書をお渡しするなど、事業者のDX推進に向けた情報提供をいたしました。

また、5つの事業者を対象とした短期伴走支援の事業者選定の参考としたほか、伴走支援をする際の自社の課題の可視化に利用いたしまして、目指すべき体制に向かうためのDX推進計画の策定にも活用をされております。

このほかに、市においても令和7年度の事業展開を検討する中で、この聞き取り結果を考慮して事業展開の参考としたところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。今聞いても非常にいい、今後の生かし方だと思います。特に、まず5つの事業者の伴走支援のところを生かしていくと、それを進めていくというところもいいなと思います。これ、599万円の予算でされているんですけど、ぜひ成果をどんどん出して、人材、人口も減っていく中で、このDXの取組は非常に重要なので、今回161社の中で、この5つの事業者の伴走支援ですと、それ以外のところも、今回そんなに引っかけられなかった、興味を示されなかったところも、来年度以降もどんどんアプローチしていただけて、身近にDX使ってどんどんよくなったよという声が増えてくると、前向きに、積極的になる事業者の方とかもどんどん増えてくると思うので、ぜひこの取組は進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○大田委員

決算書の165ページ、参考資料の90ページかな、それでこっちの主要施策の成果についての159、160ページに載っているんですが、負担金補助及び交付金で、不用額の支出総額が4,518万2,000円と出しておるんです、予算の中の5,656万1,000円。それに対して、不用額が1,137万9,000円とえらい多いように思うのですが、ここにも、成果のほうにもいろいろ書いてあるのですが、そののところをもっと詳しく教えてもらえませんか。

○佐々木経済部次長

不用額について御質問をいただきました。

商工振興費の1,137万9,000円の不用額につきましては、負担金補助及び交付金の中で、主に中小企業等金融対策事業の中小企業融資債務保証料補給、これが、予算額が710万円に対しまして、執行額が109万8,000円でしたので、600万2,000円の不用額となっております。それから、中小企業等知名度向上・ブランド化事業につきましては、予算額450万円に対して、執行額265万4,000円ということで、不用額が184万6,000円と。それから、その2つ後の中小企業等人材定着・定住支援補助金、これは予算額が350万円に対しまして、執行額114万5,000円ということで、235万5,000円の不用額が発生しております。これらはいずれも市内中小企業等の事業者の支援のための補助金でございまして、予算の額に支出が満たなかったものでございます。

事業につきましては、必要な額を予算化をしておりますが、不足してはならないものもありますので、市民や事業者の不利益が生じないよう配慮もいたしますので、予算が余ることもございます。精査された予算を計上するには努めておりますが、引き続き精度の高い予算作成を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

要するに、主要施策の成果の159ページにこういうふうに補助額を出した金額が書いてあるんです。今、予算と比べたらこういうふうになりましたと説明があったんですが、社宅の住宅借り上げというのはこのたびもあったんですか。人材定着の観点から考えてもなかったようにお聞きしているんですが、あったんですか。もう一遍教えてください。

○佐々木経済部次長

中小企業等人材定着・定住支援事業の社宅の借り上げの件でございしますが、これは、5年度は実績がなかったんですけど、6年度は初めて実績が上がったというものです。これは市内の民間賃貸住宅を社員寮や社宅として借り上げる事業者に対して支援する、費用の2分の1を支援します。上限額が50万円でございますが、令和6年度は1事業者1件の申請がございまして、33万円を交付しております。

以上でございます。

○大田委員

これは1年1回ぼっきりなんですか。それとも継続してなるんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○佐々木経済部次長

失礼いたしました。この事業は1年分、12か月分の支援をするということですので、1契約当たり12か月分の試算をして額を補助するというような事業でございます。

以上でございます。

○大田委員

いや、だから1年だけということね。要するに、その事業者に継続しては行わないということね。

○佐々木経済部次長

そのとおりでございます。

○大田委員

せっかくこういうのがあるんだから、1年ぼっきりじゃなくて、何年か継続して、そこに定住してもらうように実績をつけてもらうほうが私はいいと思うんです。今後とももう少しそのところを研究してやってもらいたいと思うんです。

また、ブランド化が184万6,000円と知名度向上・ブランド化、なぜそんなに低く、これだけ余ったのか、その理由は把握しとってと思うんですが、教えてもらえませんかでしょうか。

○佐々木経済部次長

知名度向上・ブランド化補助金につきましては、先ほども申し上げましたが、事業者数が14件、交付額が265万4,000円でございます。予算の積算を上限である30万円の15社と見込んでおりましたので、見込みの事業者数はおおむね満たされたというか、多かったと思うんですけれど、実際には平均して申請の金額が少し少なかったのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○大田委員

もう少し事業者にお声がけされたほうがいいんじゃないかと思います。

また、その上の中小企業債務保証料補給が600万円何がしか不用額が出ているので、その理由というのを教えてもらえませんかでしょうか。

○佐々木経済部次長

これも先ほど申し上げましたが、予算710万円に対して執行額109万8,000円ということで、600万2,000円不用額が出ているところでございます。これは、予算の積算は前年までの実績を参考に、年度の見込みを積み上げて計上しているものでございますが、中小企業の状況であったりとか、借入れの額であったり、借入れの年数によって、保証料率や保証料の額が変わってまいりますので、正確には根拠はないのですが、おおむね1件当たり20万円程度の積算をしていたところでございます。実際に差があるということなんですけれど、融資の利用自体はその時々々の社会情勢によって大きく変動をしておりますことから、予算を積算する際に適切になかなか積算をするというのが難しいものでございます。実際に過去の利用実績なんかを見てみますと、令和5年度は13件で235万8,000円、令和4年度は49件で651万5,000円と、ここ数年でも大きく変動していることから、差が出てくることはやむを得ないのかなというふうに考えております。ただ、一番大事なのは、予算が不足して、中小企業者が融資を受けたいと思っているときに受けられないというような事態にならないように、確実に予算を確保しておくことが必要かなというふうに思いますので、そういったことを念頭に予算立てをしているということも御理解をいただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○大田委員

これはもう令和4年、5年の例を出されたのですが、そういうふうに継続してやっておられると。その下のブランド化なんかにしても少なかったようで、180万円のあれが出たと。中小企業の人材定着・定住支援なんかに対しても少なかったからというふうにお聞きしたのですが、せっかく継続してずっとやっておられる、その中で住宅の借上げ料の社宅としては1年しか行わないというのちょっとどうかなというのがあるのはあるのですが、そういうふうに継続してやれるんじゃないかと思っております。

また、インターンシップが前年度1人だったというふうに、受入れは1人だったように書いてあるのですが、それはどういうところに働きかけをされたのでしょうか。

○佐々木経済部次長

インターンシップにつきましては、令和5年度は5事業者から14人ほど受入れをしております。その上で、6年度は事業者数が6事業者で30人の受入れをしているところで

す。インターンシップに関しましては、インターンシップの県レベルの協議会がございしますので、そういったところを事業者の方に御紹介して、そういったところに登録していただいたりとか、あとは市のほうでもこの事業は非常に大切だと思っておりますので、今年度チラシを作って、この制度自体がちょっと分かりにくいというような側面もございしますので、それをより分かりやすく目に留まるようなデザインでチラシを作成しまして、商工会議所や商工会などの御協力もいただきながら周知を図っているところでございま

す。

以上でございます。

○大田委員

今もインターンシップをお願いするほうのあれじゃと思うんですが、受入れ業者のほうは何社くらいおって、どのような受入れ事業者のほうにお話しがけをされているのか教えてもらいたいのですが。

○佐々木経済部次長

受入れ事業者については、先ほど申し上げましたとおり、商工会議所ですとか商工会を通じてチラシを配布したりとか、所報のほうに記事を掲載していただいたり、そういったことで事業者のほうにお願いをしておるところでございます。

○大田委員

そうすると、インターン制度を活用して、インターンシップに入りたいという事業者は、どこでもいいということです。市内の事業者だったら、どこでも受け入れてくれるという解釈になるのですが、それでよろしいですか。

○佐々木経済部次長

基本的には、先ほど申し上げましたインターンシップの協議会であったりとか、学校から依頼が各事業所にございまして、そこで受け入れてもいいよというようなことになりましたら、インターンシップを受け入れると。双方の合意がないと始まらないということでございますので、そこは学校側と事業所とで折り合いをつけていただいて、それを受け入れる上で市の補助金を活用していただくと、こういうような流れで実施しております。

○大田委員

分かりました。これも大変重要な事業と思いますので、今後とも進めていっていただきたいと思っておりますから、よろしく申し上げます。

それと、165ページの周南地域地場産業振興センターの負担金542万円と、こういうふうになっているのですが、これは、たしか今は3市の共同出資と思っているのですが、それぞれの負担金をお教えを願えませんでしょうか。

○佐々木経済部次長

周南地域地場産業振興センターの負担金でございますが、田布施町も含めて3市1町でございます。負担金の額でございますが、周南市が6,982万3,000円、それから下松市が558万円、光市が542万円、それから田布施町が117万6,000円で、合計が8,200万円ということになっています。

以上でございます。

○大田委員

8,200万円で運営されておるといことでございますが、これで今まで1年に一遍ぐらい、地場センターで特産品、推奨されたのをいろいろ表彰されておったのですが、最近はなかなかそういうようなお話をお聞きしないのですが、そのようなのは今はどのようになっているのですか。

○佐々木経済部次長

周南ものづくりブランドの認定かと思いますが、これは毎年認定をしております、6年度は市内事業者、株式会社I Z Aという会社が県産野菜を使用した合わせ調味料ということで認定を受けております。

以上でございます。

○大田委員

それで、6年度は1社だったと。それに対する、光市として今後もそういうふうな認定を受けるような補助体制というか、応援体制というのはどういうふうな応援体制を思っておられるのか。

○佐々木経済部次長

応援体制でございますが、周南地場産業振興センターにおきまして、そういった開発をする事業者への支援というのはかなり手厚く行っておりますので、市としてもこうしたセンターへの負担金という形で支援をしていきまして、市としても地場産業振興センターと合わせて協力といいますか、周知であったりとか、そういったことを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大田委員

負担金を出していると言われたのですが、やっぱりそういうふうな、要するに認定されたりしたら、光市の皆様なんかにもいろいろお知らせする必要があるじゃろうと思うわけでありまして。そういうようなのがどういうふうなので地名度を上げようとされているか教えてください。

○佐々木経済部次長

これもセンターのほうで行っておりますが、ブランド認定をされたものにつきましては、チラシを作って配布したり、そういった認定された事業者を優先して、例えば、展示会への出展を促したりとかいうような支援をしております。

以上でございます。

○大田委員

そういうような光のブランドがそういうようになると。以前は玄関前にも陳列されちよったのですが、今頃は陳列されていないのですが、そのようなところはどういうふうになつとるのか教えてほしいのですが。

○佐々木経済部次長

市役所の玄関前に展示というのは、すみません、私はちょっと把握しておりませんが、そういった事業者がたくさん出てくれば、そういった必要も出てくるかと思いますが、1年に1件程度ということなので、なかなか進んでおりませんが、そのあたりは御意見参考にさせていただきながら、検討させていただけたらと思います。

以上でございます。

○大田委員

それと、徳山の新幹線のところの待合広場の横にも各市の名産品というか、特徴品というか、あれなんかも提示されているのですよね。光市はあまり提示されていないのですよね。そのようなところの提示なんかもどういうふうを考えておられるか。

○佐々木経済部次長

駅、周南、徳山駅ですか、これについては観光のほうで実施はしているのですが、そういった視点も含めてやっぱり検討はしていく必要があるのかなとはいうふうには思っています。すみません。

○大田委員

地場の振興策として観光になるのですか。観光ですか、地場振興策として行うのは、ブランド品として。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○佐々木経済部次長

すみませんでした。駅に展示してあるのは、地場産業振興センターのほうに展示しているということで、その中身については、御相談いただいて恐らく展示されているというものだろうと思いますが、そうしたこともまた連携を深めながら検討してまいりたいというふうに思います。

○大田委員

そういうところに展示して、光市のブランド名を、光市というところのブランド名を売るというのは大事なことであろうと思うんです。一昨年じゃったですか、滑り止めのあれが随分売れたと思うんですが、あれもブランドとして、光市として名前を出したと。それなんかもそういうのを光市として売り出すのに、大変ああいうようなところも、この来られる方に対しても、いろいろと目に留まるところに置いておけば、こういう

なんもあるんじゃないというふうに思いますから、ぜひともそういうような名前を売り出すのも重要な仕事だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○田中委員

2件お聞きしたいと思うので、主要施策の159ページ。先ほど、インターンシップ促進補助金のお話が出ていましたが、令和5年度から対象となり、インターンシップを拡大するとともに、対象学生に高校生を加えるということで、改善して取り組まれたので、その状況についてまずはお知らせをいただけたらと思います。

○佐々木経済部次長

インターンシップ促進事業の高校生の対象ということで御質問をいただきました。

令和4年度からこの補助金については実施しておるところでございますが、「光に住んで、働こうやー！」支援事業を令和5年度に創設したタイミングで高校生を対象としております。令和6年度は、本事業を活用した6つの事業者が合わせて30人の学生のインターンシップを受け入れておりますが、学校の数と人数を申し上げますと、大学生が2校13人、短期大学が1校3人、専門学校が2校3人、高等学校が5校11人でございます。

以上でございます。

○田中委員

今、お聞きして、改善した部分で高校生の利用も増えたということなんですけど、所感として、改善したからこの成果が出たと思うんですが、その評価についてお聞かせいただけたらと思います。

○佐々木経済部次長

市内におきましては、製造業も多くございますので、工業であったり、建築系の学生から事業者への体験の希望であったりとか、医療福祉系の学校から受入れというのが傾向としては多いようです。事業者からも効果があって、支援を望まれているような声も聞いておりますので、実際には雇用人材を確保するのが大変難しい状況の中で雇用につながっているという話を聞いておりますので、この事業自体は大変意義があるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。令和4年度に創設して、そういうふうに改善しながら取り組むことによって、利用者のほうにとっても、事業者にとってもメリットがあって、成果が出ているということですので、引き続き力を入れて取り組んでいただけたらと思いますので、お願いいたします。

もう一点が、令和6年度「ゆたかな社会」に向けたまちづくりレポートの68ページに

なります。

まちづくり市民アンケートの評価についてずっと出ている中で、基本目標の5の産業の活力とにぎわいがゆたかに行き渡るまちということで、経済部所管の評価が出ているのですが、商工観光のほうにお尋ねできたらと思うのですが、どうしても市民満足度の指標が下がっているというところがありまして、この状況についての分析についてお聞かせいただけたらと思います。

○佐々木経済部次長

市民満足指標の分析について御質問をいただきました。

基本目標5の指標につきましては、重点目標1、2のいずれも市民満足指標がマイナスとなっております。令和3年の第3次総合計画策定時の数値と比較しても低下をしている状況でございます。

市政全般を見ても、ほとんどの数値で低下傾向となっておりますので、こうしたことを勘案いたしますと、市民生活を取り巻く急速な環境の変化であったり、予測ができないような現在の社会情勢に対する市民の不安が指標に大きく反映しているのではないかというふうに考えております。

また、人口減少社会や少子高齢化が進む中で、経済部が関わる基本目標5につきましては、大変厳しい環境が長期間続いている分野でもございまして、ほかと比べても発展的なイメージにつながりにくいことが、指標数値が高くない要因となっているというふうに考えております。

なお、回答選択肢の「どちらともいえない」が最も多くて、ほかの目標と比べましてもその割合が高いことから、市民の興味自体も希薄であることが読み取れるのではないかと思います。

産業に関しましては、こうした指標の動向のほか、市民の皆様や議会の御意見なども踏まえまして、各分野で様々な取組を懸命に進めているところではございますが、少なくとも興味を持って接していただくためには、正確で効果的な情報発信が大変重要になるというふうに考えてございまして、市民の皆様にも市の取組を理解いただくことも大切なのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

全体的に厳しい中でというところでお話を聞かせていただいて、商工でいうと、企業誘致雇用の確保と創業支援という部分になってくるんだと思うんですけど、先ほど言ったとおり、インターンシップのほうでも成果を出しながら、また創業支援も評価というか、好評をいただいているという部分は、声としては市民の方からも届いているものがあります。その中で、やっぱりアンケートが「どちらでもない」という方が多い中で、いかに興味を持ってもらうかということが必要ではないかという部分でおっしゃられたので、情報発信の部分で少し提案というか、させていただけたらと思うんですけど、部署は違うんですけど、いわゆる瀬戸風線についても、あそこに大きなイメージ図の看板

ができたことによって、興味を持っていない人にも通ることによって、まちがこう変わっていくんだなというイメージが湧いて、光市がよくなるんだなというイメージを湧くような状況になります。駅がリニューアルするときも提案はさせていただいていたのですが、今、周防のほうに工業団地が新しくできるという部分で、これが一つ大きな光市の明るい話題だと思っているのです。タイミング的に建設がちょっと遅れたりという部分があって、いつのタイミングで出せるかというのがあるかと思いますが、例えばあそこに大きな看板で、新しい工業団地の造成に取り組んでいますということを出すことによって、あそこの里の厨とか、割とあそこを通る方も多いので、そういった方が通るときに、光市、工業団地が新しいのができるんだという前向きなイメージになって、そしてまた、これが結局、雇用の確保とか、企業誘致につながっていくんだというイメージに直結して、興味を持っていただけるようになると思いますので、ぜひそういった情報発信も、SNSとかホームページももちろん大事なんですけど、そういった戦略的な情報発信も行っていただけたらと思いますので、そのことをお願いしまして、終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○小林委員

それでは、何点かさせていただきます。

まず、1つ目の質問としましては、主要施策の成果の136ページ、決算書でいうと149ページです。

光市のシルバー人材センター助成事業についてお聞きをいたします。

令和6年度は、受注件数が2,272件であり、令和5年度と比較して161件減少していますが、これによって行政サービスへの影響、この部分があるかどうかをお示しをください。

○佐々木経済部次長

シルバー人材センターについての御質問をいただきました。

まず、シルバー人材センターについて少し御説明をさせていただきますと、高年齢者の就業機会の増大を図ることを目的とする公益社団法人でございまして、一般家庭や事業者のほか、市役所などの公共団体から業務の発注を受け、60歳以上の健康で働く意欲のある会員に対して希望に沿った仕事を提供することで、知識と経験を生かして働ける場を提供している団体でございます。

近年、厚生年金の受給開始年齢の引上げや定年延長などによって、60歳以上の高年齢者の環境が大きく変化している中で、センターでは特に人材の確保が大きな課題となっております。

また、年齢層も高まっている状況から安全性への配慮なども必要となっていて、例えば、急勾配ののり面の草刈りなど、これまでは引き受けてきた業務を断らざるを得ないといった状況もあるというふうに伺っております。

こうした状況ですので、会員個々が受けられる業務量は減少しているほか、受注があってもそのときに受けられる会員がいないということもあり、その結果、受注数の減少につながったのではないかと伺っております。

行政サービスへの影響につきましては、例えば、商工振興課でも草刈りを依頼することがありますが、その際に今いっばいで受けることができないというようなこともございましたので、若干は制約があるかもしれませんが、現時点では影響と言えるほどのものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○小林委員

今の御説明の中で、やっぱり社会動向が変化をしていく中で、会員数も減ってきて、さらには若干の制限があるというところ、仕事を受ける、受けられないというところの制限も若干出てきたというところを理解いたしました。

その上で、令和6年度の決算書において、149ページなんですけど、光市シルバー人材センター運営補助金として908万1,000円が計上されていますが、この使用の用途という部分を先ほども少し触れていただきましたが、再度お示してください。

○佐々木経済部次長

補助金の使用用途についてお尋ねをいただきましたが、この補助金は、公益社団法人光市シルバー人材センターに対する運営費補助金交付要綱というものに基づいて交付をされております。この要綱の第2条のところに、補助の対象は、センターが行う高齢者就業機会確保事業に要する経費の一部であって、厚生労働省が定める高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱、別表の運営費補助事業に係る対象経費に準ずるものと、ちょっと難しいですが、そういったことにされております。この国の交付要綱の別表には2つほど事業がございます、センターの職員の人件費といわゆる一般管理費が対象となる高年齢者就業機会確保事業費等補助金というものと、もう一つが人手不足の分野で現役世代を支える分野、これは具体的に育児であったりとか、介護分野などになるのですけれど、こういったところで高齢者に就業する機会を提供できるように、就業先の開拓や高齢者の募集などを行う事業に要する経費を対象とした雇用開発支援事業費等補助金というこの2つの事業がございます、こうした国の基準に基づいた事業に補助金が活用をされているというような状況でございます。

以上でございます。

○小林委員

よく分かりました。いわゆる雇用の開発とか、人件費にというところに対して活用されているということはよく理解ができました。その根本的なところのルールというのは、国のルールに従っているということですね。はい、分かりました。

あともう一つ、先ほどの御答弁において、就労実人員の減少とほかにこういう減少によって行政サービスに若干の制約があるということは理解したんですけど、ただ、そ

の上で本センターをより安定的に運営していくためには、会員増加に向けた取組、こういうものの推進が必要だと思いますけれど、現状の取組の部分について少しお示しを下さい。

○佐々木経済部次長

会員増加の取組につきまして、事業の報告ですとかセンターの事務局からお伺いするところによりますと、これまでも様々な機会を捉えて入会説明や勧誘を行っておられますが、具体的には定期入会説明会を月2回行っているほか、ハローワーク下松における出張入会説明会を行っているということでございます。

また、公共的施設であったり、病院などにチラシの設置やポスターの掲示、普及啓発のための会報の全戸配布やイベントでの呼びかけ、「1会員1獲得」を合言葉とした会員による口コミ活動などを行っているというふうに伺っております。

このほかにも、割合の少ない女性会員の獲得を進めるために、介護予防・日常生活支援総合事業や子育て支援の受注を見据えた会員の獲得に努め、令和6年度には新たに15人の女性の入会がありまして、6年度末の全体の会員数は前年度に比べて6人の増加となっているという報告を受けております。

以上でございます。

○小林委員

シルバー人材センターにおかれている状況という部分がよく理解できましたし、その上でしっかり現状の状況を把握しながら、いろいろ入会説明会をやったり、全戸配布のチラシを配ったりとかをやられていることがよく理解できました。

もう1点質問があるんですが、主要施策の成果の159ページと、決算書で言うと167ページで、新産業団地整備事業について少しお聞きをします。

令和6年度においては、「地質調査や施工方法の検討、設計図面の作成を行うとともに、事業用地の取得に向けて地権者等との用地交渉を行いました」とございますが、以前に同僚議員に対する御回答の中で「地権者等との用地交渉は遅れている」ということでございましたが、現時点でのその進捗という部分についてお示しを下さい。

○佐々木経済部次長

用地交渉の進捗状況についてでございますが、3月の委員会でも少しございましたが、そのときから状況に変化はなく、現時点においても一部で同意が得られていない状況でございます。引き続き、県と緊密に連携し、粘り強く交渉を進めて早期の同意が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

用地交渉の状況という部分がよく分かりました。今の現状としては変化がなくて、引き続き粘り強く交渉するというところで、やはりここがネックになってくると思いますの

で、ぜひ引き続き取組のほうをお願いしておきます。

加えて、この事業ちゅうのは、山口県と光市が共同で進めているプロジェクトということで、2022年の7月に基本合意が締結をされて、令和10年度中の分譲開始を目指して鋭意取組が進められているというふうに認識をしておりますが、現時点におけるスケジュールの部分をお示してください。

○佐々木経済部次長

本年3月に県が示した直近のスケジュールでは、用地交渉などが順調に進めば令和7年度中に準備工事・造成工事に着手、令和9年度末に工事の完了、令和10年度からの分譲開始を見込んでいるとのことでございます。

以上でございます。

○小林委員

現状のスケジュールとして、令和10年度中の分譲開始を目指して取組が進められていることはよく分かりましたが、やはり用地交渉という部分が非常にネックになってくると思いますので、この部分について繰り返しになりますが、しっかりと粘り強く交渉を頂けたらというふうに思います。

以上でございます。

説 明：温品観光・シティプロモーション推進課長 ～別紙

質 疑

○新見委員

主要施策の成果について、ページ数160ページ、2の観光・シティプロモーション推進費、1の観光連携推進事業、ア、主な取組についてですけれども、これはインフルエンサーを招聘し、周南3市で観光スポット20か所、Instagram等に活用して観光PRを実施したとあるんですが。

まず、この20か所は主な場所がどういったところなのか。それから、全体の金額、光市の負担額が幾らになっているのかというのをお示しいただきたいと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

周南広域観光連携推進事業のインフルエンサーの事業についてのお尋ねでございます。

まず、光市として、インフルエンサーのもとみつあやねさんに訪れていただいたものが、伊藤公記念公園や里の厨、それから冠山総合公園のほか、もとみつ様を選定された民間施設を訪れたものでございます。

それから、費用でございます。この周南広域連携事業は、毎年120万円を3市全体の予算額として、それを周南市・下松市・光市で案分して負担して事業を実施しているものでございまして、このもとみつさんのインフルエンサー事業については、交通費や宿泊料を含めて約72万円の支出をしたところでございます。

以上でございます。

○新見委員

観光スポットを巡ってのインスタグラムでの観光PRの内容は分かりました。観光・シティプロモーション推進課のほうで、この成果をどのように捉えているのか、お聞かせください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

このたび招聘いたしましたもとみつあやねさんは、主に旅行やグルメを常日頃から動画や画像として発信しており、フォロワーが40万人以上いるということで、特に若い世代の誘客に影響があるものと思っております。

先ほどお答えいたしましたように、令和6年11月に市内の施設を回っていただきまして、そのときの様子を令和7年1月26日のもとみつあやねさん自身のInstagramに掲載いただきまして、2万3,000の閲覧、それから800以上の「いいね」がついたことを成果と考えております。

以上でございます。

○新見委員

成果については分かりました。

また、この成果を今後どのように生かしていくのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

今回の投稿によって得られた閲覧数や「いいね」の数を見ますと、発信の手法によって光市の魅力は若者にも届くことを改めて認識したところでございます。このため、今後の観光振興の取組におきましても、ターゲットを明確にすることの重要性や、ターゲットによって有効な発信手法や活用媒体が異なることなども意識しながら企画立案を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○新見委員

PR活動ですのでターゲットを絞って、それに合った方を招聘するという形はすごく大事だと思いますので、引き続きターゲットというものを意識したプロモーションのほうをお願いいたします。

以上です。

○井垣委員

主要施策の160ページの真ん中辺に、中・四国各市町の特産品などの販売や観光PRを行う観光案内所とありますけれども、ジ・アウトレット広島店は多分広島にあると思

うんですけれど、この大手町店というのはどこにあるものなのでしょうか。教えてください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長
大手町店につきましても、広島でございます。

○井垣委員
広島。どちらも広島市内ということですね。はい、どうもありがとうございます。
それと里の厨について、主要施策の次のページ、いろいろな観光客の推移というのがありますけれども、一番上の表に。この里の厨というのは、ここはどういうふうになっているんですか。使用料を取っているんですか。土地代を取っているとか、どういう形に。この決算書の中のどこかにそういうのが、歳入とか歳出とかが出てくるんでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長
すみません。先ほどの瀬戸内トリップの件につきましては、「広島県内」の施設でございます。
それから、里の厨の個別については、すみません、観光・シティプロモーション所管の施設ではございませんので……。

○委員長
次の農林。

○温品観光・シティプロモーション推進課長
はい。

○委員長
井垣委員、次の農林のほうで後で説明がありますので、そのときをお願いします。

○井垣委員
はい、分かりました。ありがとうございます。
では、伊藤公資料館については、教育費からもいろいろ出ていますけれども、この観光・シティプロモーションの決算の中にも何か入っている、関係しているところはあるんでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長
令和6年度の伊藤公資料館で言いますと、先ほど申し上げた周南3市でのインフルエンサーの招聘事業で、伊藤公資料館へインフルエンサーに訪れていただいて動画を発信したという事業が令和6年度の事業としてございます。

以上でございます。

○井垣委員

じゃあ、あすこの前の看板とかは関係ないんですか。管轄が違うんですね。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

観光看板についてはうちが所管でございますけれども、看板に対する支出は令和6年度は行っておりません。

以上でございます。

○井垣委員

どうもありがとうございます。参考資料の10ページの真ん中辺に、海水浴場の項目がいろいろあるんですけれども、この中にはシャワーの費用というのがどこかに入っているんでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

シャワーの利用料などの収入については、観光協会が所管しております。基本的に例えば、光熱水費、水道代などはうちが所管しているものとして入っているというものでございます。

○井垣委員

あっ、そうですか。この中のどこかに入っているわけですか。

○委員長

井垣委員、これは不用になった額の部分でありますので、予算から決算の不要の部分なので、そのあたりを御理解していただきたいと。

○井垣委員

はい。すみません。

決算書のどこにそういうのが入っているんでしょうか。シャワーの費用です。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

決算書169ページ、観光施設等管理事業、こちらに光熱水費がございまして、こちらの中にそのシャワーの水道代とかが入っております。

以上でございます。

○井垣委員

どうもありがとうございます。

主要施策の160ページの一番下のところ、花火大会に550万円を出しましたというのが

書いてありますが、これはお金がないということで最初は中止ということだったんですけども、結局は出したということですかね。（発言する者あり）去年ですか、これは。

○委員長

そうそう。令和6年度です。

○井垣委員

あっ、そうか。去年のですね。失礼しました。

○田中委員

主要施策の160ページ、先ほどインフルエンサーの招聘ということでお話が、詳細の質問もあったんですけど、お聞きしようと思っていたので。もとみつあやねさんというインフルエンサーを招聘して情報発信をしたということだったんですけど、その方のフォロワー数が多いということで、その方たちのフォロワーには若い世代もいて、そこに情報発信が届いたという部分はあるかと思うんですけど、私も同じSNSをやっているんですけど、全然知らなかったんです。

それで、光市として、この方が情報発信しているのを情報発信されたのか。また、その方が情報発信することによって、光市とのひもづけはどういうふうにされていたのか、そのあたりを教えていただけたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

この方が動画をインスタグラムに上げたときに、もちろん「いいね」はさせていただきましたけれども、少し共有といいますか、メンションとかリンクといったところはのときしておりません。この方とのひもづけといたしましては、この動画に対してのコメントの中に「この動画にすごく興味があります」とか、そういったコメントがありましたので、この動画を見て視聴者がどう思われたか、そういった対応を今後参考にして、今後の観光振興につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○田中委員

はい、分かりました。私もちょっと検索をかけて見てみたいとは思いますが、先ほど72万円もかけてということだったので、最近「ステルスマーケティング」とかいう言葉もあるので、ちょっとどういうルールになるのか分からないんですけど、やっぱり依頼するときにはそういうところまで依頼して、ひもづけもされて光市の方たちにも伝わる、そして、その方を見た人が光市に直接つながってくるような情報発信をしていただけたらと思います。

SNSのよいところは、やっぱり共有して双方向で情報発信できるということだと思いますので、今、新しい観光ポスターも連携してやられている部分もありますので、そういったときもそういった視点を持って取り組んでいただけたらと思いますので、よ

ろしくお願いできたらと思います。

次が、主要施策で言ったら162ページになります。一番上の「光と食のわくわくフェスタ」ということで、先ほど決算書のほうで169ページですかね。まちの魅力プロモーション事業の中に含まれているということだと思えるんですけど、この中でイベント実施の委託料については予算のほうにもあったんですけど、そのほか駐車場の整理委託料とか会場設営等の委託料については予算書のほうになかった項目なので、このあたりについて全体の説明を頂けたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

まず、駐車場整理委託料でございます。これについては当初、駐車場の管理については職員対応等々を考えておりましたけれども、イベント開催に向けて検討する中で来場者の安全面の確保から駐車場の警備や案内・誘導を業者に委託することといたしまして、費用についてはテント等を借上料から流用したところでございます。

続いて、会場設営等委託料1万8,000円、これも当初予算になかったものでございます。これについても、会場とした地域づくり支援センターは体育室・体育館が土足厳禁でございますが、イベント開催に向けて検討する中で来場者の利便性や誘導の安全性を考慮し、土足で入场可能にいたしました。そのため、会場に敷き詰めるシートの撤去や収納について業者に委託することとし、費用については、会計年度任用職員報酬から流用をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○田中委員

それともう一つ、その下のテントの借上料についても、予算が150万円あって、39万6,000円ということで安く済んだということだと思えるんですけど、これについても説明をお願いします。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねのテント等の借上料でございます。これは民間からの提案を受けての事業実施というところもありまして、予算要求の段階では、テントや冷房備品などについても最大規模で要求をさせていただいておりました。

そうした中で具体的に屋内会場の収容人員など業者が決まりまして、定めた後に改めてこれに見合う規模のテントなり、そういった規模を委託させていただいたため、結果的に当初予算から減額となったものでございます。例えば、テントにつきましては、当初予算要求の段階では10棟を考えておりましたけれど、実際には6棟での積算となっております。

それから、スポットクーラーについても、当初5台で考えていたものが2台での要求と、そういったスケールを少し縮小した部分が予算の減少につながっているものでございます。

以上でございます。

○田中委員

ちょっと増減がありながらではあったんですけど、当初見込んだ1,000万円と事業費を言われていたので、大体そのぐらいの金額で収まったのかなということだと思うんですけど、これは主要施策のほうにも7日間で約8,000人の来場がありましたということで書かれているんですけど、たしか当初これは見込み2万人で立てられていたと私は思うんですよね、この事業自体。事業規模に応じて予算も立てられていたと思うので、8,000人だと費用対効果という部分でどうなのかなというのが正直ございまして、全体的な事業が終わった後ですので、その点を含めて総括でちょっと評価を頂けたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

委員からは費用対効果という点についてお尋ねいただきましたけれど、観光イベントにおける費用対効果というのは、経済効果のほかに地域間のつながり、にぎわいの創出、そういった様々な効果がございます。その中で、わくわくフェスタは未来を担う子供に未来を感じてもらふことと、20周年を祝う機運の醸成、まちのにぎわい創出という観点で実施させていただいたものでございます。

そうした中で、これまでの本会議等々でも御説明させていただいておりますけれども、子供から高齢者まで約8,000人に暑い酷暑の時期にお集まりいただいて皆さんに楽しんでいただき満喫していただけたものと、20周年記念事業としての機運の醸成というところでは一定の役割を果たせたのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

2万人規模で開催する予定だったものが8,000人で体験いただければ、それは満足度が高いものになると思いますし、やっぱり反省すべきところは反省して、今後に生かしていただけたらと思いますので、ちょっと苦言にはなりますが、そのことは指摘をさせていただきます。

次が、主要施策の162ページから163ページになります。移住・定住のところにも関わりますけれども、空き家情報バンク制度とか、空き家改修等の助成事業という部分で、あとコミュニティーと連携した空き家の掘り起こし事業です。これについて数年取り組んでまいりましたが、一定の時期が過ぎながら不用額が生まれるという状況が起きていると思いますので、この空き家に対する事業について、現状についての分析・評価を頂けたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

空き家情報バンク、それから改修、掘り起こしという空き家関連に関するお尋ねを頂きました。空き家バンクについては平成27年度から、それから空き家改修については平成28年度から、それから掘り起こしについては平成30年度からということで、いずれも

空き家の促進と中山間地域など、人口減少や空き家の流通が市街地より若干遅い地域へまなざしを向けた事業として進めてまいりました。ただ、空き家情報バンクで申し上げますと、令和6年度は物件登録が3件と、利活用が可能な空き家の確保に苦慮をしている段階でございます。

そういった背景には、私どもの空き家所有者への周知が十分でないというところもあるかと思いますが、中山間地域のコミュニティー組織と意見交換をする中では、地域ならではの慣習などがあり、なかなかバンクに登録など、すぐに空き家を利活用ができないという状況も地域によってはあるということを認識しているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

中山間地域に対して手厚くして、そこに誘導していこうという部分では、一定の成果はあったと私は思っております。やっぱり空き家バンクというのは全国的に言葉自体も有名なので、そこが入り口になって光市の物件を見てすぐ移住された方もいるということではお聞きしていますので、その部分は評価をするところですが。

ここ数年の6年度の成果を見ても、やっぱり一定の役割を果たしても次の段階に入る時ではないかなと思いますので、不用額になって使わないよりは、新しい制度にして使ってもらえるものにしていく必要があると思いますので、その辺については期待をしておりますので、今後しっかり取り組んでいただけたらと思います。

以上です。

○清水委員

今の選考委員のところと同じようなところになりますが、使用施策の162ページ、決算書で171ページになります。移住・定住促進事業の空き家バンクのところなんですが、まずは決算書171ページです。先ほど説明がありましたが、印刷製本費、これは2万2,000円の説明がありました。当初予算ではこれは計上されていなかったと思うんですが、この費用についてまずは説明をお願いします。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

2万2,000円の決算の説明でございます。先ほど少し御説明させていただきましたけれども、空き家情報バンクの周知の観点で、市内約2万2,000世帯に発送の固定資産税通知書に同封する空き家情報バンク制度の周知のチラシを、令和7年3月に印刷させていただいたところでございます。

これはただいま申し上げましたように、空き家の物件確保が課題となっている中で、従来からそういう固定資産税の通知書に同封していたチラシの掲載枠が空くことになりましたので、この枠を活用して制度の紹介をすることが空き家の所有者への周知に有効と考えたためでございます。費用については、夏季海水浴場管理運営事業の海水浴場警備委託料から流用させていただいたものでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。2万2,000軒に空き家バンクの周知を広げたというところで、その取組は分かりました。

先ほど説明でもありましたとおり、中山間地域にスポットを当てての今までの取組だったということになります。例えば令和6年度の実績、ちょっと選考委員とかぶるところはあると思うんですけど、この利用規模の登録16件、物件登録3件、成約1件、ここについて今後どのようにしていくかというような、そういった考えをちょっと教えていただければと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

まず、この利用希望登録16件、成約1件・物件登録3件は、先ほど説明したとおり、なかなか進んでいないというのが実情でございます。

その一方で、16件の登録があるというところでございますけれども、この空き家情報バンクとは所有者と利用者のマッチングをする制度でございます。情報をインターネット等へ出す際には個人情報の確保から、実際に家にまでは行けない状態で市のホームページに掲載させていただいております。ですので、登録される方は、まずは物件を見に行きたいと思っている方が登録されているというのが現状でございます。

そのため、実際に見てみてイメージと違ったというギャップもその後に生まれるでしょうし、またそういった方々も空き家バンクだけで探しているわけではなくて、民間の不動産でも同時進行で探されておりますので、16件登録いただいておりますが、必ずしもそれが10件、12件と物件登録、成約につながるというものではないというところと認識しているところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。この増えたというのは一つ評価できるところだと思うんですが、これは地域おこし協力隊が空き家バンクの事業、ここに関してはどういった関わりが今現在あるんでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

令和6年度の隊員は、空き家情報バンクへの関わりは行っておりません。

以上でございます。

○清水委員

はい、分かりました。この空き家バンクのところ、私も他市の事例、成功事例とか失敗事例とかを今回質問するに当たっていろいろ調べました。

そこで、ちょっと私なりに成功の要因とかをまとめてみると、やっぱり成功しているところって、その基点になる人材が地域おこし協力隊だったりとか、NPOに委託して

いるとか、そういった基点になる人がまずいるなあ。コーディネーターというか、そういう人がいるなというところが一つ共通しているなあというのがありました。

あとは物件の所有者側のハードルを下げると、どんどん空き家バンクに出すという、そのハードルを下げたというところで進みやすくなるというのが、やっぱり共通してあるなというふうに思いました。

あとは住むだけじゃなくて、空き家をまちづくりの拠点にするような取組とか、それも核となる人がいてというところではありますが、そういったところが成功しているところには共通しているなというのではありませんので、今、質問で地域おこし協力隊の関わりというのを聞きましたけれど、今後のところでそういった地域おこし協力隊とか——もちろん、シティプロモーションが核となって、そういった核となるコーディネーター、移住コーディネーターとか、そういったところとちょっとタッグを組むというか、といったところをしていただけたら、もう少し広がっていったり、いろんなアイデアが出るんじゃないかなとも思いますので、そのあたりも検討をよろしく願います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村委員

それでは、1点だけ伺います。主要施策の成果161ページ、決算書は169ページでございます。ひかりの魅力発信・発見支援事業について伺いますが、先ほど説明の中でも、12件の応募のうち7件を支援しましたと、こういうふうなお話があったと思いますが、主要施策の成果にもそれぞれの、こういうことをしましたという結果自体は載っているんですけども、それぞれ予算を全部で91万円ほど使用されているということで、どんな成果というか、効果があったのかというところを簡単に教えていただければと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねのひかりの魅力発信・発見支援事業でございます。主要施策161ページの上のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の光市を知るクイズを楽しむコンテンツの制作、一番上の吉永様の取組ですけど、これが14万8,000円の補助を行っております。アプリの利用者が156人という実績がございます。

効果としては、市民主体の事業でございますので、市民団体の分析も踏まえてお答えさせていただきますと、郷土教育の一環にもつながったものと考えております。

2つ目の、むろづみ空想計画舎の取組でございます。これが補助額が20万円でございます。

2つの大きなイベントがございまして、11月に行ったアートフェスには約2,000人、それから令和7年2月に行われたむろづみで話そうの会では70人ということで、空想計

画舎様とお話をする中では、効果としては、文化自然学習や地域コミュニケーションの体験機会を生み出すことができたということでございます。

続いて、光高校でございますが、この取組につきましては、結果的に補助金はございませんでした。ただ、光高校といたしましては、質の高い動画として、多くの方々に観光スポットを紹介できるツールの一つとしてつくることができたというふうに考えております。

続いて、N i j i H u l a P r o j e c tでございます。この取組につきましては、8月17日にイベントを開催するとともに、市内のスイーツのマップなどもつくっていただきました。そのイベントにつきましては、約3,000人の来場をいただいたところです。様々なメディアに取り上げていただき、光市の優れた景観を発信することができたと考えているところでございます。

それから、ヒカリ・エンジョイ・プロジェクトでございます。この取組についても20万円補助しておりまして、11月に冠天満宮近くの市有地で体験イベントを開催いたしまして、2,500の方に御来場いただきました。口コミやSNSでその魅力が広がり、効果的な発信につながったのではないかと考えております。

それから、光高校のイベントでございます。これは周防の森ロッジを舞台に、高校生によるクイズラリーや風船ランタンなどを上げたものでございまして、16万2,000円の補助を行っております。若い子供たちから高齢者まで楽しんでいただきながら、町の魅力が発信できたものと考えております。

それから、一番最後のC o d e r D o j oにつきましては、この取組はPR支援にとどめておりまして、ホームページや記者発表、それから公式のSNS等で市としても支援をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。それぞれ金額の内訳と、どれぐらいの参加、あるいは利用があったかということで、数字を確認をさせていただきました。かけた予算というのもありますが、やはり一定の効果があったものであるというふうに理解をいたしました。

その中で、もともとこの事業自体の、想定していた目標の件数とか、そのあたりの設定というのはどうなっていたか、教えていただけますか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

この事業は、毎年5件程度の採用を考えて予算計上をさせていただいております。そうした中で令和6年度につきましては、12件の申請を頂いたところで、市民の皆様からも、光市の魅力を発信したいとか、町ににぎわいを生み出したいという前向きな意向が示されているものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。5件程度を想定をしておられるということで、今の令和6年度のこの状況からも12件想定の場合、件数ベースで見ると、それぐらいの申請が来ているということで、やはり一定の需要がある。そして、もっとこれの周知をどういうふうにされているかということもあるかと思いますが、より光市の魅力を発信していただくために、今後の制度自体の周知というものをさらに行っていただきながら、またその次の展開につながるように、件数の見直しであったりとか、そういったところも検討いただければなというふうに思います。

以上です。

○小林委員

それでは、何点か御質問させていただきます。まず、主要施策の成果の163ページで、決算書でいくと171ページです。移住フェア等への参加について、少しお聞きをします。

令和6年度は、新たに大阪府の移住フェアに参加をいたしまして、本市のPR、移住相談を行ったというふうにございますが、具体的な内容という部分をそれぞれお示しください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねの移住フェアにつきましては、令和6年度、2件、出展しております。

まずは、7月に大阪で開催された、おいでや！いなか暮らしフェア2024に職員1人が出展しております。

このフェアには、全国の自治体が集っておりまして、2,400人を超える来場者があったところでございます。

基本的にはブースを設けて、そこに相談者を待つというスタイルになっておりますが、当日は5組7人に対し、自然環境と居住環境をうまく調和した町の特性や、移住に関する補助事業などを説明させていただいたところでございます。

それから、もう一つが本年2月に、これも大阪で開催のイナコレ2024に、企画調整課の職員とともに出展しております。このフェアには、170人の来場があったところでございまして、若手、若い世代の来場者が多かったというところもございまして、6組10人に対して、子育てのしやすさや生活環境のよさを説明させていただいたところでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況はよく分かりました。この相談をする中で、いろいろ若い世代とかも対象にされたということでもございましたけど、本市への移住を検討する上で、実際にどういうところに着目をしているのかということと、本市に対するイメージという部分、この2つ、併せてお示しをください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

着目点というか、来場者は、来場されるときにあらかじめ、やはり候補として、移住先をある程度決めて来場されているという傾向があります。ですので、光市のブースにお越しいただいた方も、山口県出身の方が多いという傾向がございます。

それからまた、そのため相談させていただいた方は、本市のことを御存じで、海が近くて住みやすい町というイメージをお持ちの方が多かったです。

なので、ブースの前を通られる方にお声かけとか、いかがですかとさせていただいたのですが、関西から光市の距離とか、ゆかりのない方にとっては、ブースに足をお運びしていただけるという機会はなかなか少なかったというところがございます。

以上でございます。

○小林委員

実際の移住フェアでの状況というところはよく分かりました。山口県出身の方というところが多かったということですね。なかなか、ちょっと少し、もう少し掘り下げていくと、今回の移住フェアを通じて、実際に移住につながったケースというところでいくと、ありますでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

移住フェアで、このたび対応させていただいた方が、実際に本市に移住したかどうかというのは、正直、把握することは難しくございます。

ただ、本市へ移住された方への補助事業、補助制度の中には、移住前の取組が支給要件になっているものもございまして、例えば、下見の際の宿泊料などを補助するひかりUJIターン滞在費補助金は、令和6年度は8件の支給をさせていただいておりますが、その下見に来られた8件のうち4件が光市に移住しております。

そのため、フェアでは、まずは光市を知っていただき、興味を持っていただくこと。そして、光市への移住を考えてみたいと思われる方については、そういった際でも、こういった下見の段階で補助があることなどを、しっかりPRしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○小林委員

よく状況は分かりました。すごくいい視点で、いろんな制度の説明をすることによって、下見の8件のうち4件が移住につながったというところは、大きな成果だと思います。

なので、今回は大阪というところ、少し光市から離れているところでやりましたが、今後は少し候補地の選定も踏まえて、実際検討していただけたらというふうに思います。

もう一つ、主要施策の163ページで、決算書でいくと171ページなんですけど、ひかりテレワーク等移住支援補助金について、少しお聞きをします。

本年度は1件の交付があったというふうなところで、京都から移住があったということなんですけど、実際に移住されてきた方の職種とか、そういうのが分かればお示しをくだ

さい。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねの本事業は、県と連携して実施している補助金でございます。東京圏、それから愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡、それぞれの都道府県の居住者が光市に移住し、テレワークをはじめ、就業、創業した方に補助金を支給するという制度でございますが、令和6年度の京都府からの移住の方は、単身で移住されたところでございまして、土木建築分野に就業された方でございます。

以上でございます。

○小林委員

よく分かりました。土木建築の方が実際にこちらのほうに単身で来られて、移住につながったということですね。理解できました。

もう一つ、この制度、補助金自体が、令和7年1月から補助金の対象地域という部分を広島県及び福岡県、これを新たに追加されたということですが、その後の反響という部分をお示しをください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

山口県が令和5年度における、山口県から他の都道府県への転出者の割合を基に、令和6年10月に割合のトップの福岡県、2位の広島県を補助対象にしたところでございます。

それに伴いまして、本市も本年1月に要綱を改正し、令和6年10月15日以降に、福岡県と広島県から転入される方も補助対象としたところでございます。

本年1月の改正というところもございまして、令和6年度については、福岡県や広島県からの移住者の申請はございませんでしたが、本市においても県と同様に、広島県や福岡県への転出が多いという傾向がございますので、今後もこういった事業をしっかりとPRしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小林委員

今の視点、すごく大事なところで、移住の状況というところとしっかり数字的に根拠を基に分析をされて、それにちなんだ形で対象地域も増やしていくということ。これはこの制度だけではなくて、ほかの制度にも相通ずる点があると思っておりますので、引き続きの調査研究のほう、お願いをしておきます。

以上です。

○大田委員

ちょっと教えてほしいんですが、先ほど73万円つけたというふうに。

○委員長

何ページですか。

○大田委員

何ページじゃったかね。労働費のところか。違うたかいの。あかねさんのところで73万円つけたというんですが、どこに載っているか、教えてほしいんです。

○委員長

成果の160ページ。

○大田委員

そうか。160ページね。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

再度申し上げますと、周南広域観光連携推進協議会負担金、169ページの観光連携推進事業の、上から3行目に25万9,000円という負担金がございます。

この事業自体は、周南市、下松市、光市、3市で行う事業でございます。周南3市で120万円の規模の事業をやるということで進めておりまして、その120万円のうち、先ほど申し上げた約72万円を協議会として負担したということでございます。

以上でございます。

○大田委員

私は、光が72万円支払いしたというふうに解釈したんです。これは169ページの上から3行目、周南広域観光連携推進協議会負担金25万9,000円掛ける3ぐらいで、周南市のほうが多いから120万円じゃなくて、その中のうちの72万円を出したという解釈になるんですか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

そのとおりでございます。

○大田委員

すみません。よく分からなかったもので、今度、よお説明してください。お願いします。

説 明：太田農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑

○田中委員

主要施策の137ページに、農業委員会のほうの詳細が書かれております。その中で、農地関係の事務取扱件数ということで、一覧で載せていただいているんですが、前年度

比較等も含めて、件数が増えたり減ったりがあると思いますので、その辺の状況について、どのようになっているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○太田農業委員会事務局長

ここに記しております農地関係事務の取扱件数について、著しい増減の傾向は見受けられませんので、個々の特段の分析は行っておりません。

しかし、権利移動の制限、備考欄の農地法第3条該当の欄ですが、農地法第3条に基づく、農地の取得時における下限の面積の要件が、令和5年4月1日から撤廃されました。

内容としては、農地を取得する際は、今まで農地を3反以上所有しているなどの要件がありましたが、これらが撤廃されたことから、一時的に令和5年度は増加したと分析しておりますが、ほかの要件、例えば農業に年間150日以上従事していることが必要などはそのまま残っており、令和6年度は平年並みとなっております。

また、この表中の2のその他の事務があります。相談件数が令和6年が435件となっておりますが、5年前の令和元年は368件、10年前の平成26年は156件となっているので、かなり増加となっております。

相談件数の多くを占めるものとしては、太陽光発電目的の農地転用の可否についてで、相談件数がかなり増加傾向にある一方で、転用のための権利移動の制限、これは備考欄の農地法第5条ですが、この件数は大きく変動しておらず、令和6年が40件で、令和元年が52件、平成26年が48件となっております。

こういったことを分析しますと、やはり簡単に農地転用できる場所が少なくなったことから、業者が太陽光発電目的の農地転用が可能な場所を探すために、様々な相談をされているのではないかと分析をしております。

以上でございます。

○田中委員

あまり件数については、そんなに増減がないというお話だったんですけど、1点、お聞きしてみたいんですけど、1の農地利用調整関係の4番目の賃貸借の解約制限という部分が、ここに前年度、前々年度の数字が載ってないんですけど、前年度の数字を見ますと19件になって、令和6年度が37件ということで倍増しているんですけど、これは内容的にはどういったものの内容になるのでしょうか。

○太田農業委員会事務局長

これは農地法の第18条ということで、光市の農林水産課を通して、農地の貸し借りをしているケースでございます。ここに記しておるのは、今まで賃貸借の契約を結んでいたものを、このたび、令和6年度において賃貸借の解約をした件数でございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。農業自体の耕作者の方が減らされていたり、作付面積が減ったりという、全体的な市の状況があると思うんですけど、この辺で事務手続を進めるという部分もあるんですけど、地域の農業者の方たちの声というのを聞く、一番の窓口だと私は思っておりますので、その辺で地域の農業者が抱える課題や要望をどのように把握しているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○太田農業委員会事務局長

農業委員会では窓口や電話で、農業者の方から農地に関する悩み事、あるいは相談などが、様々なことが寄せられております。そうしたことから、農業の課題や要望の把握に努めているところでございます。

それ以外にも、農業委員や農地利用最適化推進委員に対して、集まる機会を捉えて、農業施策の改善に関する意見なども聴取しております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。それで、そのような声とか課題を受け止めているわけなんですけど、いわゆる農業政策への反映というものについては、どのような取組をされているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○太田農業委員会事務局長

毎年、県内の各農業委員会は、山口県農業会議へ農業政策の改善に関する意見、これを提出しております。光市農業委員会からも毎年、農業政策に関する意見を提出しております。そうした意見を集約しまして、山口県農業会議は、毎年、県知事へ意見書を提出しております。

また、光市農業委員会の会長が、全国農業委員会会長大会に出席し、その際、県選出国會議員への要望なども行っております。

以上でございます。

○田中委員

今、山口県、国へっていうことで聞かせていただきましたけど、一番は、光市の農業者なので、光市の農業者に対して、市としてどのような、手の届く政策を打っていくかということの趣旨で、今、質問させていただいたんですけど、先ほど状況説明する中でも、件数の関係で、農地転用の部分については、ソーラー発電に可能な場所が減ってきたのではないかというような発言もあって、いわゆる段階が変わってきたのかなという部分も、答弁を聞いて感じたところがあります。

そういった意味で、先ほど県、国へということがありましたけど、市の政策への反映という部分では、所管もありますけど、どのようなサイクルで反映させているのかをお聞かせいただけたらと思います。

○太田農業委員会事務局長

市の政策への反映ということで、先ほども少しお答えしましたが、農業委員等が集まる際には、そういった機会を捉えて、様々な要望、課題なども話をしております。

先ほど申しましたように、要望書も提出をすることから、日々、光市農業委員会としては、光市の農業の課題や要望などについて、できるだけ把握できるよう業務に努めております。

農業委員会単体で政策への反映ということが難しいので、基本的には先ほど言いましたように、県や国への要望ということになります。市の政策に関しましては、市の政策を担う光市の農林水産課と協働して進めていくというところで、農林水産課と協働しながら、様々な施策への反映を行っていておりますし、今後もまたそういった方向で業務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。農林水産課と協働して進めるしかないかなというところで、協働して行っているというお話を聞かせていただきました。

やはり今も農林水産課のほうの政策にはなるかもしれませんが、いろんな補助事業等もやっている中で、市内の農業者からは、その政策においてこういうことをしてほしいという声は、私たちのほうにも届くんですね。

例えば、市のやっている補助事業等について、農業委員会のほうでどういった意見があるのかをお聞きして、それを農林水産課のほうと共有して取り組むとか、そういうことはやられていないんですか。現状、市の政策についての御意見を聞いて、反映させていくというような取組は。

○太田農業委員会事務局長

農業者の意見などに関しましては、先ほども申しましたように、窓口や、あるいは電話で日々、様々な案件の相談をいただいております。そうしたところで課題や要望の把握ができるのではないかと考えております。

課題や要望が把握できた、その次には、政策の反映ということが問題になろうかと思えます。委員のほうからそのあたりのことについてのお尋ねではないかと思えます。

先ほどと同じようなお答えにはなりますが、農業委員会単体でそういった政策を行うことが、なかなか難しいケースもありますので、農林水産課と今まで以上に情報共有をしながら、課題や要望の把握について共有していかなければならないと切に感じております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。農業委員会が代表者たちの集まりのところで、そういった声を集め、一番集まってくる場所だと思っておりますので、ぜひ、そういったことでしっかり声を

聞いて、農林水産課とも連携して、施策の展開に取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

説 明：影土井農林水産課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○新見委員

主要施策の成果について、ページ数144ページ、（４）農業水路等長寿命化・防災減災事業、ア、ため池廃止工事についてです。廃止になったため池について、先ほど御説明いただきましたけども、こちら畑村ため池一つの廃止ということではよろしかったでしょうか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

農業水路等長寿命化・防災減災事業において廃止したため池は、令和6年度は畑村ため池1か所となっております。

以上でございます。

○新見委員

こちらため池なんですけど、今、所管で管理している、管理というか、関知している市内のため池の数というのが、総数でどれほどあるか、お示してください。

○岩崎農林水産課技術担当課長

市内のため池の数という御質問かと思いますが、令和7年10月時点で申し上げますと、市内には91か所の農業ため池がございます、こちらについて適宜防災工事を進めているところでございます。

以上でございます。

○新見委員

それでは、先ほど91か所ということなんですけど、こちらは実際農業のほうの水利として、そのまま使用し続けるため池もあると思うんですけど、今後の廃止の計画等、どうなっているのか、お示してください。

○岩崎農林水産課技術担当課長

先ほど申し上げました91か所の農業用ため池のうち、現在、市内には10か所の、法に基づく指定を受けました防災重点農業用ため池がございます、そのうち、今後防災対策が必要となるため池は6か所でございます。

この6か所に対しまして、ため池関係者との協議調整を進めて、今後の防災工事の具体的な予定を調整しているところでございます。

以上でございます。

○新見委員

ため池の廃止、どういうふうに進めるかということ、スケジュール、理解いたしました。

続いて、主要施策の成果について146ページ、(4)自然敬愛推進事業の、こちら黒松を植栽とあるんですが、こちら黒松の本数六十何本は、場所をどこで移植されたのか、お示してください。

○岩崎農林水産課技術担当課長

黒松を植栽した場所という御質問でございます。令和6年度におきましては、室積新開1丁目の海浜荘跡地に37本、また、室積松原地区の松林内の空きスペースに30本、合計で67本の松を植栽させていただいております。

以上でございます。

○新見委員

こちらボランティア団体での移植とあるんですが、何団体かというのをお示してください。

○岩崎農林水産課技術担当課長

室積新開1丁目での植栽につきましては、室積中学校の生徒の皆様に御協力いただきまして、植栽を実施させていただいております。

室積松原につきましては、後松原自治会の皆様に御協力いただいたところでございます。

以上でございます。

○新見委員

了解いたしました。こちら松の植樹ということで、毎年進められているかと思うんですが、こちら先ほどお話しありました松原自治会です。こちら松の植樹だけではなくて、松葉かきについても実施されております。同じく中学生が植栽した新開についても、新開自治会の方が中心になって松葉かきをされております。

室積の松林につきましては、住宅と、それから松林の場所が非常に道隔てて近く、昨年も火災等の心配が住民の方は随分されておりますので、もし可能、できましたら年1回か2回、松葉が堆積する時期については、市のほうで、今、ボランティア団体のほうで基本的には松葉がきされていらっしゃるんですけども、必ずしもずっと今の人数がボランティアへ参加されるとは限りませんので、ぜひ市のほうでの松葉がき、1回でも2回でも、実施のほうを検討していただきたいと思っております。こちら要望になります。

以上です。

すみません。もう一つ、ページ数153ページ、主要施策の成果についてです。5番のフィッシングパークの運営費についてですけれども、こちら直近3年間で毎年1割程度、入園者が減っているように見受けられます。昨年につきましては、栈橋の改修工事等で2か月ほど入園のほうはできていないということもあるんですけども、やはり傾向としては減少傾向にあるのではないかなと思っております。

これについて指定管理者等含めて、入園料を増加させるための取組等、どういうことが行われているか、お示してください。

○影土井農林水産課長

フィッシングパークの入園者の増加に向けた取組でございますが、まず、施設をより安全、安心に利用できる環境の整備とともに、魅力的なイベント等の開催により、フィッシングパークの魅力をより高め、何よりも入園者の釣果を如何にして上げていくか、この3点が重要であると考えております。

1点目の施設の環境整備では、施設も設置から40年以上経過しておりますので、長期的な視点から現在、長期修繕計画を策定し、本計画に基づき、令和6年度は栈橋の改修工事や海底の状況調査、海底清掃を実施したところです。

2点目の魅力的なイベントの開催ですが、指定管理者の自主事業として、大手観光情報サイトと連携した魅力の発信に努めるとともに、具体的には、令和6年度は年間を通じたサビキ釣りランキングを実施をするなど、SNS等を積極的に活用しながら、釣果情報の発信に取り組んでいるところです。

最後に釣果の向上につながる取組ですが、現在、新たに魚礁の設置に取り組んでおり、年明け以降の設置を予定しております。

いずれにいたしましても、本市の海の魅力の発信とともに、入園者により満足していただける利用環境を整えていくことが重要であり、ソフト、ハードの両面から、指定管理者とともに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○新見委員

こちら同じく入園料についても下がっている傾向にあります。指定管理5年ということで、5年後には再び指定管理して行っていくということになります。入園料が毎年下がっていくということになりますと、運営委託費自体が今度は上がっていくということも考えられますので、財源の確保という面からも、入園料減ということは何とか食い止めていただいて、入園料増を目指していただきたいと思います。

以上です。

○田中委員

決算書の155ページで、主要施策は145ページになります。農村施設の運営費ということで、3施設の数字がございます。主要施策のほうには、利用件数と使用料収入という

ことで紹介をしていただいているんですが、利用件数については、そこそこあるかなという部分はあるんですけど、延べ利用件数ではなくて、利用団体というか、どれぐらいの数の団体が利用されているのかをお聞かせいただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

施設の利用状況をそれぞれ申しあげますと、農村婦人の家は、実習室の利用が47件で、主にはみそや豆腐づくりの団体に利用されており、ホールは26件で、地域の方々の盆踊りの集まりやカラオケなど。和室は、232件、囲碁や日本画教室といった団体等に利用いただいております。

また、多目的集会所につきましては、研修室の利用が194件、和室が11件の計205件で、主には吹奏楽の練習のほか、地元の土地改良区や環境保全会、こうした農業関係者の会議等でも利用されております。

最後に、農産物加工センターにつきましては作業室の利用が年間125件で、みそや豆腐をはじめ、農産物の加工用途で主に1団体が利用している状況となっております。

以上でございます。

○田中委員

今お聞かせいただいて、様々な団体が使っているところもあるんですけど、施設によっては特定の団体が使っているという部分が見えるかと思います。その中において、市としても予算をかけながら、その中で使用料収入を見ると、それに見合う収入がない状態というものは見えるかと思います。

その中で施設のほうも老朽化しております。それで、将来的なことを考えたときには、改修が必要になったりとか、いろんな修繕が必要だったりという部分が出てくると思いますので、この3施設については、古いという部分もあって、在り方を考えないといけない時期だと思うんですが、そのあたりについて、どのように考えていらっしゃるか、お聞かせいただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

施設の将来的な方向性でございますが、この3施設とも建築から30年以上が経過しており、老朽化も進んでおります。そうした中、施設の将来的な方向性をしっかりと議論していく必要があると考えております。

特に農産物加工センターは、設備や利用の特性上、多量の水を使い、また、幾分の臭い等も発生する施設でもありますことから、施設ごとの様々な条件もしっかり整理していく必要があると考えております。

また、令和6年度には、虹川ライスセンターを処分しており、相応の時間は要しましたが、地元住民の皆様への丁寧な説明から始まり、最終的には入札による民間譲渡を行うことができました。

農林水産課で所管する施設につきましては、現在においても一定数の利用がありますことから、利用者をはじめ地域住民の皆様のご意見は丁寧に伺う必要もございます。こ

れまで培ってきたノウハウを活かしながら、施設ごとの最適解を模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。それぞれの施設、それぞれの役割を果たしてきたんだと思います。その中で今、農産物加工センターは、特に1団体が使用しているということでございました。

ただ、この施設については、私、チャンスのある施設だと思っております。活躍されている方たちがどういった場所であれば、今後の光の特産品等も含めて、開発につながるのかなというところで、大和地域においては、いろんな空き施設も出てきておりますので、そういった小学校跡地とか、ああいう複合化も含めて、いろいろ御検討いただいて、前向きに進めていただけたらと思いますので、この農村施設運営については、よろしく願いいたします。

あと2件あります。次が決算書の161ページで、主要施策の151ページになります。水産振興事務費になります。

光・熊毛地区の栽培漁業協会の負担金ということで、これ毎年負担していて、金額的には決算では282万4,800円ということで、栽培しているものについて、ここに表記をいただいているんですが、結局、この光・熊毛地区の栽培漁業組合の負担金を払うことによって、光市にどういったメリットが生まれているのかを教えてくださいたいと思います。

○影土井農林水産課長

本協会の本市へのメリットでございますが、本協会は、上関町に整備された光・熊毛地区栽培漁業センターを本場、光市の栽培漁業センターを分場と位置づけ、光・熊毛地区のつくり育てる漁業の拠点施設として、水産物の中間育成から放流、そのほか収益事業として、クルマエビの養殖事業を実施しております。

中間育成放流事業では、マダイやキジハタ、ヒラメなど、比較的市場価値が高く、収益性の高い魚種を放流サイズまで育成した後、本市沖の海域に放流され、本市海域の水産資源の維持と持続可能な漁業の推進、また、漁業者の漁獲高の向上にも貢献しているものと考えております。

以上でございます。

○田中委員

放流している部分で漁獲高につながっているんじゃないかということで、漁獲高を聞けば、その辺、分かるのかもしれませんが、そこまで聞かないですけど、放流した部分は、何となく海がつながっているんで、分かりにくい部分がある中で、直接分かりやすいなと思うところは、同僚議員も以前質問したことがあるかと思うんですけど、クルマエビの養殖が盛んになっているというところで、ふるさと納税に生かされないかとい

うことで、今までも質問されたかと思います。

これで、協会の負担金を支払っているんで、光市でもそれは行えるのではないかと思うんですが、そのあたりについてお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

ふるさと納税への活用としまして、所管は違いますが、一般的にふるさと納税として扱うには、地場製品の基準があり、幾つかの要件がございます。

その要件の一つを申し上げますと、近隣、他の市町と共同で生産されたものや製造されたものを共通の返礼品等とするものといった項目もございます。

地元の上関町では、本協会で生産されたクルマエビを返礼品としておりますので、本市との共通の返礼品として、取扱いが可能となるかどうか、担当所管にも情報提供を行い、連携を図りながら、一方では、当協会に加盟する他の自治体会員の皆さんにもご意見を伺ってみたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。光市の税収増につながれば、一つの大きな武器になると思いますので、取組をお願いしておきたいと思います。

最後にもう一点、決算書の163ページで、主要施策は152ページになります。増養殖事業補助金100万円について、先ほど附属光中学校とアサリについて取り組んだということで、あとタコツボとアカガイということでお話があったんですけど、これ新規事業なので、もう少し状況について詳しく教えていただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

増養殖事業補助金につきましては、光市増養殖事業補助金交付要綱に基づき、山口県漁業協同組合光支店が取り組む、アサリの試験的増養殖と産卵用タコツボの設置、アカガイ種苗の放流の3つの事業に補助するなど、令和6年度から開始した新規事業でございます。

まず、アサリの試験的増養殖では、附属光中学校2年生の皆さんと御手洗湾内にアサリの種苗を昨年6月に防護ネットに入れて育成を開始したところですが、10月に状況確認をしたところ、順調な成長が確認され、その後、防護ネットから一旦出して、その上から網で覆うという、被覆に展開したところ、鳥や魚による食害が確認されたことから、網の目を細かく改良しながら、引き続き、状況調査を行っているところです。

また、産卵用のタコツボの設置では、2月に大水無瀬島の地先海域に10基ほど設置しまして、本年度も10基程度設置していく予定となっております。

最後に、アカガイの種苗の放流ですが、これも本年3月に市内海域に3万個程度を放流して、また今年度も同じ程度の放流を予定している状況でございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。タコツボとアカガイについては、またおいおい捕れるようになるんだろうなというようなイメージが湧きました。

アサリの試験養殖については、成長しながら、いろんな網のサイズを変えながら取り組んでいらっしゃるということなんですけど、御手洗湾の中でまかれているということなので、今後、この展開というのは、これが順調に成長したときには、どのような展開を考えられているのか、教えていただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

本取組の目指すところですが、アサリの成長は、漁獲までにおおむね3年程度要することから、引き続き、定期的な定量調査を継続しながら、将来的な観光漁業、漁業者の新たな収入源にもつながるよう、例えば、将来的な潮干狩りの実施の可能性についても、山口県漁協光支店と相談しながら、模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

今お聞きして、観光漁業、潮干狩りにも活用できたらということでお聞きして、非常に明るい話題だなと思いました。私もこれ、今聞いて詳しく知ったんですけど、あまり皆さん、市民の方にもまだ届いていない話なのかなと思いますので、ちょっとあまり場所が分かると捕られる可能性もあるのかもしれない。しっかりその辺もお伝えしながら、光市も将来に向けてしっかり種をまいているというところをPRして取り組んでいただけたらと思いますので、期待をしておりますので、以上で終わります。

○清水委員

それでは、主要施策の成果138ページ、お願いします。農業総務費のところになりますが、農業委員会の取組のところもあると思うんですが、耕作放棄地対策の成果、これを今どういった成果があるか、費用と実績等も踏まえてお示してください。

○影土井農林水産課長

耕作放棄地対策の成果ですが、現に耕作がされておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる、いわゆる遊休農地が本市でも増加傾向にあります。

こうした遊休農地を荒廃化させない取組が重要であり、そうした取組としまして、令和5年度より、市内の遊休農地を3年以上活用する場合は、10アール当たり8,000円を支給する遊休農地活性化事業を開始しております。

同じく令和5年度より遊休農地の有効活用に主眼を置いた光ひまわりプロジェクトにも取り組んでおり、令和6年度は新たに光ひまわりおひろめ隊を公募し、市民や農業者10名と小学校11校が隊員として活動いただくなど、遊休農地の利活用に、大いに貢献いただいているところです。

さらには、農産物生産技術指導員が野菜の栽培等の講義を市内各地で行う楽農塾を開

催するなど、参加者の多くは、自家消費や家庭菜園を営む方々ではありますが、こうした取組が農作物の生産に携わる方々の裾野の広がりとともに、耕作放棄地対策にもつながっているものと考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。ちなみに、決算書の153ページ、主要施策は140ページになるんですが、農業振興対策助成事業のイのところを見ると、新規就農者の推移のところなんですが、離農者が4名おるといところなんですが、これの要因は、どういった要因があるんでしょうか、教えてください。

○影土井農林水産課長

新規就農者の離農の状況でございますが、令和6年度につきましては、法人等に就農された方が1名、新規の自己経営が1名、計2名の新規就農者がありましたが、一方では4名の法人就農者が離職をするなど、令和6年度末の累計では、法人就農者数が7名、自己経営者数が11名の計18名となっております。

そうした中、離農の理由でございますが、個人的な事情等もあるとは思いますが、傾向としまして、法人就業からおおむね3年以内の離農が多い一方、自己経営者の離農は現在までございません。

とりわけ、法人就農者の離農が際立っておりますことから、今後はこうした法人経営者の方々との密な意見交換とともに、こうした状況に対応しうる効果的な支援の立案が重要であると考えております。

いずれにいたしましても、新規就農者が本市で継続した農業に携わっていただけるよう、今後とも、様々な農業者の皆様のご要望や支援の声に耳を傾けていくとともに、併せて、支援の在り方をしっかり検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。であれば、ちょっと戻って、1ページ戻って、主要施策の138ページ、ここの農業振興費のところなんですが、ごめんなさい、そこから1ページ、まためくって139ページのイです。地域農業経営基盤強化促進計画策定事業のところを少し教えていただきたいんですが、ここで皆さんでいろいろ意見交換を出し合っているというところが書いてあるんですが、実際、具体的にどのような意見が出たのか、教えてください。

○影土井農林水産課長

令和6年度に地域計画の策定に向けて、地域農業者の皆様や関係機関と協議の場として、市内6か所で、農地利用の将来のあり方懇和会を開催したところです。

参加者からは、農地の現状や課題として、後継者がいないといった人材に関する課題。また、用排水路の老朽化や水の引けない田んぼがあるといった施設面の課題。有害鳥獣

や病虫害、夏の暑さが厳しいといった環境面の課題。さらには農作物の販売の価格の下落に加え、資材費や肥料、農業用機械の高騰といった金銭面に関する課題。こうした農業者の皆様が今、真に直面している課題の数々をお聞きすることができました。

一方、将来に向けた改善策としましても、若者が安心して農業に従事できる環境の整備や、農地の集約化、スマート農業の推進とともに、地域で農地をしっかりと守っていく、そうした意識の醸成も必要といった前向きなご意見も頂いたところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。ちなみに、今出たいろいろおっしゃっていただいたいろんな課題、あとは将来に対する、今言われたスマート農業とかも含めてのいろんな意見が出たということなんですが、これ大事なことは、これで終わらせないということだと思うんですけど、今後、こういったことを踏まえて、どのような取組をしていくというものを考えられているのか、お示してください。

○影土井農林水産課長

こうした意見に対する今後の取組というところですが、限られた予算、財源の中で全てを満たしていくことは困難ではありますが、ご意見にあった農業用機械の高騰への対応など、昨今の経済状況に左右されない支援策を実施していきたいと考えております。特に、就農者の負担軽減に資するスマート農業に対する支援、例えば、農業用ドローンの購入支援も効果的であると考えておりますので、有効性のある施策の立案、実行に鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。ぜひぜひ、あと具体的な、今おっしゃられたスマート農業への支援とか、そういったところ、施策の立案等を進めていっていただきたいと思います。

今、大きく3点、今伺ったんですが、遊休農地の問題、あと就農者を増やす取組など、様々されているんですけど、なかなか特に今就農者のところ、法人で就農されている方が4名離職・離農したというところで、なかなかいろんな取組をしても、成果が出しづらいというのは現実的にあると思うんです。

この遊休農地を減らしていくよというようなものと、あと就農者を増やすというのは別個に、私、交わるところはあるけれども、大きくは別に考えるべきだと思っていて、これは私の考えですけど、どちらかという遊休農地、これを、これが増える、遊休農地を減らしていくということのほうが、優先度が高いと私は思っています。それは市民の方の不安や不満とか、こういったものがあるのが、家の近くで草ぼうぼうになっている畑があるよとか、私もよくそういった相談受けるので、そういったところは優先すべきじゃないかなと思っています。

今、主要施策の中でも、いろいろと取組のところは、市民農園とか、そういったとこ

ろでとか、先ほどお示しいただいたひまわりプロジェクトとか、いろんな取組をされていると思うんですけど、一つ、企業へのもっともっと貸出しを積極的に行ってはどうかかなというところが、私は思っております。

農地の貸出しのハードル下げて、例えば、企業によっては、繁忙期と閑散期の差が激しいところは、年末年始とか夏のシーズン、物すごく忙しいんだけど、それ以外、結構、人があふれちゃっていると。

これ他市の印刷会社のことなんですけど、やっぱり年末年始とか繁忙期は物すごく要ると。ただ、夏とか人があふれるときに、例えばキクラゲを栽培したりとか、そういったところで、それはハウスですけど、そういった企業って、もしかしたら掘り起こせば出てくるんじゃないかなと思っています。

あとは、今、健康経営というのが企業では積極的に言われていまして、本市、光市内でもかなり積極的に健康経営されている業者って、企業さん、あるんです。そういったところの取組、私も発表会とか聞くと、結構社内で、福利厚生として無農薬の野菜を育てて、それを社員の方に配ったりとか、それでカップヌードルとか、そういったものじゃなくて、健康経営で身体にいいものを取ろうよというような、そういった啓発をしているというところが市内に何社かあるんです。だから、そういった福利厚生のもので、一つ考えられると思います。

ほかにも、例えばサツマイモ植えて、それを子供たちとか家族連れを集客して、それに対して何かアプローチして、ハウスメーカーだったら、こうやって家をととか、そうやって広告宣伝費として使うとか、結構、畑ってそこにコストがあまりかからなければ、企業としてはアイデア出せば、いろいろ使い道ってあると思うので、そういった個人の市民農園とかっていうところは大事ですけど、企業へのアプローチというのをもっともっていただくと、何か成功事例というのがどんどんできてくるんじゃないかなと思っています。

就農者を増やすには、農家さんがもうからないといけないので、これは結構行政だけでは難しい、国の取組もあるし、結構いろんなハードルがあると思うので、ここは引き続きスマート農業、先ほどおっしゃられたところとかやっていたらなと思っています。ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

○西村委員

では、何点か確認をさせていただきたいんですけども、主要施策の成果の140ページ、これの農林水産物高付加価値化促進事業についてお尋ねをするんですけども、この主要施策の成果の中には、どれだけ補助したとか、件数とかというところは記載があるんですけども、実際、そのもう少し具体的な内容というか、どういうふうな成果につながったのかというところを教えていただければと思います。

○影土井農林水産課長

本取組の成果でございますが、本事業は、6次産業化の推進、農林水産物のブランド

化に向けた取組、例えば、パッケージデザインやリーフレットの作成支援、また商工業者との連携による加工品、また、こうした開発に要する支援に取り組んでいます。具体的な成果でございますが、新たな加工品の開発やブランド化によって本市の農林水産物の商品価値を高めながら、また、それを農林漁業者の生産意欲の向上につなげていく。

さらには、新たに開発された商品の販売先に里の厨も要件に含めることで、里の厨への来店機会の増加とともに、地産地消の促進にもつながっているものと考えております。以上でございます。

○西村委員

今、生産者の意欲向上であったり、里の厨に出店することを要件とされているというようなところも今ありましたけれども、実際、今そういうふうに御説明がありましたけど、この制度自体を今、実績とかを含めて、どういうふうに評価をしているかということも教えてもらってもいいですか。実際に出店され、里の厨の販売で反響があったとか、意欲が向上につながったとか、そういう狙いは分かったんですけど、それでどうつながっていたのかというのがあれば、もう少し。

○影土井農林水産課長

里の厨からは、個別の評価、意見は、いただいているところですが、6次産業化を進めていく上で重要なことは、自分たちで作り育てた野菜等が加工品となって、それを消費者の皆さんに購入していただき、その喜びを実感することが重要だと思っております。

これまで本補助事業を活用してこられた方々からも、そうした喜びの声を頂いており、総合計画においても、令和8年度の目標値を12件と定めており、現在8件というところですので、目標達成に向けましても、しっかり努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。目標に向けて、もう少し達成に向けて動いていくということ。それと実際、過去にこの制度を利用された方の声というのも踏まえて、少しずつ改良を加えながらということで理解をいたしました。

先行委員も述べましたとおり、こういった農業とか生産物を取り巻く状況というのは、やっぱり複雑になってきていますし、生産者もどんどん少なくなっているという実情もありますので、いろんな方面からのアプローチという意味で、こういった制度、非常に有効であるというふうに思いますので、引き続きの取組をお願いをしておきたいと思えます。

それから、主要施策の成果の142ページ、決算書は153ページ、生産調整推進対策費というところで、決算書を確認すると50万円ですか、支出があると思うんですけども、これ自体は、主要施策の成果には2行ほど、奨励作物の作付振興を行いましたということで、米なのかなというふうには思うんですけども、これももう少し具体的に教えてもら

ってもいいでしょうか。成果等々併せて。

○影土井農林水産課長

まず、奨励作物の作付の振興、推進でございます、これは実施主体の周南地域農業再生協議会及び南すおう地域農業振興協議会といった組織がございます。本市もそれぞれの協議会に加盟しているところですが、本協議会においては、毎年の米の需要と生産目安を情報共有しながら、米の需要量を踏まえた生産調整に取り組んでいるところです。

本協議会は、J A山口県が事務局を担い、米の生産調整として、水田を活用した水稻以外の奨励作物を生産する場合には国から交付金が支給されるといった事業に取り組んでおり、その奨励作物としましては、例えば麦や大豆、タマネギやキャベツ、トマトといった野菜類をはじめ、そのほかトルコキキョウやユリといった花卉類が指定されているところです。

以上でございます。

○西村委員

今、御説明をいただきましたけれども、今回、この協議会と米の需要と供給の関係から調整をかけていくというのが1つ。それと水田の活用。多分、米の量によって調整をするところで別の作物をとということだというふうに理解はするんですけども、実際、この50万円というのは今回の場合だと何に使われたかというのは分かりますか。

○影土井農林水産課長

本項目には主に2つの取組がございます。まずはこうした奨励作物の推進に伴う水稻、水田の活用における米の生産調整が1つと、もうひとつは、お米をしっかりと消費していただく米消費拡大推進事業としまして市内産のお米の消費拡大に向けたPRや地産地消の推進として、例えばひかりふるさとまつりや市内で催される行事、イベントでこうしたお米を景品として活用いただくなど、様々な形でのPRに取り組みながら市内産米の消費拡大に努めているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。後学のために聞かせていただきました。ありがとうございます。

以上です。

○大田委員

主要施策の成果の144ページ、ため池ハザードマップ作成が2か所で41万8,000円。決算書では155ページのハザードマップ作成委託料41万8,000円。この2か所はどのようなハザードマップの作成をされたのか教えてください。

○岩崎農林水産課技術担当課長

ハザードマップ作成委託料についての御質問でございます。

ハザードマップ作成委託料につきましては、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づきまして、防災意識の向上や市民の皆様が緊急時に迅速かつ安全に避難することができますように、ため池が決壊した場合の浸水想定区域や洪水の到達時間、避難場所を記載したため池ハザードマップを作成したものでございます。

令和6年度におきましては、浅江地区の柏木ため池と東荷地区の八ヶ宗ため池の2か所についてハザードマップを作成したところでございます。

以上でございます。

○大田委員

柏木ため池はどこか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

浅江西河内地区にありまして、木園地区の少し北側になりますけれども、西部墓園のやや南側の辺りに柏木ため池と申しますため池がございます。

以上でございます。

○大田委員

それは、当然、下流までの浸水地域だろうと思うんですが、下流はどのぐらいまでか。海までの浸水地域でハザードマップを作成されたんですかね。

○岩崎農林水産課技術担当課長

柏木ため池の浸水区域についての御質問でございます。

ハザードマップ作成時に浸水想定区域を定めておりますが、柏木ため池の浸水想定区域は浅江の和田町に隣接する圃場の周辺であり、主に田んぼの中が浸水するという想定になっております。

以上でございます。

○大田委員

それと、その下に農業用施設整備工事でやっておると。まだ残り91か所あると。それで10か所が防災ため池で6か所が調整中というふうな答弁だったと思うんですが、それについてのため池ハザードマップというのは作成の段階にまで陥っていないと。今からやらなければいけないと思うんですが、どういうふうな考えでしょうか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

ハザードマップの作成について市の考え方というような御質問かと思えます。

ハザードマップの作成につきましては、ため池の貯水量が一定規模以上であり、ため池決壊時の浸水想定区域内に家屋や公共施設がある場合など、先ほど申し上げました法に基づいて指定を受けたため池が対象となるところでございます。

本市におきましては、これまで改修工事を行うなどにより、当面の間、ため池の廃止が見込まれないため池や、今後、廃止工事を計画するため池のうち具体的な工事の計画に至っておらず、すぐに工事に着手しないため池について合計で7か所を想定しておりますが、この7か所を対象としましてハザードマップの作成を進めているところでございます。

ハザードマップの作成につきましては、令和5年度に宮ノ尾1号、宮ノ尾2号、岩狩、景平、山崎の5か所、令和6年度に先ほど説明させていただきました柏木と八ヶ宗の2か所のハザードマップを作成しまして、目標とする7か所につきましては全てハザードマップを作成したところでございます。

○大田委員

それでは、今、12か所と14か所のところについては全部ハザードマップを作成しておるという解釈になるんですが、それでよろしいんですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

予定しています7か所を全て作成したところでございます。
以上でございます。

○大田委員

令和5年に5か所と令和6年に2か所で計7か所と、危険ため池というのは、もう今後は光市には農業用ため池はないという解釈で作らないと。

○岩崎農林水産課技術担当課長

先ほど申し上げました7か所のため池につきましては、これまで改修工事を行い当面の間廃止をしないため池や、具体的な工事の計画に至っていないため池であり、廃止工事を現段階において計画している箇所は3か所ございますので、そちらについては、令和7年度に廃止工事を行うため池もございますので……。

○大田委員

令和7年度は言わなくても、令和6年度のことだけをお願いいたします。

○岩崎農林水産課技術担当課長

現段階において廃止工事を計画している3か所のため池についてはハザードマップを作成しない方針としております。

したがいまして、ハザードマップについては全部で7か所を予定しており、その作成につきましては、全て完了したところでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、要するに残りがまだ91か所あって、防災ため池があと10か所で調整中が6か所あるというふうに答弁されて、今、防災ため池のハザードマップは7か所で作っているという答弁だったと思うんで、だから、もう今後のため池については安全とみなしてハザードマップを作らないという考えなんですかとお聞きしているんです。

○岩崎農林水産課技術担当課長

浸水想定区域の中に住宅や公共施設があるような危険なため池については、先ほど申し上げましたようにハザードマップを作成するため池と、工事を実施するため池がございまして、それ以外についてはそういった危険性については現段階においては考えておりません。

以上でございます。

○大田委員

農業用ため池は古いから、今は安全と思われているかも分かりませんが、結構、水がたまったりして土砂崩れというか、堤が崩れるという危険性は持っていると思うんですよ。

今、もう7か所しかハザードマップを作っておられないと言っておられるんですが、私はやっぱり市民の安全・安心のためにハザードマップを作られたほうがいいのではないかと思いますので、今後よく検討してみてください。よろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

主要施策の成果の152ページ、決算書の163ページ、漁港管理費の中で漁港施設補修工事、牛島漁港物揚場と水産物供給基盤機能保全工事というのがあります。そこで、これについてどのような工事をされたのか、ちょっと教えてほしいんですが。

○岩崎農林水産課技術担当課長

漁港施設補修工事と水産物供給基盤機能保全工事の詳細ということで説明させていただきます。

まず、漁港施設補修工事につきましては、牛島漁港の物揚場を改修したものでございます。こちらにつきましては、漁船が利用するほか牛島海運の定期船も利用されている漁港施設でございまして、牛島にお住まいの市民の皆様をはじめとしましてライフライン関係の事業者など、航路利用者の乗り降りの際の安全性や利便性を確保するものでございます。

こちらの物揚場につきましては、室積港のような浮き棧橋は設置しておらず、船が係留する際は船を岸壁に直接係留することとなります。このため、潮の干満に合わせて、潮位が高いときには階段状になっています物揚場の高い箇所は平場に、潮位が低い場合には低い箇所の平場に船から張り出した可動式の通路を設置することで安全な通路を確

保するような利用方法となっております。

このような中、令和6年度に新たな牛島へ向かう定期船が就航し、従来の定期船に比べまして乗り降り口が低くなるため、新たな定期船の乗り降り口の高さに合わせまして物揚場の平場の加工が必要となったことから、既存の物揚場のコンクリートの一部を取り壊しまして、新しいコンクリートを打ち込むというような工事を行っております。

続きまして、水産物供給基盤機能保全工事についてでございます。

こちらにつきましては、市内漁港の機能保全計画に基づきまして、老朽化が進む漁港施設の保全工事を計画的に実施して補修工事に要する費用の縮減を図るとともに、漁業者の安全を確保しようとするものでございます。

令和6年度では、防波堤や護岸などを対象としました補修工事を実施しておりますが、これらの施設につきましては経年的な材料の劣化に加えまして、波浪や高潮などの外力による浸食、地盤沈下などによる構造的な歪みなどが複合的に影響して損傷が生じているものでございます。

こういったことから、護岸や岸壁のうち、例えば波が直接衝突するような箇所におけるコンクリート断面の欠損や地盤沈下に伴うコンクリート表面のひび割れなどが主な損傷となっております。

こういった損傷に対しまして、断面欠損に対しましては既存の劣化部分を取り除きましてコンクリートや流動性の高い補修モルタルを注入するなど、欠損断面の修復を図るとともに、コンクリート表面のひび割れに対しましては接着性や耐久性などに優れた補修用のポリマーセメントモルタルを充填するなどの工事を行ったところでございます。

以上でございます。

○大田委員

牛島の漁港は可動式というふうに言われましたが、浮き栈橋ではないんでしょう。浮き栈橋だったら可動式というのが考えられるんですが、固定の栈橋なんでしょう。

○岩崎農林水産課技術担当課長

すみません。説明が不足しておりました。

船から張り出すスロープの部分が可動して角度が変わるようになっておりまして、設置する側の物揚場については潮位の高さに応じて高いところにスロープを設置したり、低いところにスロープを設置したりなどの調整が必要となることから、平場の加工を今回実施したところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それは陸から操作するんですか。船から操作するんですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

船側から通路を張り出して設置するというような使い方になります。
以上でございます。

○大田委員

そうすると、高潮時と引き潮時のときには2か所の物揚場を設置しているという考えになるんですが、それでよろしいんですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

潮位に合わせて設置する場所を変えるという認識で間違いありません。
以上でございます。

○大田委員

それで、高潮のときには高いところのコンクリートの岩壁があり、低いときには低いところの岩壁があると、2段形式で設けていると。船から栈橋を出すときにはそれに合わせるよと。可動式というのは船のほうにあるということでしょう。私は陸から上がるものという説明に感じたからお聞きしたんですよ。だから、もう一遍ちょっと簡潔に。

○岩崎農林水産課技術担当課長

委員ご認識のとおりでございます。船からの可動式の通路ということでございます。
以上でございます。

○大田委員

分かりました。船から出すとなると、なかなか人間も少ないでしょうから気をつけて乗り降りをしてもらいたいと思います。

また、八幡防波堤やら西ノ浜防波堤やら西ノ浜護岸ではポリマー式のコンクリートを打つというように言われたが、これは半永久的に持つんですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

ひび割れに充填するポリマーセメントモルタルについて説明させていただきましたが、やはり人工物でありますので永久的に保つことは困難ではございますが、通常のコンクリートよりも接着性や耐久性が高いものを使用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。腐食が激しいですから、そのところはよく気をつけてやってもらいたいと思います。

それと、参考資料の12ページの予備費の充用状況について少しお聞きしたいんですが、農林水産業では3点、それで災害にも3点上がっているんですが、そのところの予備

費の充用について御説明をお願いしたいんですが。

○影土井農林水産課長

予備費充用は6件ほどありまして、その内容でございますが、まず、上段の里の厨の高圧ケーブルの修繕82万1,000円は令和6年12月17日に里の厨内の高圧ケーブルが損傷、全面停電が発生したことから、翌日を臨時休業とし、予備費を活用して緊急修繕を行い、翌19日の営業再開につながったものでございます。

その下の行政財産使用料の還付2万円は、農林水産課が所管する土地に係る行政財産使用のうち、過年度分に係る過誤納分について予備費を活用して速やかに還付したものです。

その下の市有林落下対応応急工事477万4,000円は、令和6年4月に、室積村地内における市有林ののり面に、市道上へ落石の危険性のある浮き石が確認されたことから、早急な対応が必要との判断に至り、予備費を活用して応急工事を実施したものです。

その3行下になりますが、災害復旧費の現年度工事災害復旧費の委託料、災害による測量設計業務112万1,000円につきましては、令和6年7月の豪雨で被災した塩田の入野地区、それと小周防の高尾地区の用水路について、国庫補助災害復旧事業として早期に復旧を図るため、被災箇所現地測量や復旧工法の選定、また、災害査定を受けるための査定資料の作成業務について、予備費を充当して実施したものです。

その下の使用料及び賃借料34万7,000円は、同じく令和6年7月の豪雨で農道室積線ののり面が崩落し、道路の通行に支障が生じたことから、予備費を充当して、早期に土砂撤去を行ったものです。

最後にその下の工事請負費189万5,000円は、令和6年5月の豪雨で光井の八海地区の山地斜面が崩落し、崩落斜面に隣接する水路に土砂が流れ込み、水害の発生が懸念されたことから、予備費を充当して早期に斜面の整形を行ったとの内容でございます。

以上でございます。

○大田委員

今、お聞きすると、至急にやらないといけないという工事であったように見受けられます。だから予備費を使用されたんだろうと思います。そういう緊急に要するときにはしょうがないと思いますので、今後も適時、適材適所というか、無駄のないようにやってもらいたいと思っております。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 令和6年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：山本道路河川課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

1点だけ、決算書の175ページをお願いします。

河川水路整備事業、また河川維持管理事業での災害対策、水害対策、いろいろとしゅんせつ等をされていると思うんですけど、どのぐらい進んで、どういった成果が見込まれているか。その辺りを教えてください。

○山本道路河川課長

水害の防止ということで御質問いただきました。

水害の未然防止に係る主なものとしましては、主要施策の成果の169ページをお願いしますでしょうか。

169ページの中ほど、(3)河川維持管理事業に示すように7つの普通河川と3つの団地の調整池に堆積した土砂などを取り除くことで豪雨時の氾濫防止を図っております。

このほか、前のページ、168ページになりますが、下の(1)河川水路整備事業に示す市街地の水路、浅江排水路の補修工事を行い浸水被害の軽減を図っております。

このように、しゅんせつや水路の補修を行うことは効果的、効率的に水害の未然防止につながるものというふうに考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。引き続き、大雨とか台風とかありますので、このしゅんせつのところをしていただきたいと思います。やっぱり平成30年豪雨で浸水した方々は、こうやってしゅんせつをしても、また大きい台風とか大雨が来たら不安だという声が実際に届いています。

どこまでできるかというのは難しいんですけど、この近隣のしゅんせつとかをしたところに工事に入るよというような案内はされていると思うんですけど、こういった工事をしてどういった成果が出るんだよというところとか、そういうことが市民の方に伝わればもう少し安心につながっていくのではないかなとは思っています。

それがどういった形がいいのかというのは、ちょっと私も分からないところがあるんですけど、実際にちょっとそういった声もあるので、どういった形かでそういった、せっかく予算をつくって対策されているので、それが市民の方により伝わるような形でもう一步していただけたらなと思っています。

以上です。

○大田委員

今と同じなんです、維持管理事業として、今、10河川、7河川と調整池はほとんどしゅんせつ工事なんです、島田川なんかを行くと水門があるんですね。その維持補修のあれは確か市が請け負っていたと思うんですが、その維持管理費が載っていないんですが、あれは県だったのか、確か私は市と聞いていたんですが。

○秋友監理課長

ただいま島田川の水門、樋門等の管理ということで質問をいただきました。

島田川の河川につきましては、県から委託を受け管理を実施しております。その中で軽微なものについては職員で管理をしていくことにしております。

維持管理が専門的である場合については、県と調整をさせていただき、専門業者に管理を委託させていただいているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると県からの維持費が入ると思うんですが、歳入のほうに載っているんですかね。ちょっと教えてほしいんですが。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○秋友監理課長

歳入のほうで決算書の47ページ、右側の土木管理費委託金ということで河川、海岸として計上させていただいております。

○大田委員

これは何か所ぐらいあるんですか。

○秋友監理課長

河川施設管理委託金ということで、樋門7か所、水門6か所、西の河原防潮水門1か所、陸閘2か所という形で県から委託を受けております。

○大田委員

すみません。水門が6か所、樋門が7か所、西の河原の業務委託が1か所、それで2か所は何でしたか。

○秋友監理課長

陸閘が2か所です。設置されている陸閘は12基を受けております。島田川の右岸に9基、五軒屋に3基、合計12基になります。

○大田委員

今、全部で12か所と言われたんですが、樋門が7か所、水門が6か所、西の河原が1か所、それでもう2か所だったら17か所になるんですが。

○秋友監理課長

陸閘については2か所ございますが、そのうち12基ほど設置させていただいています。

○大田委員

17か所のうち12か所が光市が委託を受けたという解釈になるんですかね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○秋友監理課長

水門、樋門の数について御報告させていただきます。

現在、島田川の河川の管理ということで、三井樋門に1門、浅江樋門に1門、小周防樋門に1門、規格第一水門に1門、規格第二水門に1門、和田排水路防潮水門に2門、そして花園水路防潮樋門に2門、木ノ下水門に1門、川口防潮水門に1門、島田市排水路樋門に2門、三井樋門1に1門、三井樋門2に1門、山田樋門に1門という数になっております。

以上でございます。

○大田委員

これだけ樋門、水門があります。それで、今、西の河原水門は事業費が296万4,000円を頂くようになっているんですよね。それで全部の河川委託金が275万円で残りが21万円で、この11か所について21万円で維持管理をされているというふうな解釈になるんですが、それでよろしゅうございますか。

○秋友監理課長

西の河原防潮水門については、この決算書に記載している金額で管理をさせていただいておりますが、島田川の防潮水門、樋門等については職員で維持管理をさせていただいています。

以上でございます。

○大田委員

職員で管理されているというのはいいんですが、だから、これが296万4,000円と、それで河川施設管理委託金は、この樋門、水門の委託金が275万4,000円。そしたら残りの21万円が残りの11か所になるのではないかと思うんですが、それでよろしいですかとお聞きしているんです。

○秋友監理課長

河川施設管理事業の西の河原防潮水門委託として296万4,000円で委託しております。こちらの委託金額については県から受託した河川施設管理委託金の全てを合算した金額が必要となります。

○大田委員

私も勘違いをしていた。296万4,000円を西の河原の事業費として上げて、これは県から頂くんでしょう。

○秋友監理課長

さようございます。

○大田委員

それで、河川管理委託金275万4,000円はこの西の河原の水門も一緒に含んでいるわけでしょう。これは含んでいないのか。

○秋友監理課長

こちらの金額については、全て西の河原水門の維持管理に費やしている状態でございます。

○大田委員

すみません。もう一遍、説明してください。

○秋友監理課長

再度、西の河原水門についての御質問をいただきました。

西の河原水門につきましては、現在、県から管理委託金ということで167万4,300円の契約を締結させていただいておるところでございます。

島田川については、先ほど申し上げたところですが、島田川については別契約としまして108万120円で委託契約を交わしております。

以上でございます。

○大田委員

私も勘違いしていたんですが、ここの47ページの県からの委託金275万4,000円は、成果についての169ページにある西の河原の水門のお金275万4,000円の県費と全く同じなんですよね。

だから、こちら側の島田川に係る水門、樋門についての金は、今、108万2,000円と言われましたかね、これはどこに載っているんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○秋友監理課長

河川施設管理委託金ということで47ページの1番目に記載しておりますが、この金額が275万4,420円という金額で計上させていただいております。

その内訳としまして、先ほど申し上げました河川管理施設委託契約書ということで先ほど説明した樋門、水門のほうが108万120円という金額になり、西の河原川防潮水門及び排水機場ということで県から委託を受けているものが167万4,300円となります。合計でこちらの275万4,420円という金額を計上させていただいております。

○大田委員

108万2,000円が西の河原以外の樋門、水門ということになるんですが、12水門、樋門があって、その管理委託というのはどういうふうな管理委託をされているのか。ちょっと金額が安いように思うんですが、教えてほしいんですが。

○秋友監理課長

ただいま県と河川管理施設委託契約を締結させていただいており、河川管理施設管理要領ということで維持管理を進めさせていただいております。この内容としましては、本体の施設管理とし、腐食の状況、破損の状況及びゲートの状況等でございます。開閉についても年間数回は点検する要領になっています。このような状況で、水門、樋門等々について確認させていただいている状況でございます。

○大田委員

私が以前、その樋門、水門は水害があったときにどうするんですかと言ったら、ポンプを据えるというふうに言われんです。ポンプをどこに取りに行くのかと聞いたら北九州まで取りに行くと言われたんですが、そのポンプを取りに行くのもこの108万円の中に入っているんでしょう。それは別々ですか。

○山本道路河川課長

ポンプを据えるという御質問でございますが、これは恐らく川口水門に台風が接近したときに仮設的にポンプを設置するということを言われているのではないかと思います。この費用につきましては、決算書の175ページをお願いできますでしょうか。

備考欄を見ていただいて、下から3段目の一番下に河川維持管理事業というのがございます。そのすぐ下に浸水対策業務委託料101万7,500円ということで計上しております。これが台風の接近時の、高潮等に備えるため緊急的に設置する費用でございます。

以上でございます。

○大田委員

101万7,000円というように言われたんですが、平成30年の豪雨のときにせつかくこう

いう金額を上げておられるのに、樋門、水門が役に立たなくてポンプの設置も役に立たなかったんですが、今後こういうことがないようにしようと思ったらどういうふうにされたらいいと思っておられますか。

○山本道路河川課長

水害に対する対応でございます。現在、県のほうで島田川の河川改修やしゅんせつ等が進めておられます。一方、市におきましても、先ほど御説明しました河川浚渫事業ということで、河川内に堆積する土砂といったものを除去して流下能力の確保に努めるなど水害の軽減に努めているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そこで、ここの10か所でしゅんせつ工事なんかがされているというように捉えられるんですが、どうしても支流から流れてくる水に対して、樋門、水門を閉じられるとそこに水がたまって、しゅんせつしてもその水量がオーバーしてオーバーバンクというんですかね、洪水になると田畑、宅地に侵入してくる例が今現在、出てきているわけです。

それから、そのポンプをどこからいかに早く持ってくるかというのが課題になるだろうと思うんですよ。せっかく101万7,000円もやっているんだったら、そういうのはもう常時すぐ持っていかれるような整備は取れないのかと思うんですが、そのところはいかにお考えかをお知らせください。

○山本道路河川課長

このポンプの設置につきましては、設置を委託している業者が、ポンプをレンタル、借りているわけなんですけど、こういったところにも確保ができるよう、御協力のお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから先ほどもお話しさせてもらったように、以前、樋門、水門を閉じられたときは6インチのポンプで吸わないといけないと、そんな大きなポンプはこの辺にないですよ、北九州まで取りに行くというふうに言われたんですが、北九州まで取りに行ったら、もうオーバーフロー、オーバーワークというのか、もうポンプの役をなさないだろうと思うんですよ。

そのところ対策は、いかに近くでポンプを借りて排水をするかということになると思うんですが、その対策は今後どのようにされるかをちょっとお聞きしたいんですよ。それが維持管理の中に入っているんだろうと思うんですが。

○山本道路河川課長

以前、確かにポンプを借りるために遠くまでということではございましたが、最近で

は、可能な限り近隣の業者さんのほうでストックまでとは言いませんが在庫を持っておられるので、その辺は、適宜、御協力をいただきながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひともその対応をしてもらいたいと思うんです。樋門、水門が12か所もあって、そこでしゅんせつもやられておられるんですが、どうしても水というのは1分1秒を争う状態になると思いますから、そここのところでいかにポンプをそこに早く設置して排水をするかというのが一番大事だろうと思いますので、ぜひともそここのところは市のほうも対策を取っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと、橋梁についてお聞きしたいんですが、成果の165ページで橋梁数が208橋というふうに書いてあるんですが、橋梁の工事においても随分不用額として上がっていると思うんですが、208橋全部やられてこれだけの不用額が上がっているんですかね。そここのところをお知らせください。

○山本道路河川課長

少し整理させていただきますと、今、委員さんが御質問された208橋ということでございます。これは、主要施策165ページの中ほどに計画策定委託料ということで示しております。

これは、先般6月の所管常任委員会で長寿命化計画の改定の御説明をさせていただきました。その対象橋梁が208橋。208橋を対象とした計画ということでここには記載しております。

次に、不用額についての御質問がございました。これは先ほど御説明した令和6年度決算審査参考資料をもう一度お願いできますか。これの10ページになります。表の中ほどのやや下。

この中で、道路橋梁費、道路新設改良費ということで、このうち委託料で不用額が2,705万1,000円出ております。この中で橋梁の対象となるものは、その右の欄の内容を御参照いただければと思います。

その中で、跨線橋補修工事委託料1,076万円とR5測量設計委託料繰越明許1,508万8,000円を不用額として計上しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、説明で跨線橋においては鉄道事業者のあれでそれだけかからなかったから1,000万円何がしかは不用額として上がりましたよというふうに説明がありました。

その右のR5測量設計業務委託料、市道5橋、また立野のほうも含んでと言われて、それが1,508万8,000円不用額で上がったと。なぜそんなに1,500万円も上がったのかをちょっと教えてほしいんですが。

○山本道路河川課長

まず1,500万円ということがございますので、内容の3番目、R5測量設計委託料繰越明許でございます。

これは主要施策に戻っていただいて、主要施策の成果166ページをお願いできますでしょうか。166ページの下の（ア）測量設計委託料に示している5橋の橋梁補修設計と立野浅江線の横断暗渠の改築実施設計をしたものでございます。

この不用額の主なものは、先ほども申したように入札時に発生する入札差金が主な不用額の要因でございます。

以上でございます。

○大田委員

入札結果ですね。となると参考資料の18ページから25ページにかけての入札結果ということになると思うんですが、すみません、ちょっと教えてください。

○山本道路河川課長

これはR5ということで、入札は令和5年度に行っておるところでございます。

以上でございます。

○大田委員

R5年度に行ったら、R6年度には行っていないと。そういうことになるのか。

○山本道路河川課長

これは令和5年度から令和6年度に繰り越した委託料でございます。したがって、入札自体は令和5年度に実施して、その委託料を令和6年度に繰り越しておりますので、決算審査参考資料につきましては、令和6年度に実施した入札結果が記載されているものと認識しております。

以上でございます。

○大田委員

R5年度に入札されました。そうするとR5年度の不用額として上がるのではないのか。入札して入札結果だったら。

○山本道路河川課長

この測量設計委託料でございますが、これは令和5年度に跨線橋の補修工事の委託料が鉄道事業者との協議によって大きく減額となっております。これで一部を橋梁の補修設計のほうに振替をしております。

これは補助事業になりますので、国との振替の協議等に時間を要したもので、少し発注が遅れて令和6年2月以降の契約になっております。ということで、繰り越して入札

差金分は不用額というふうに計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

跨線橋の1,076万円は鉄道事業者のあれによってというのは理解しました。それが新しく橋梁の設計のほうに繰り込まれたと、だから令和6年2月に入札したから令和6年度の決算に不用額として上がったと、今、そういうふうに言われたんですが、そうなんですね。

○山本道路河川課長

これは、先ほどから申しますように令和5年度からの繰り越しでございます。令和5年度のJRに委託した工事の委託が減額になります。これを同じ事業の橋梁補修の設計のほうに一部の費用を組み替える。これに時間を要したために、今、不用額で上がっている対象の工事の入札が翌年の令和6年2月以降になっております。

このことから、不用額ということで計上させていただくとともに、これは調査設計ということで橋梁の補修については調査費用等の増額も考えられるわけですので、その入札減の費用は一部を留保したということもその要因の1つでございます。

結果として、留保はしましたが、増額に対する事案というのが発生しなかったので不用額ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○大田委員

おもしろいね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山本道路河川課長

改めて、令和6年度決算審査参考資料の10ページの不用額について御説明させていただきます。

このうち、先ほどから御質問をいただいているR5測量設計等委託料繰越明許についてでございます。

これは、繰り返しになりますが主要施策の成果の166ページの下、(ア)測量設計等委託料に示している5橋の補修設計と立野浅江線の横断暗渠を実施したものでございます。これは、あくまで令和5年度から令和6年度に繰り越して実施したものでございます。

この不用額の発生理由としては、入札時に発生した入札差金が主なものでございます。これらを1,580万8,000円として不用額に計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

おはようございます。決算書の173ページの右のところに計画策定等委託料470万4,000円で、成果については165ページのところにあるんですが、これ、長寿命化計画として策定された途中じゃろうと思うんですが、橋梁数208橋というふうに書いてあるんですが、これが今のところ長寿命化の計画の全貌ですか。

○山本道路河川課長

橋梁長寿命化計画に関しましては、先般の6月の委員会で概要等御説明させていただきましたが、208橋を対象とした計画でございます。
以上でございます。

○大田委員

じゃけん、208橋が全部だろうという答弁じゃったんですが、そのうちの今どのぐらい進んで、どのぐらい残っているんですか。

○山本道路河川課長

橋梁長寿命化計画の進捗状況ということだろうと思います。これに関しては、橋梁の措置、架け替えであったり、補修であったり、こういったものを今まで令和6年度までに架け替えを2橋、補修を22橋、合計で24橋、措置という言い方をするんですけど、24橋の措置を行っているところでございます。
以上でございます。

○大田委員

それで、次のページ、166ページの橋梁補修工事が4橋と167ページの橋梁補修が6件あるんですが、それもこの長寿命化計画の中の一つで、どういうふうに長寿命化対策をされたのか教えてください。

○山本道路河川課長

令和6年度決算に基づいて御説明させていただきますと、まず、166ページの上の表、市道舗装整備等工事の中に橋梁補修工事というのがございます。これは、調査点検等を行いまして、必要な橋梁の補修、例えば中村住宅中橋であったら断面修復、ひび割れとか断面が欠損している部分、こういった部分、あるいは橋梁の舗装部、アスファルト舗装の部分の改築であったり、こういったものを行っております。また、その下、イ、令和5年度、繰り越したものなんですが、測量設計においては、橋梁補修に必要な橋梁の補修の設計等も行っておるところでございます。
以上でございます。

○大田委員

断面補修をやられたというふうに言われたんですが、この辺に対して橋脚の部分が全

然出ていないんですが、橋脚は全部もう長寿命化の計画の中でも耐えられるという、補修なんかはしなくても大丈夫ということで、こういうふうに床版のところだけしか書いていないんでしょうか。

○山本道路河川課長

橋梁につきましては、少し専門的になりますが、上部工、下部工というのがございます。今言われたのは下部工のことだと思います。その中で橋脚でいいますと、橋脚を有する橋梁の補修はしていないので、橋台ということでお答えさせていただきますと、橋台の補修が必要な部分は当然今までも行っております。これは調査点検に基づき、必要な補修、措置は行っているところでございます。以上でございます。

○大田委員

いや、だから、下部工、橋脚のことについては全然されないんですかとお聞きしているんです。

○山本道路河川課長

橋脚ということであれば、橋脚を有する橋梁の補修はしておりません。ですから、橋台ということで、橋台については必要な補修を行ってきたところだとお答えさせていただきます。以上でございます。

○大田委員

いや、やっぱり橋にもいろいろ寿命いうたらおかしいかも分かりませんが、耐用年数とかいろいろあると思うんですよ。だから、橋梁長寿命化改善計画においては、下部工と上部工、両方やらなくちゃいけないと思うんですよ。上部工だけ、床版だけをやるんじゃなくて、橋脚、下部工の部分もやらなくちゃいけないと思うんです。そこらなんかの強度計算なんかもついでにしなくちゃいけないと思うんですが、そのところは今のところしないというふうな答弁じゃったんですが、私は当然しなくちゃいけないと思うんですが、そのところはどういうふうにご考慮されるか教えてください。

○山本道路河川課長

今、私がお答えしましたのは、令和6年度決算に対する橋梁長寿命化計画に対する対応でございます。当然、橋梁長寿命化修繕計画においては、上部工、下部工、今言われた橋脚等の対応も含めた計画となっております。以上でございます。

○大田委員

いや、だから、下部工はそういうような設計ちゅうか、補修設計というかな、測量設計か、あれには入れられなかったのかとお聞きしておるんです。

○山本道路河川課長

橋梁の補修設計、下部工の補修が必要なものは当然行っております。
以上でございます。

○大田委員

その中において、下部工、橋脚においては全然、耐用年数やら強度の部分においては全然問題なかったという答えを頂いているわけですね、測量会社から。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山本道路河川課長

令和6年度決算を対象にしますと、橋脚については、橋脚がございませんでしたので、橋脚の下部工に対する補修は行っていないところでございます。
以上でございます。

○大田委員

橋脚測量されて、打診検査やらボーリング検査やらされたと思うので、それで、このたびの6年度においては、橋脚部分については何ら補強問題をしなくても十分もつという診断をされたというふうに答弁されたので、そのところはなかなか納得しにくい部分もあったんですが、納得するようにいたします。
それで、橋台表面、橋台、上部工に対しては、この断面修復というのはどういうふうな工事をされたのか教えてほしいんですが。

○山本道路河川課長

橋梁の上部工には、ひび割れや鉄筋が腐食してコンクリートが剥落するというようなことが、少し専門的な話になるんですけど、発生しております。そういったひび割れに対する注入、あるいは、コンクリートが剥落した部分に対してはそれを戻すような、そういった補修工事などがございます。
以上でございます。

○大田委員

上部工については、床版に対して、そういう鉄筋が出ているというようなことを答弁があったんですが、その鉄筋が出た場合には腐食しちよると思うんですが、その腐食の仕方はどういうふうにされたんですか。

○山本道路河川課長

腐食についても、鉄筋が腐食が進まないような塗料であったり、そういったもので対応しながら断面修復を行っております。

以上でございます。

○大田委員

まだ総数が208橋ということでまだ大分残っていると思うんですが、もっと迅速に橋梁の長寿命化に対して対応して行ってほしいと思っております。よろしく。

説 明：沖本建築担当次長兼建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、少し1点だけ御質問させていただきます。決算書の183ページ、耐震診断委託料についてお聞きをします。

令和6年度は111万円が計上されておまして、先ほどの御説明の中では15件の耐震診断を行ったということでございますが、例えば、耐震性に問題があった件数というところをお示しをください。加えて、耐震性に問題があった場合の対応についても併せて御確認させてください。

○小林建築住宅課建築担当課長

耐震性に問題があった件数とその後の対応についての御質問でございますが、耐震診断の結果につきましては、地震の揺れに対して倒壊しない、一応倒壊しない、倒壊する可能性がある及び倒壊する可能性が高いという4つの区分に判定されます。令和6年度は15件の耐震診断を行いまして、倒壊する可能性があるまたは倒壊する可能性が高いとの結果が出たのは14件でした。

また、耐震性に問題があった場合の対応につきましては、耐震診断の結果を報告する際に、耐震改修の補助制度についての紹介を行うとともに、制度に関するパンフレット等を配付しております。

以上でございます。

○小林委員

耐震で問題があったというところが14件あったというところと、その後のフォローとしましては、今、市でやっている補助制度についての説明があるということで理解をいたしました。非常に今後やはりいつ何が起こるか分かりませんので、有事の際。なので、早めのやっぱり対応というのが必要になってきますので、この取組については引き続き対応のほうをよろしく願いをしておきます。

あと、先ほどの御説明の中で、15件の耐震診断を行ったということではございますが、これ、当初予定されていた件数という部分を併せてお示しをください。

○小林建築住宅課建築担当課長

当初の耐震診断の募集件数につきましては7件でございます。
以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○小林委員

すいません、なので、7件ということですので、それを超えて15件の耐震診断ということを行ったということですので、これ、予算措置はどのように行ったのかということをお示しをください。

○小林建築住宅課建築担当課長

予算措置につきましては、耐震改修補助事業の住宅建築物安全ストック形成事業などの残予算を流用し、15件分の耐震診断を行ったものでございます。
以上でございます。

○小林委員

状況がよく分かりました。やっぱりこの耐震診断というところは、まだほかにも光市の中ではその対象となるような家屋というものは多くあると思いますので、少しでも早くこの診断を行って対応のほうにつなげていただきたいというふうに思います。
以上でございます。

○沖本建築担当次長

先ほど、私の決算の説明の中で、185ページ、185ページの備考欄の中ほどにございます公営住宅共用部管理負担金54万6,777円の説明のところ、岩田駅前住宅と言うべきところを光駅前住宅と申し上げました。正しくは岩田駅前住宅でございます。失礼しました。

○井垣委員

主要施策のほうの冊子の180ページに、住宅費についての表があって、収納率が毎年81%ぐらいなんですけれども、これは非常に高いような気がするんですけども、5人に1人は払っていないという感じで、同じ人がずっと何年も毎年払っていない人が、つまり5分の1の、住居人の5分の1の人がずっと払わないで住み続けているという状態なんですか。

○沖本建築担当次長

滞納者の人数でございます。決算審査参考資料の5ページの中ほどに滞納人数を記載しておりますが、合計で101名の滞納者の方がいらっしゃいます。ずっと滞納したまま住み続けている人がいるのではということですが、具体的な数字については現在、資

料を持ち合わせておりませんので、分かりかねますが、そういった方もたくさんいらっしゃいます。
以上でございます。

○井垣委員

やっぱり年度ごとで見るので、その年に百何人だったとかそういったデータはあるんですけども、一人の人が何年続けて滞納しているかっていうデータってすごく大事だと思うんです。その決まりとかは別にないんですか。例えば、10年間滞納したら出ていってくださいとか、そういう何もそこはルールはないんですか。

○沖本建築担当次長

光市営住宅家賃滞納整理要綱というのがございまして、一定の期間、一定の金額以上未納となっている入居者で、納付の意思が全くないものについては住宅の明け渡しを求めて裁判をすることができるという決まりはございます。
以上でございます。

○井垣委員

今、その条件にフィットするような人はいますか。

○沖本建築担当次長

先ほどの裁判の対象となる候補者は、たくさんいらっしゃいますが、ほとんどの方の納付の意思を確認しておりますので、今のところは裁判には至っておりません。

○井垣委員

どうもありがとうございました。

○大田委員

同じく180ページなんですけど、成果の180ページなんですけど、不納欠損額がゼロと、大変優秀なんですけど、何か訳があるんですか。

○沖本建築担当次長

不納欠損に至る案件がございませんでした。

○大田委員

不納欠損ちゅうのがないということはええと思うんですが、それで、未収金、未収額、これ、前年度分が146万5,000円と過年度分が2,763万7,000円で、合わせて2,910万2,000円になると思うんですが、参考資料には2,837万6,000円ってなっちゃうんですが、この金額の差というのをちょっと教えてもらえませんか。

○沖本建築担当次長

2,800とおっしゃられますのは……

○大田委員

参考資料の5ページの差引き未収額、合計が2,837万6,000円、たしかそういった感じで言われたんですよね。それで、こっちの成果のほうの180ページのほうには、過年度分が2,763万7,000円と現年度分が146万5,000円とうたってあるんです。足したら2,910万2,000円になるんですが、この金額の差が出ちよるのをちょっと教えてほしいと言っている。

○沖本建築担当次長

参考資料5ページの表中にございます一番右側の欄で、差引き未収額の2,837万6,000円、これと、先ほどの主要施策の成果の未済額の2,910万2,000円、この差額はということでございますが、参考資料の2,837万6,000円は、令和7年7月末時点の未収額でございます。先ほどの主要施策の未済額2,910万2,000円は参考資料の5ページの表の左側にもございますが、5月31日の出納閉鎖時点の金額になります。

○大田委員

月数が違うということね。それで、今言うように81.9%、ずっと81%台が続いているんですが、一時はもう少し収納率が上がっちゃったと思うんですが、これ何か19%、約20%ぐらいのあれは何か原因があるんですか。

○沖本建築担当次長

収納率はその年度によって差がございますのは、理由はございません。ただ、特に過年度分、過年度分の収納がかなり年度によってばらつきがございますので、この辺の収納率の差が出ているのではないかと考えております。

以上でございます。

○大田委員

納入計画やら、その人ら個人らの人たちに出会っていろいろな御相談をされているというふうに一応理解はしているんですが、収納を上げるという努力はもっとほかに――そのぐらいしかないんですかね。督促状も当然、利子がつくと思うんですが、そういうのはもう向こうの相手方には知っておられるんですかね。

○沖本建築担当次長

光市営住宅家賃滞納整理要綱に基づいて、文書による指導は行っておりますが、利子については求めておりません。

以上でございます。（「利子はないの」と呼ぶ者あり）

○大田委員

督促状で利子はないの。極端に言ったら、1,000円の払い忘れじゃったら、ずっと1,000円の支払いだけでいいと。1,000円が1,005円なり1,010円なり1,100円なりとかいうのはないと。1,000円は1,000円のままでずっといくと。住宅の住宅費に関しては。

○沖本建築担当次長

督促状、催促状、特に利子に関する取り決めはございません。
以上でございます。

○大田委員

前からこれ、以前から、その人のところへ行ってから、ぜひともちゅうような、という話を皆さんができておられたんですが、これは保証人がおるはずですから、保証人からというのは考えられたことはありませんか。

○沖本建築担当次長

滞納者に対しましては、先ほど申し上げました滞納整理要綱に基づいて、督促状、2回の催告書、最終催告書といった文書を送付しますが、2回目の催告書を送付する際には、連帯保証人には完納指導依頼書といった文書を送付しております。これは、滞納家賃について、本人に支払うように指導をしてくださいというような文書になります。その後、最終催告書送付の際には、連帯保証人に請求をしますよといった内容の連帯保証人債務履行請求書を送付することになります。

○大田委員

以前、退去通告、退去勧告か、あれをされた例がありますが、今のところはそれに至るまでの入居者はいないと、そういう理解になるのでよろしいですかね。

○沖本建築担当次長

今のところ、そこまでの悪質な滞納者はいらっしゃいません。

○大田委員

ぜひ完納できるように努力してください。それと、今、長寿命化計画において、虹川住宅なんかは解体と、松中住宅も建て替えるというふうな計画になっていると思うんですが、松中住宅を建て替えて、どのぐらいの長寿命化計画の削減になるんですかね、建て替えた場合。現在、松中住宅が建っているのが、それを解体して新しく建て替えたならどのぐらいの削減になるんですか。

○沖本建築担当次長

戸数の削減ということで申し上げさせていただければと思うんですけども、現在、松中住宅123戸ございます。今現在35戸程度で新たな松中住宅を考えておりますので、

123から35を引くと88戸程度の削減になるかと思います。

○大田委員

大体平米でいつも表されているんですが。

○沖本建築担当次長

新たな松中住宅の床面積であるとか、大きさであるとか、今現在検討中でございますので、その辺についてはまだ具体的な検証は行っておりません。

○大田委員

それならパーセントは。

○沖本建築担当次長

パーセンテージについて検討中なので、お示しができない状況でございます。以上でございます。

○大田委員

それで、今度建て替える、6年と7年で2か年で進めていきますというふうにも書いてあるんですが、市営住宅の移転費用で369万9,000円、9世帯が松中住宅の人に移転してもらったというふうにも書いてあるんですが、説明があったんですが、あと何世帯ぐらい移転してもらえれば建て替えが可能なんですか。

○沖本建築担当次長

現在進めております移転は、建て替えのためではございません。松中住宅の令和7年8月末時点の入居者の数は46世帯でございます。その46世帯中、その他の市営住宅を移転を希望している入居者はそのうち16世帯でございます。あと残りの入居者が新たな松中住宅への移転を希望されているという状況でございます。以上でございます。

○大田委員

残りの30世帯の方が松中住宅を希望されていると今言われたんですが、今現在建て替えようと、6年、7年度において建て替えようとされている。だったら、何世帯ぐらいのいたら建て替えられますかとお聞きしているんです。今、35世帯を計画しておるといふふうに言われたんですが。だから、そのあれは十何棟か20棟近くあったと思うんですが、その中の何棟かなくなったら建て替えられると思うんですが。

○沖本建築担当次長

松中住宅の建て替えにつきましては、先般の議会の一般質問の答弁でお答えをさせていただいておりますが、非現地建て替えとなります、汐浜2区住宅の余剰地を含んだ

場所での建て替えを計画しておりますので、今の入居者がなるべく仮移転をしなくても建て替えられるように、現在検討中でございます。入居者が何世帯移転していただけたら建て替えられるという考えではなく、非現地で建て替えられる場所もありますので、そういった土地を活用しながら、なるべく入居者の方に負担をかけないで済むような計画づくりを進めております。
以上でございます。

○大田委員

非現地で建て替えを計画ということですね。松中住宅の現地では建て替えを考えていないと、そういうふうに理解しましたが、よろしいですね。

○沖本建築担当次長

これも一般質問の答弁の中でお答えさせていただいたんですが、非現地であります汐浜2区住宅の敷地と松中住宅の敷地の一部、この2つの市有地を利用して建て替えをするということでございます。
以上でございます。

○大田委員

今現在は多分、そういうのに当たり、現在すぐ建て替えができるだろうと思いますから、ぜひとも早く建て替えをしてください。よろしくお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

4 都市政策部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 令和6年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：北川都市政策課長 ～別紙

質 疑

○新見委員

それでは、主要施策の成果について、171ページ、3の公園緑地費についてですが、令和4年から令和6年で大幅に、令和6年度は大幅減となっておりますが、この理由についてお示してください。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

こんにちは。公園緑地費の街路樹・緑地帯管理委託料の大幅な減額についてでございます。

街路樹・緑地帯管理委託料については、地区ごとに発注しております市道等の街路樹や緑地帯の剪定、除草や危険木の伐採などの維持管理に要する費用でございます。

令和5年度に街路樹と公園樹の緊急点検を行いまして、倒木のおそれがあると判断した街路樹118本の緊急伐採を令和5年度に行っております。それにより、令和6年度につきましては、街路樹の伐採や剪定が減ったことから減額となったものでございます。以上でございます。

○新見委員

了解いたしました。伐採等なければ、令和6年度と大体同じような金額になるということで理解よろしかったでしょうか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

仰せのとおりでございます。

○新見委員

承知しました。

続きまして、172ページ、イの公園緑地管理委託料、これについて、その他公園緑地管理委託料、こちらも今回は令和6年度は大幅増になっているんですが、こちらの理由についてお示してください。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

先ほど御説明いたしました令和5年度に街路樹と公園樹の緊急点検を行い、街路樹については令和5年度に危険木の緊急伐採を行っております。そして、公園樹につきましては、令和6年度から危険木の緊急伐採を行っており、その他公園緑地管理委託料

については、この危険木の伐採に要する費用により大幅増となっているものでございます。
以上でございます。

○新見委員

大幅増の要因、了解いたしました。危険木については、全国で倒木等、大変危険な状態になっておりますので、引き続き診断等していただきまして危険木の伐採を進めていただきたいと思えます。

続きまして、173ページ、4の冠山総合公園運営費についてですけれども、イのオートキャンプ場の利用状況について、こちら、イでオートキャンプ場利用状況の人数についてはお示しが、サイトの利用等についてはお示しがあるのですが、年間の利用金額についてお分かりのようでしたらお示しください。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

冠山総合公園のオートキャンプ場の利用料金についてでございます。指定管理者からの報告によりますと、令和4年度につきましては利用料金収入が804万4,000円、そして令和5年度につきましては690万6,000円、令和6年度につきましては565万8,000円となっております。
以上でございます。

○新見委員

直近3年間で利用者数と利用日と合わせて、収入についても大体2割減ということで減っていているということで、これ、来年度、指定管理者と利用者増に向けた協議等、どのようなことが行われているのかお聞かせください。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

キャンプ場の利用者の減少につきましては、その要因や課題等を指定管理者と共有し、様々な面から対策を協議しているところでございます。6月の議会でも御議決いただきました光市都市公園条例の一部改正に伴う自主事業によるキャンプ用品のレンタルなども含めて、今後も指定管理者と連携を密にして対策を検討していきたいと考えております。
以上でございます。

○新見委員

こういった施設の利用については、一つは交流人口、関係人口からの移住者増というところと、それからあと、指定管理費について、恐らく指定管理を受ける事業者については、こういう利用料も含めて幾らかというところが出てくる、請負金額になってくると思えますので、収入増を見込みながら、指定管理費の低減というものを見越して、各指定業者との協議を増加要因になるように進めていただきたいと思えます。

私のほうは以上です。

○田中委員

すいません、重なるところもあるんですけど、今の主要施策の171ページの公園緑地費の関係なんですけど、今、危険木のお話がありました。点検をして、危険木については伐採していくんだよということでございました。その中で、公園の部分については、ここに234本の伐採を行って、前年は118本という説明もあったんですけど、この点検した本数と伐採している本数について、計画どおり進んでいるのかどうか、確認をさせていただけたらと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

公園の危険木については令和5年の時点で409本ございます。令和6年に234本の伐採を行い、進捗としては57%となっております。今年度につきましても伐採を予定をしております、3年間で危険木を伐採する予定としております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。そうすると、あと、街路樹のほうも同じような感じで危険木については対応されていると思うんですけど、それについてもお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

街路樹につきましては、令和5年に街路樹の緊急点検を行いまして、118本の危険木がありまして、令和5年に118本、全て伐採をしております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。全て対応しているということでございます。ただ、やっぱりどうしても生き物なので、現状枯れてくる木もあると思いますので、そのときの対応というのが必要だと思いますので、その辺はしっかりお願いしたいと思います。

それで、街路樹の緑地帯の管理委託料についてなんですけど、予算に対して今回減額になっているという部分があると思うんですけど、何ていうか、街路樹、先ほど説明の中でも、街路樹を伐採した部分で管理が減ったから減額になったんだというようなお話もあったんですけど、どうしても工賃とか物価高騰の中で、業者さんもなかなか厳しい中で作業をやられていると思うんです。

その中で、同じ金額でずっといくと、やはり年2回という草刈り作業等が難しくなってくるのかなというのは感じているところなんですけど、その辺りで現状の管理の品質を維持しようと思えば、金額の増額の必要性も出てくるのかなと思うんですけど、その辺りで、決算なので、実際、作業をして現場からどういう声があるのか、リクエ

ストどおりに作業が実施できたのか、その辺りについて声をお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

委員仰せのように、同じ範囲のものを同じ規模で年々続けていけば、やっぱり燃料費や物価の高騰などによって年々費用が増加していきますので、その範囲とか回数、または、市民の皆様の協力を得ながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

○田中委員

市民の協力も得ながらという部分で、私もできるところはやろうとは思いますが、ふだんの日常生活の中で樹木とか草刈りって、やっぱり市民の目につきやすいところで、一応、リクエストとしてはエリアで同じ金額で出して草刈りをお願いしても、業者としては金額がかかればちょっと品質を落とさないといけないという状況が出てくると思いますので、品質を維持することに視点を置きながら、いかに予算を確保していくかっていう視点をぜひ持っていただきたいなと思っておりますので、他の事業についてもそうですけど、いろんなところで物価高騰の影響を受けて事業者の方も頑張っていると思いますので、その辺りはしっかり見ながら品質維持に努めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○清水委員

決算書177ページ、主要施策170ページ、お願いします。公開型GIS導入業務のことです。これのひかりピカピカマップ、本年度4月から導入されていると思うんですが、ちょっと私も見てみて、どういったものかというのは確認しました。これのまだ導入したばかり、今年度から導入しておりますので、これを導入して想定される効果、そういった成果、どういったことが成果として出てくるのかなというのをまず教えてください。

○北川都市政策課長

公開型GISの導入によって見込まれる効果というか、どういったものが見込まれるのかというお尋ねでございますけれども、委員も御覧になったということでございますが、都市計画の用途地域であったり、市道とか、下水道情報とか、公共施設とか、いろんな地図情報というのを一体的にインターネットの上で閲覧できるようにしようとするものがこの公開型GISでございますので、これができるということは、当然、市民の皆様であったり事業者の方々の利便性が向上します。今まで窓口にあっちこっち行って見ていたものが、インターネット上で一元的に閲覧ができるというのがまず一つ。

もう一つが、今回導入に当たって地図が大体50程度あるんですけれども、これにつき

まして、都市計画や市道の地域図については、主に事業者の皆様への情報と言えるんですけども、このほかにも例えば防災情報であったりとか、ウォーキングであったりとか、景観情報とか、市民の皆様に向けた情報も公開するようにしております。あと、ホームページで見られるということは、今まで来庁して見るにはどうしても開庁時間にお越しいただく必要がございましたけれども、これがインターネット上に公開できるということは、24時間365日いつでも見ることができるということで、こういった点で一元的に見られる、いつでもどこでも見られるというのが利点ではないかと考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。これのひかりピカピカマップ内では、一番下にアンケート、満足度のアンケートとかも載っているんで、これから市民の方、事業者の方が見て、これがどう使いやすかったかという、その辺りの評価をされていくと思うんですけど、始まったばかりでまだまだ認知度が低いと思いますので、これはせっかく予算をしっかりとかけて、私はこの公開型GISってすごくいいものだと思っているので、より多くの市民の方が活用できるように、市民にどう周知していくかというのと、あとはどう活用していくのかというのと、こういうふうにしたら今までより便利なんだよっていうのを、そういうことを周知していくと「あ、そういうことね」というので見れると思います。実際、私も見て、子育てのところとか公園とか見て、だったらグーグルマップとか航空地図と併せて見れるので、どういう公園なんだとかどういう緑地なんだっていうのも見れるので、これはすごくそういったところでも便利だなとも思ったので、各所管でこういったものを見ると、遊ぶ場所、子供の遊ぶ場所もそうですし、さっき言ったウォーキングのところとかもそうですしとか、これをより活用するといよいよというようなものを伝えていただくと、市民サービスの向上に直結していくのかなと思いますので、次の課題はそこかなと思うので、その辺り、PDCAサイクルを丁寧に回していただけたらと思います。

その下の主要施策のその下、イの立地適正化計画策定業務、ここについてお伺いするんですが、ここで光市都市再生推進協議会、これが行われております。これ、実際に詳しい会議内容、どういったことが話し合われて、決まったものがあればお示ください。

○北川都市政策課長

都市再生推進協議会についてのお尋ねでございますけれども、まず、そもそも都市再生推進協議会とは何かというところでございますが、立地適正化計画の策定に関して、必要な協議を行うために設置したものでございまして、学識経験者、いわゆる大学の先生であったり、高専の先生であったりとか、地域コミュニティーの代表の方であったりとか、建築関係の方、商工関係の方、医療、介護、福祉、子育て、いろんな分野の方の団体の代表者の方であったり、公共交通事業者などに委員として就任いただい

ている任意の団体というものでございます。

令和6年度につきましては4回ほど開催いたしまして、それぞれ参加者の方から居住促進区域であったり、防災指針の設定などについて御意見を頂くなど、立地適正化計画の改定に向けた協議を行って、計画改定の内容の検討を行ったところでございます。内容としては、前回の振り返りと今後のスケジュールであったりとか、誘導施策や目標値の設定についてであったりとか、防災指針の素案についてなどについて御協議をいただいたというところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。こういった会議って、会議をすることが大事じゃなくて、これをどう生かしていくかというのが大事だと思うんですけど、4回実施して、誘導施策とかいろんな意見が出たというところですけど、この立地適正化計画って、なかなか実行していく、実現していくっていうのはかなりハードルが高いものだと私は思っておりますので、もちろんコンサルも入っておるんですが、この会議を、ちょっと今聞きたかったのは、何か具体的にこういう意見が出てこういうふうにしていこうとか、そういったものが今後出てくるとは思うんですが、ただやって終わりにというか、していただかないように、そういったところをちょっと段階をきちんと分ければいいなと思ったので、またこの辺りはちょっと質問させていただこうとは思っています。

以上です。

○田中委員

トライアル・サウンディングもここでよかったですか。トライアル・サウンディング。すいません。じゃあ、主要施策の176ページにあります光駅の拠点整備事業費の中の(2)のトライアル・サウンディングということでこのたび実施をして、7件の応募がありということで書かれているんですが、その内容について、状況と評価についてお聞かせいただけたらと思います。

○北川都市政策課長

トライアル・サウンディングの実施に対する状況と評価というお尋ねでございます。まず、状況についてでございますけれども、トライアル・サウンディングそのものにつきましては令和5年度にも実施しておりまして、このときにはキッチンカーをテーマとしたテーマ型でやりました。これで一定の集客力が確認できたということで、令和6年度につきましては、もっと民間事業者の方々の柔軟な発想による利活用につなげるために、令和6年の10月15日から7年の1月31日までの3か月半の期間の中で、希望のあった日程で利用ができるように、柔軟な利用ができるようにしました。また、暫定利用の内容につきましても、キッチンカーに限定することなく、基本的には制限を行わないなど、条件を緩和して事業者を募集して行ったところでございます。

実施状況としましては、こちらに書いてありますとおり7件の応募と。これはいわゆ

る運営者が応募があったということでございまして、延べ63店という出店の中で、キッチンカー以外にもカイロプラクティックや農林漁業者の出張販売、クリスマスマルシェなどが主体的な運営の下で実施されたところでございます。

もう一つ、評価というお尋ねでございますけれども、令和6年度においては、先ほど申し上げましたように、マルシェや農林水産物の出張販売が実施されました。キッチンカーだけではなくても一定の来場者が確認できて、光駅周辺の空間が持つポテンシャルというものが確認できたものと考えております。

一方で、令和6年度は駐車場の西側、いわゆるマンション側のほうで実施したところでございます。令和5年度は駅の駐車場の東側、駅に近いほうでやったんですけれども、6年度は逆側でやったということもありまして、会場が駅から離れてちょっと分かりにくいといった御意見等を頂いております。駅の周辺の空間の中でも、利活用の目的に応じた有効な場所の選定というものが十分に留意する必要があるのではないかとこの認識を強くしたところでございます。

また、一部の事業者の方からは、常時出店というのはちょっと難しいと、週に一、二回程度がという御意見であったり、利用者からは、駅周辺に滞在できる場所が欲しいといった御意見も頂いたことから、今後の整備や民間事業者の参入手法等について考慮すべき、示唆というか、考えるべきことを与えていただいたのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○田中委員

このトライアル・サウンディングについては光駅の駐車場ということなんですけど、決算の参考資料のところの35ページのところ、このトライアル・サウンディングの検討について、目的的なことで、本事業を通して公共施設への民間参入を促しますということで書かれております。この事業を通してどういったふうに今後取り組んでいくのか、その辺りについてお聞かせいただけたらと思います。

○北川都市政策課長

先ほども申し上げましたとおり、今回の6年度の事業において、いろいろ御意見等を頂いたところでございます。これを受けてどのようにというお話でございますけれども、こちらの意見を踏まえまして、今、実際に光駅の基本設計というのを進めておりますが、こちらの中で反映をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。あと、こういう公共施設を使うことによって、民間がこれだけ手を挙げて活用したいんだという声が聞けたのも、一つの大きな成果ではないかと思っております。他の公共施設等においても、そういった使い方というのが可能性があるんだということが分かったと思っておりますので、ぜひその辺は広げていただきたいと思いますと思っております。

そしてまた、光駅の東の駐車場については、西の駐車場については、一部の利用者から、そのイベントで駐車場が埋まってしまって、本来の光駅を利用するために車で来た方が止めれなくて、電車にも厳しい時間があったとか、止めれなかったんだという声がちょっと入っておりますので、今後は、何かこういうイベントをするときはそういったことも御配慮いただけたらと思いますので、そのことはお伝えをさせていただきます。

以上です。

○小林委員

1件だけ。主要施策の172ページ、決算書類においては179ページで、公園緑地の管理委託料についてお聞きをします。昨今、物価高騰や人件費が上昇している中で、令和6年度は3,706万4,000円が計上されまして、令和5年度と比較して717万4,000円、これは減少しているんですけど、この要因についてお示しをください。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

公園緑地管理委託料の個別事業の公園緑地管理委託料についてでございます。この委託料につきましては、地区ごとに発注している公園内の樹木の剪定や除草、伐採などの維持管理に要する費用でございます。この中で、光井地区の維持管理について、令和5年度までは光スポーツ公園のあじさい苑の刈り込みや枯れ枝処分、除草などを業務に含んでおりましたが、光スポーツ公園の令和6年度からの指定管理者の指定替えの際に、あじさい苑の維持管理を光スポーツ公園の指定管理料の業務に含めたことから、委託料が減額となったものでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況が理解できました。私からは以上です。

説 明：秋山公共交通政策課長 ～別紙

○井垣委員

決算書の181ページの下のところ、ぐるりんバスの補助金が出ていたんですけども、その3つ上でもぐるりんバスのことがちょっと出てきたんですが、ちょっと聞き取れなかったのもう一回。2か所からぐるりんバスが出ているということですか。

○秋山公共交通政策課長

ひかりぐるりんバスの関係ですが、最初に申し上げました、循環生活交通委託料につきまして、これが実質、今のひかりぐるりんバス路線になりまして、令和6年4月から令和7年3月までの1年間運行した経費として決算上1,112万9,000円となっております。

議員仰せのひかりぐるりんバス運行事業費補助金、こちらにつきましては、令和5年10月から令和6年3月まで、西日本バスネットサービスが運行したひかりぐるりんバスの運行に対して、令和6年度に補助したということで、事業期間が違うということで御理解いただけたらと思います。

○井垣委員

了解しました。ありがとうございます。

○田中委員

では、主要施策の178ページからに、今、先行委員のほうにもありましたが、新しい体制と古い体制のほうも入り乱れた今回の決算ということになりますので、全体として、運行委託料と補助金の発生についてのその総評を頂けたらと思います。

○秋山公共交通政策課長

委託料と補助金の関係で、総評というところで、決算書では181ページの中ほど、下から3段目の事業で、民間バス確保維持事業というところで、決算額が7,228万4,000円となっております。この前年度比較との関係からお答えをさせていただきます。令和5年決算におきましては4,876万1,000円と。これがいわゆる民間事業者への補助、支援といったものに当たります。令和6年度については、決算書でございますように、7,228万4,000円となっております。

簡単に言うと大幅増となっておりますが、この要因といたしましては主に3つございまして、まず1つ目は、令和6年より周南近鉄タクシーにより運行した広域生活交通及び循環生活交通、この6年度決算は、先ほども申しましたように、1年間の運行に対して委託料として支出をいたしております。これに加えまして、令和6年3月まで当該路線を運行しておりました防長交通と西日本バスネットサービス、こちらに対しまして、通常、補助金であれば毎年10月から9月という事業期間に対する補助を行っておりますが、そのうち、令和6年では令和5年10月から令和6年3月まで、この半年間の運行に対し、それぞれの事業者に対しまして合計で1,295万7,000円を負担いたしております。

2つ目は、これまで中国JRバスが運行しておりました下松タウンセンターと室積公園口を結ぶ路線に対する補助、こちらにつきまして、同じく令和6年3月までの期間に対して322万8,000円を支出しております。これらの2つの要素の合計としましては1,618万5,000円となり、これは一時的な増加要因といえ、言い換えますと、令和7年度以降の負担はなくなる部分ということで御理解いただけたらと思います。

さらに、もう一点としまして、今年度より周南近鉄タクシーが運行しております広域生活交通路線、こちらにつきましては、防長交通が運行していた間は補助金として各市がそれぞれ直接負担をしておりました。しかし、令和6年度からは、光市が周南近鉄タクシーと契約をし、全額を一旦光市が負担します。そして、周南市からは、周南市内の走行距離に応じて負担金を頂き、この金額が歳入でも申し上げました754万

3,000円となっており、この部分は実質的には光市の負担ではないということとなります。

この3つの要因で、単純合計ではありますが、歳出の合計が7,228万4,000円から、この3つの合計2,372万8,000円を差し引きますと4,855万6,000円となり、民間事業者への負担額としては実質的には変わらないということで御理解いただけたらと思います。以上でございます。

○田中委員

今、改めてお聞かせいただいて、計算しながら聞いていたら、改めて、ほぼ同じ金額で維持ができたということで、便数が減った部分はあるかもしれませんが、私のほうにはそんなに困っている声は今のところ届いていないので、すごい体制づくりをされたんだと改めてこの決算で確認をさせていただきました。ありがとうございます。

それで、次についてお聞かせいただきたいんですが、同じ177ページの高齢者バス・タクシー運賃助成事業について、主要施策が180ページになるんですが、これについて、利用券の割合についてお聞かせいただきたいんですが、まずは、バスとタクシーの利用割合とか、あとは路線というか、地域別の利用状況みたいなものが分かれば教えていただけたらと思います。

○秋山公共交通政策課長

助成券のバス・タクシー助成券、こちらのまずバスとタクシーの利用割合ということで申し上げますと、バスが25.9%、タクシーが74.1%、これはあくまでも使用枚数に対する率ということでございます。そして、もう少し詳細に申し上げますと、路線バスのうち、防長交通が全体を100とした場合12%、周南近鉄タクシーのいわゆる循環生活交通と広域生活交通の路線に対する部分が11.4%、市営バスが2.5%、タクシーの部分の西部光タクシーが38.3%、タクシー分の周南近鉄タクシーが26.4%、大和タクシーが5.4%、岩田タクシーが4.0%、合計で100%ということでの利用の割合となっております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。この利用の状況から何か読み解けるものって、すいません、僕も今初めてお聞きしたので何とも分析できないので、何か読み解けるものがあれば教えていただけたらと思うんですけど。

○秋山公共交通政策課長

この助成券自体、個別に人の分析といったところまではできませんので、単純に先ほどタクシーとバス、バスが25%で、タクシーが約74.1%と申しあげましたが、利用枚数の限度でいいますと、バスは基本1枚、タクシーは3枚まで利用できますので、単純に言えば、利用の人数の割合でいうと、ほぼほぼ1対1の割合で利用されているの

かなというふうに考えております。
以上でございます。

○田中委員

分かりました。私も今数字を聞いたので、ちょっと自分でまたいろいろ分析というか、考えてみたいと思います。ありがとうございました。
以上です。

○清水委員

それでは、決算書181ページ、主要施策179ページをお願いします。コミュニティ交通事業のことについて伺います。いおき楽々会、三島おたすけネットのこちらの利用者数と、あと、運営側と利用者側からどのような声が届いているか、分かれば教えてください。

○秋山公共交通政策課長

コミュニティ交通事業の令和6年度のまず利用実績からお答えを申し上げます。いおき楽々会につきましては、61回の運行で延べ82名の方が利用されています。そして、三島おたすけネットにつきましては、53回の運行で延べ411名の方が利用をされています。

次に、運営とか利用者の声といったところで、主な声を御紹介といたしますか、説明させていただきますと、まず、移動範囲に関しまして、特に三島おたすけネットに関しましては、従前、上島田にありましたスーパーのミコーが撤退したといったことに伴いまして、いわゆるエリア外の移動といった要望でありましたり、あとは運転手の確保といったところで、年齢要件が従前は70歳未満というところへの改善が主な要望としてありました。

こうした声を受けまして、まず、先ほどのコミュニティ交通の移動先の三島おたすけネットの関係で申しますと、先ほども申しましたように、本来は小学校区内というものを基本としておりますが、そうした声も受けまして、中学校区内の商業施設、具体的には島田のアルクを特例として認めたといったことがございます。

それともう一点、運転手の年齢要件に関しましては、先ほども申しました70歳未満といったもともとの要件でありましたが、健康状態が良好であることはもちろんこと、70歳到達以降に自己の過失、自己、自分の過失による事故であったり違反を起こしていないといったことを条件としまして、75歳に到達するまで、要は75歳未満まで年齢要件を引き上げたという改善を行ったところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。非常に利用者と運営側の声を反映した、すごく柔軟な対応だと思えます。ちなみにこれ、今、三島でしたけど、いおき楽々会のほうっていうのは何か変化

はあったのでしょうか。

○秋山公共交通政策課長

特別な変化というものはないんですが、利用者数でいいますと、令和5年度からいいますと、単純にいうと倍増ぐらいしていますが、主には伊保木コミュニティセンターで生きがいデイサービスをやられているときに、伊保木地区在住の方を連れて、コミュニティセンターまで行って健康づくりといいますか、そうしたことに利用されるということで、その部分での利用は大きく増えたというふうに見ております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。本当にこの取組、コミュニティ交通の取組が、私、現実的な、これからちょっと各地域で根差していく現実的な突破口になるんじゃないかなと、突破口の一つだと思っています。なので、こういった取組、先ほど言ったやっぱりドライバーの問題がかなり大きいと思いますので、そういったところをこれから運転してくれるドライバーさんの発掘とか、掘り起こしとか、その辺りをぜひ市も協力して取り組んでいただければと思います。

今、先行議員からもあったところ、もう一つだけ聞きます。決算書183、主要施策180ページの高齢者バス・タクシー運賃助成事業のことなんですが、先ほどバスとタクシーの割合は聞いたんですけど、これ、全体の利用率を教えてください。

○秋山公共交通政策課長

昨年度の利用割合と、利用枚数に対する割合ということでお答えを申し上げますと、全体の交付枚数に対しまして67.5%の利用率でございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。私、これ、一般質問でもやったところではあったんですが、7割切るぐらいのところ、もらったけど使われない人がいるということで、ここが一つの課題だと思いますので、できるだけ、これが適正なのかどうかということもあるんですが、そのあたりの分析ってちなみにどういった分析なんでしょうか。

○秋山公共交通政策課長

詳細に利用割合が今言う7割を切っているというところの詳細の分析まではできてはおりませんが、当然、今、委員さんもおっしゃられたように、もらうだけもらって利用されないという方も一定数いらっしゃると思いますし、やっぱり転出であったり体調を崩されて、もらったけど利用できなくなったといった方も一定数はいらっしゃるのではないかと考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。本当に入院とかで使われない人もいますし、先ほど、バスとタクシー1対1っていうこともあったんですけど、私が聞く中では、タクシーの利用が、タクシーを利用される方はもっと欲しいよってという声を結構聞いたりします。タクシーを使われる人って、バス停から遠いとか、ちょっと足が不自由だったりとか、そういった方がいるので、今後、令和7年、8年と今後の取組として、そういった一律ではなくて、例えばバス停から交通空白地の概念も本市にも基準もありますから、例えば交通空白地の方は少し多めに配付するとか、そういったちょっと柔軟な対応も検討していただけたらいいんじゃないかなと思っておりますので、その辺りはぜひ検討いただければと思います。

以上です。

○小林委員

それでは1点質問させてもらいます。主要施策でいきますと177ページ、決算書でいくと181ページです。離島航路運航助成事業についてお聞きをします。令和6年度の輸送人員というのが7,105人で、令和5年度と比較して399人増加をしているんです。要は入りの部分が増えているということです。その一方で、令和6年度の欠損金額が令和5年度と比較すると増加しておりますけど、この要因についてお示しをください。

○秋山公共交通政策課長

欠損額の増加理由というところがございますが、委員仰せのように乗客は前年度より増えておりますので、当然、運航収益に関しては増加をいたしております。一方、費用面では、船員の退職に伴いまして、勤務シフトの都合上、前身のうしま丸になるわけですが、運航ができない日については、代船で運航したことに伴う代船費用の増、また、船舶の老朽化に伴う修繕費用の増など、収益の増加分、大幅に上回る費用が発生したというところで、欠損額が増えているというところがございます。

以上でございます。

○小林委員

欠損が増加した理由というのが代船の費用とか修繕費が上がっているというところ、その部分についてということで理解をいたしました。その上で、令和4年度以降、実質の欠損金額が増加傾向にあるということを経験しますと、この事業というのが非常に厳しい経営状況にあることは私は理解しています。ただ、この航路というのが、牛島で暮らす市民の唯一の交通手段ということ踏まえまして、この事業を安定的かつ持続的に運営するために取り組んでいる事例、こういう部分についてお示しをください。

○秋山公共交通政策課長

収支改善に向けた取組というところで、令和5年に牛島海運におきまして離島航路改善計画を策定しておりまして、これに基づきまして、運賃の改定でありましたり、SNSを活用した情報発信を通じた利用客の確保、また、費用面においては、長期的視点での修繕費等の維持管理経費の縮減を図り、安全な運航を確保するための新船の導入といったところを行っているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

分かりました。非常にこの経営状況というのが厳しいということは理解をしておりますけど、その上で取り組んでいるという事例というところで今何点か聞かさせていただきました。ただ、実質の欠損金額というのは多分、今後も多分なかなかこれが減少傾向に転じていくということはなかなか予想しづらいので、引き続きのこういうSNSの展開というところとか、やはり事業費を抑えるために、いわゆる修繕費を抑えるような計画的なそういうものが必要なのかなというふうに思いましたので、引き続きの取組のほうをお願いをしておきます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」